

生活安全の確保と 犯罪捜査活動

第1節 犯罪情勢とその対策

第2節 犯罪捜査に関する取組

第3節 地域住民の安全安心確保のための取組

第4節 社会における良好な治安確保のための
取組

第5節 犯罪被害者等支援

第2章

CHAPTER 2



第1節

犯罪情勢とその対策

平成15年（2003年）から令和3年（2021年）まで一貫して減少してきた刑法犯認知件数は、戦後最少となった令和3年から4年連続で前年を上回り、令和7年には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である令和元年を上回った。詐欺の被害が深刻となっているほか、刑事法の整備等を背景として性犯罪に係る認知件数が増加しており、また、刑法犯認知件数の総数に占める割合が大きい窃盗犯についても令和元年の水準に近づいている。

詐欺については、特殊詐欺の認知件数、被害額が共に過去最多となり、詐欺の被害額は4,000億円を上回るなど極めて深刻な情勢となっている。

また、サイバー事案については、インターネットバンキングに係る不正送金事犯の被害額が過去最多となったほか、ランサムウェアによるサイバー攻撃の被害が依然として深刻な状況にある。

さらに、匿名・流動型犯罪グループは、特殊詐欺をはじめ、薬物事犯や組織的窃盗・盗品流通事犯といった多くの事案に関与し、その収益を有力な資金源としている実態がみられる。

加えて、人身安全関連事案については、ストーカー事案の相談等件数及び児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数が高水準で推移しているほか、配偶者からの暴力事案等の相談等件数は増加傾向が続いている。

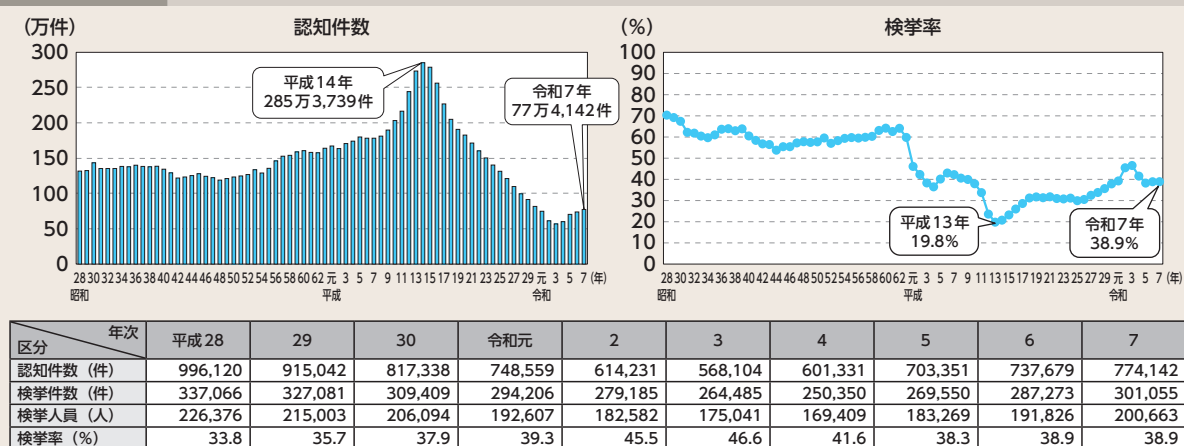
以上を踏まえれば、我が国の犯罪情勢は、厳しい状況にあると認められる。

1 刑法犯

（1）刑法犯の認知・検挙状況

刑法犯の認知・検挙状況の推移は、図表2-1のとおりである。

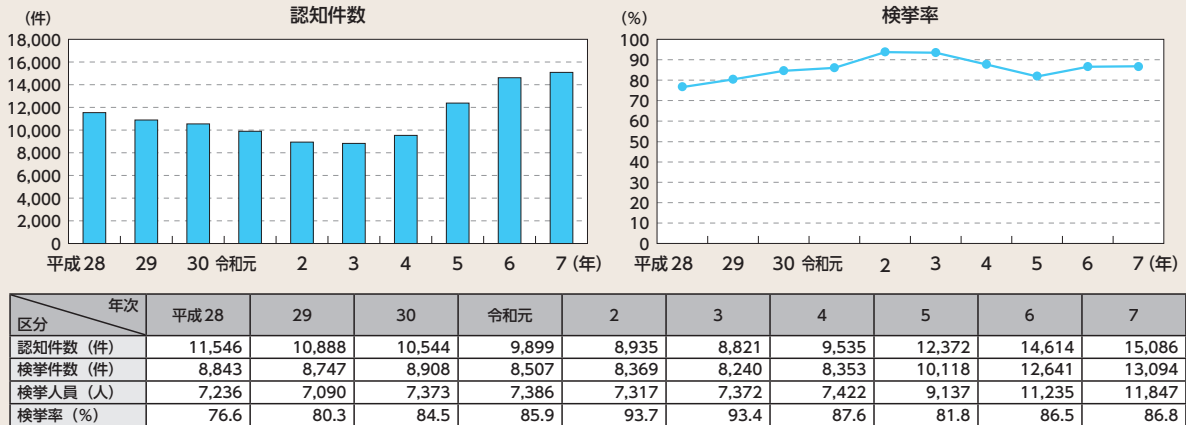
図表2-1 刑法犯の認知・検挙状況の推移（昭和28年（1953年）～令和7年）



(2) 重要犯罪^(注)の認知・検挙状況

重要犯罪の認知・検挙状況の推移は、図表2-2のとおりである。

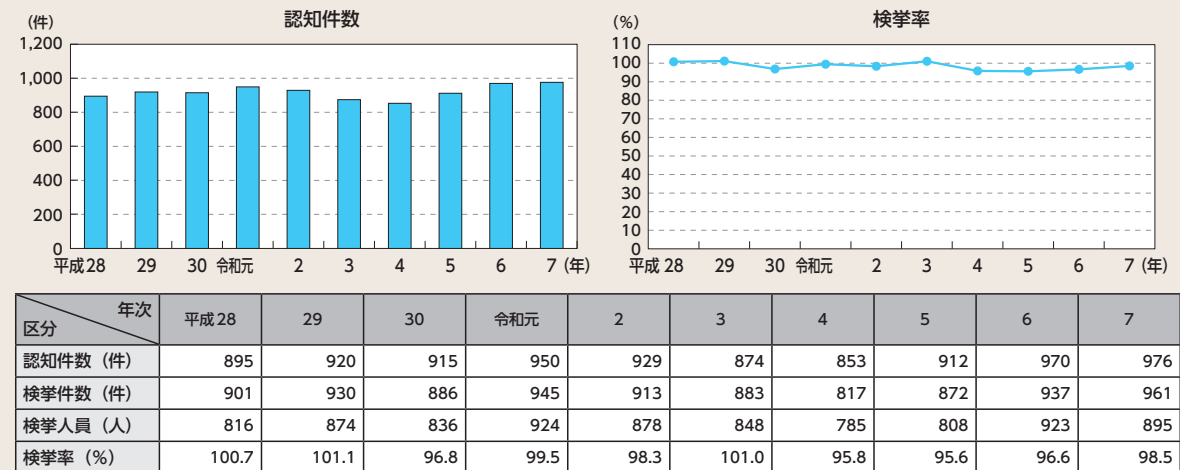
図表2-2 重要犯罪の認知・検挙状況の推移（平成28年～令和7年）



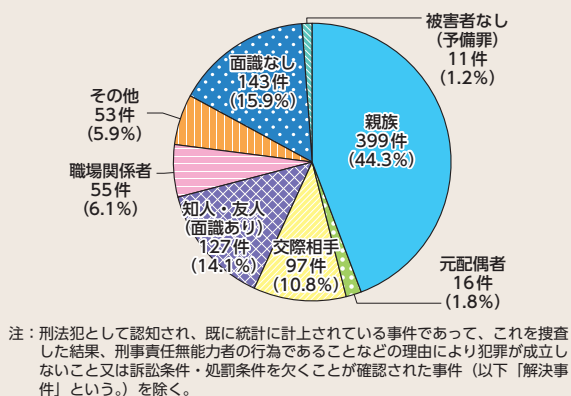
① 殺人

殺人の認知・検挙状況の推移は、図表2-3のとおりである。

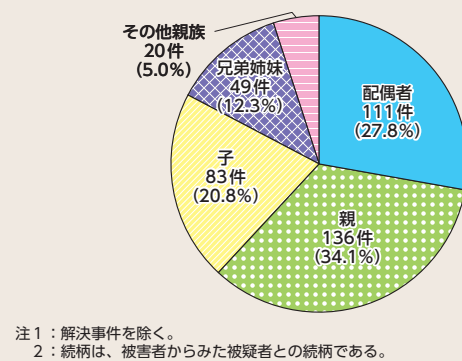
図表2-3 殺人の認知・検挙状況の推移（平成28年～令和7年）



図表2-4 殺人の被疑者と被害者の関係別検挙状況（令和7年）



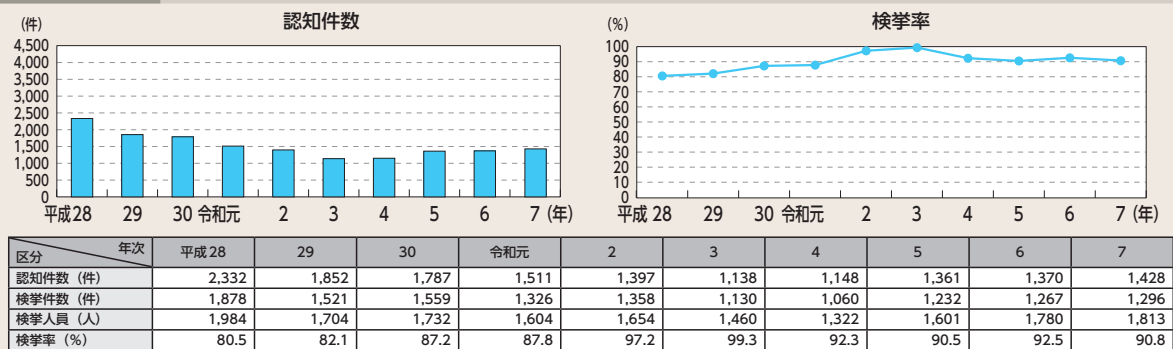
図表2-5 親族間の殺人の被疑者と被害者の関係別検挙状況（令和7年）



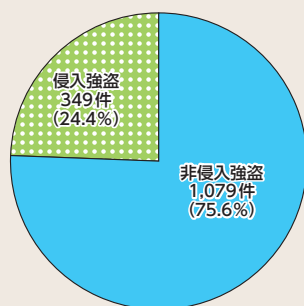
② 強盗

強盗の認知・検挙状況の推移は、図表2-6のとおりである。

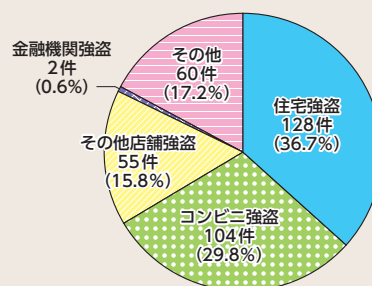
図表2-6 強盗の認知・検挙状況の推移（平成28年～令和7年）



図表2-7 強盗の手口別認知状況（令和7年）



図表2-8 侵入強盗の手口別認知状況（令和7年）

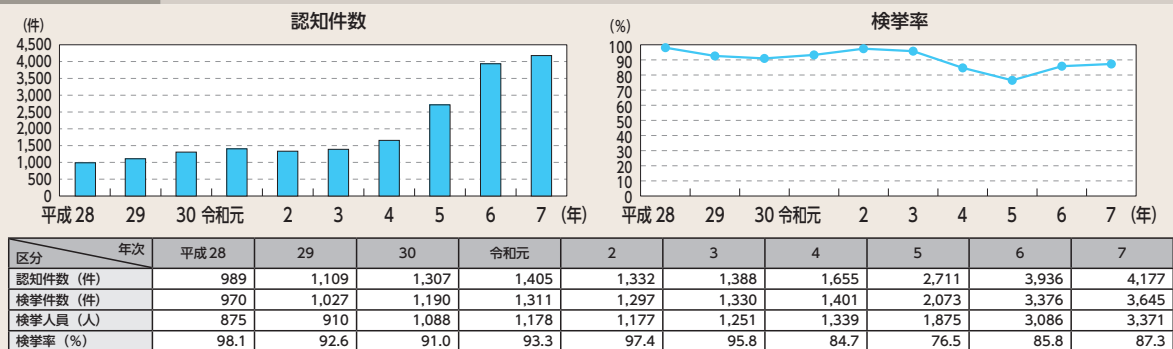


③ 不同意性交等・不同意わいせつ

不同意性交等の認知・検挙状況の推移は、図表2-9のとおりである。

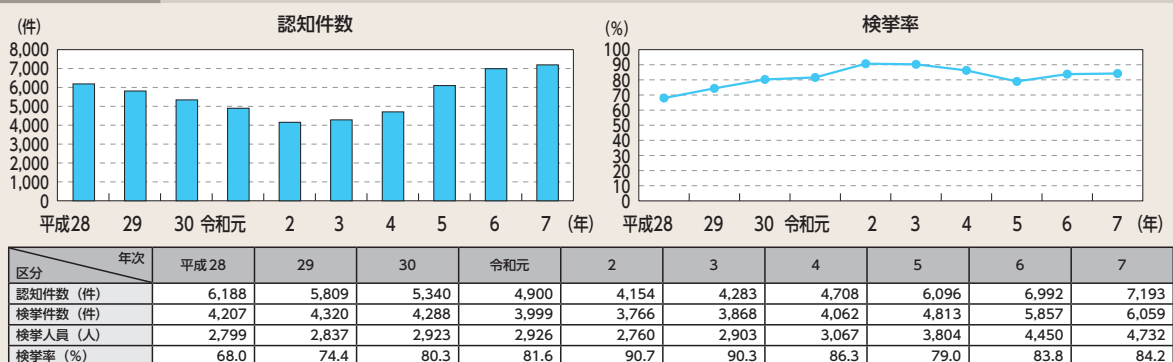
また、不同意わいせつの認知・検挙状況の推移は、図表2-10のとおりである。

図表2-9 不同意性交等の認知・検挙状況の推移（平成28年～令和7年）



注：平成29年7月12日以前に発生した事件については、強姦に係る数値を、令和5年7月12日以前に発生した事件については、強制性交等に係る数値を、それぞれ計上している。

図表2-10 不同意わいせつの認知・検挙状況の推移（平成28年～令和7年）

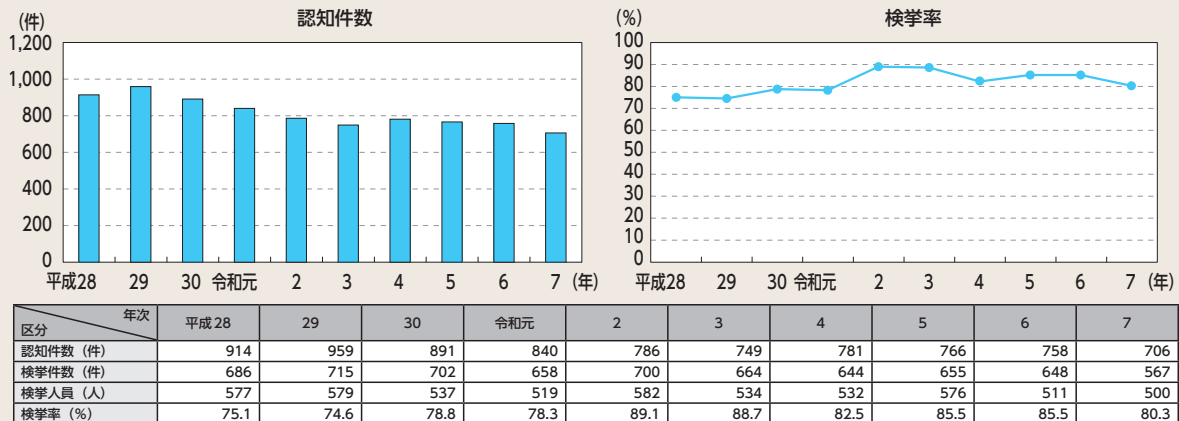


注：令和5年7月12日以前に発生した事件については、強制わいせつに係る数値を計上している。

④ 放火

放火の認知・検挙状況の推移は、図表2-11のとおりである。

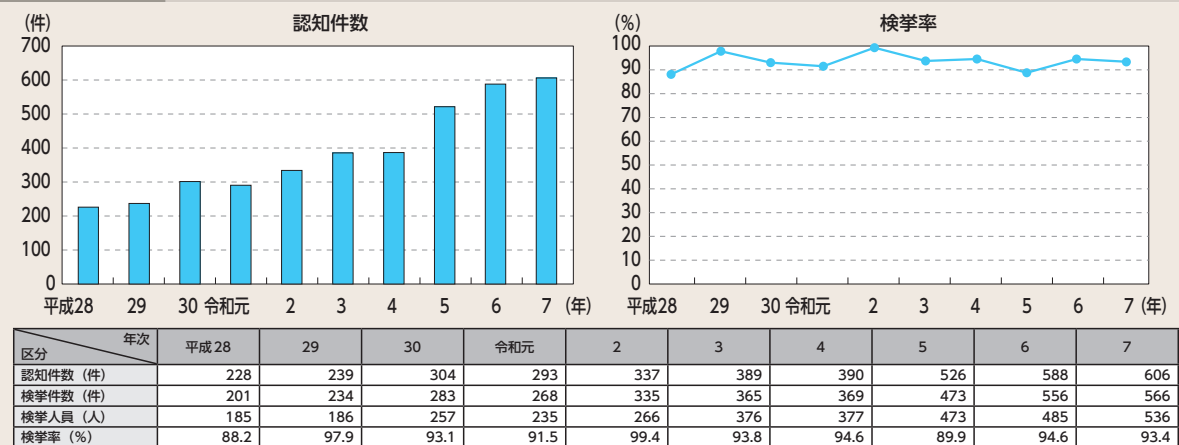
図表2-11 放火の認知・検挙状況の推移（平成28年～令和7年）



⑤ 略取誘拐・人身売買

略取誘拐・人身売買の認知・検挙状況の推移は、図表2-12のとおりである。略取誘拐・人身売買の認知件数を被害者の男女別でみると、女性が被害者である割合は、令和7年は78.4%であった。

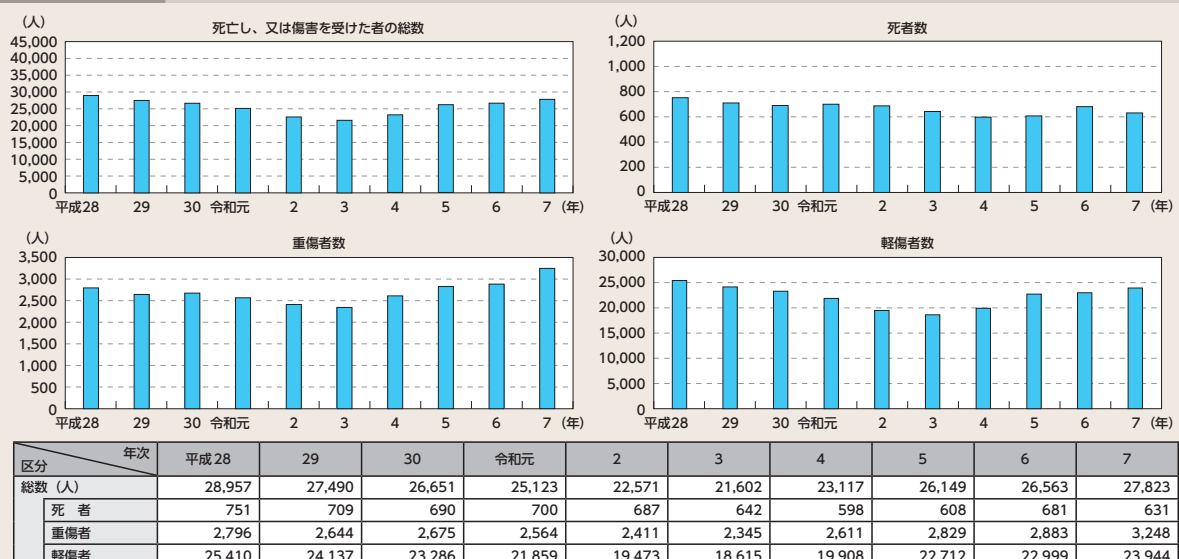
図表2-12 略取誘拐・人身売買の認知・検挙状況の推移（平成28年～令和7年）



(3) 刑法犯による身体的被害の状況

刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数の推移は、図表2-13のとおりである。

図表2-13 刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数の推移（平成28年～令和7年）



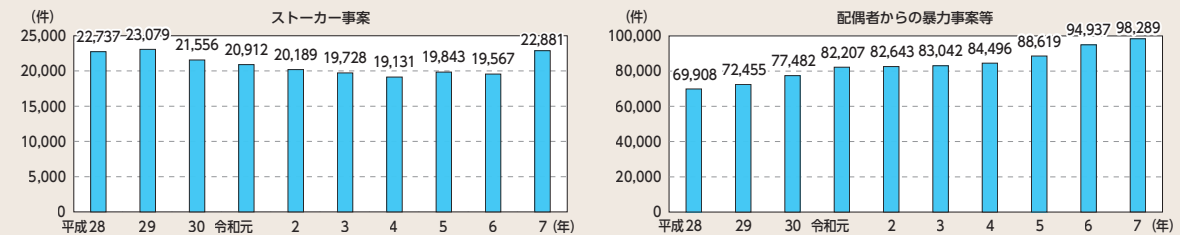
注：重傷者とは、全治1か月以上の傷害を受けた者をいう。

2 人身安全関連事案の現状と対策

(1) 人身安全関連事案の現状

ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等の相談等件数及び対応状況の推移は、図表2-14から図表2-16までのとおりである。ストーカー事案の相談等件数は高水準で推移しており、また、令和7年中の配偶者からの暴力事案等の相談等件数は、配偶者暴力防止法の施行以降、最多となった。

図表2-14 ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等の相談等件数の推移（平成28年～令和7年）



注1：ストーカー事案には、執ようなつきまといや無言電話等のうち、ストーカー規制法やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。配偶者からの暴力事案等は、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数を指す。

図表2-15 ストーカー事案への対応状況の推移（令和3年～令和7年）

区分	年次	令和3	4	5	6	7	前年比増減(注1)
刑法等検挙（件）		1,581	1,650	1,708	1,743	2,171	428 (24.6%)
	殺人（既遂）	1	1	0	0	2	2（-）
	殺人（未遂）	3	10	18	11	14	3 (27.3%)
	傷害	92	88	100	75	153	78 (104.0%)
	暴行	158	137	146	122	159	37 (30.3%)
	脅迫	195	210	227	187	292	105 (56.1%)
	住居侵入	337	354	360	378	437	59 (15.6%)
ストーカー規制法違反検挙（件）		937	1,028	1,081	1,341	1,546	205 (15.3%)
	ストーカー行為為罪	812	897	961	1,108	1,302	194 (17.5%)
	禁止命令等違反	125	131	120	233	244	11 (4.7%)
ストーカー規制法に基づく対応	警告（件）	2,055	1,868	1,534	1,479	1,577	98 (6.6%)
	禁止命令等（件）	1,671	1,744	1,963	2,415	3,037	622 (25.8%)
	警察本部長等への援助の申出の受理件数（件）	8,173	7,894	8,105	7,180	8,373	1,193 (16.6%)
その他の対応	加害者への指導警告(注2)（件）	11,565	11,798	12,184	12,228	14,049	1,821 (14.9%)
	被害者への防犯指導（件）	19,102	18,300	19,399	19,139	22,316	3,177 (16.6%)

注1：令和6年の数値と比較した令和7年の増減数（括弧内は増減率）

2：複数の対応をした場合は、それぞれに計上

図表2-16 配偶者からの暴力事案等への対応状況の推移（令和3年～令和7年）

区分	年次	令和3	4	5	6	7	前年比増減(注1)
刑法等検挙（件）		8,634	8,535	8,636	8,421	8,358	△63 (△0.7%)
	殺人（既遂）	2	0	0	3	5	2 (66.7%)
	殺人（未遂）	108	116	111	129	123	△6 (△4.7%)
	傷害	2,509	2,518	2,640	2,652	2,760	108 (4.1%)
	暴行	5,230	5,096	5,026	4,672	4,498	△174 (△3.7%)
	脅迫	133	128	132	138	162	24 (17.4%)
	住居侵入	36	40	38	47	53	6 (12.8%)
	その他	616	637	689	780	757	△23 (△2.9%)
保護命令違反検挙（件）		69	46	49	69	88	19 (27.5%)
配偶者暴力防止法に基づく対応	裁判所からの書面提出要求(注2)（件）	1,588	1,315	1,226	1,441	1,314	△127 (△8.8%)
	裁判所からの保護命令通知(注3)（件）	1,334	1,082	1,077	1,170	1,061	△109 (△9.3%)
	警察本部長等への援助の申出の受理件数（件）	21,525	21,991	20,172	19,689	18,933	△756 (△3.8%)
その他の対応	加害者への指導警告(注4)（件）	59,241	60,539	66,090	71,098	74,406	3,308 (4.7%)
	防犯指導・防犯機器貸出し(注4)（件）	74,517	74,040	77,548	83,564	87,223	3,659 (4.4%)

注1：令和6年の数値と比較した令和7年の増減数（括弧内は増減率）

2：申立人が相談した際の状況を記載した書面等の提出を警察が裁判所より求められた件数

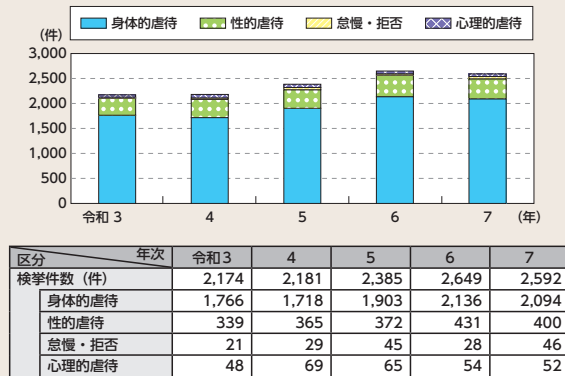
3：警察が裁判所からの保護命令の通知を受けた件数

4：複数の対応をした場合は、それぞれに計上

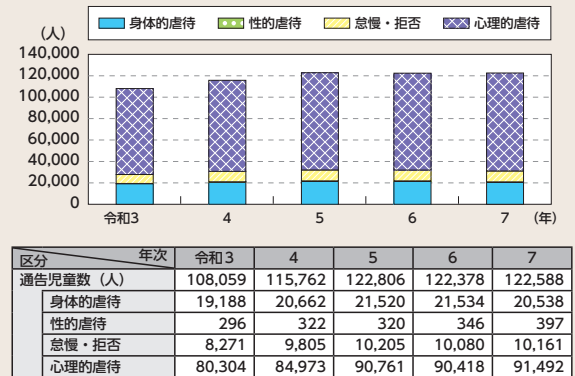
児童虐待事件については、令和7年中の検挙件数は2,592件、検挙人員は2,640人と、依然として高い水準で推移している。態様別検挙件数をみると、身体的虐待が全体の約8割を占めている。

また、令和7年中に児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数は12万2,588人と、依然として高い水準で推移している。態様別では、心理的虐待が9万1,492人と全体の約7割を占めている。

図表2-17 児童虐待事件の態様別検挙件数の推移（令和3年～令和7年）



図表2-18 警察から児童相談所に通告した児童数の推移（令和3年～令和7年）



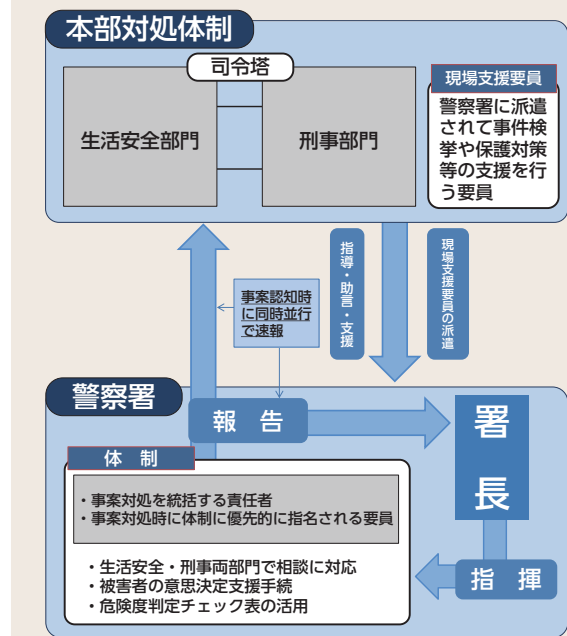
（2）迅速かつ的確に対処する体制の構築

人身安全関連事案は、恋愛感情のもつれ等の私的な人間関係に起因するものが多く、近年の情報技術の進展等を背景としたコミュニケーション手段の変化や対人関係の多様化等も相まって、被害の実態がつかみづらく、潜在化しやすいものである。

また、人身安全関連事案は、例えば、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等において、加害者の強い執着心や支配意識が危害意思に発展する場合もみられ、こうした場合には、加害者が検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きい。

そこで、警察では、人身安全関連事案の危険性・切迫性を正確に評価し、迅速かつ的確に対処するため、都道府県警察本部に情報集約及び対処を統括する幹部（司令塔）を置き、その下で生活安全部門と刑事部門が連携して、事案を認知してから終結に至るまでの対処について警察署への指導・助言・支援を継続かつ一元的に行う体制を確立している。これにより、被害者等の安全の確保を最優先に、関係法令を駆使した加害者の検挙による加害行為の防止や被害者の保護措置等の組織的な対応を推進している。

図表2-19 体制の確立



① 神奈川県川崎市におけるストーカー事案等を受けた検証

女性やその親族から人身安全関連事案の相談等を受けていたにもかかわらず、行方不明となった同女性が、令和7年4月30日に御遺体として発見されるという重大な結果が発生したことを受け、神奈川県警察では、神奈川県公安委員会の指導の下、検証チームを立ち上げ、県警察の一連の対応に関する検証を行い、同年9月4日、「神奈川県川崎市におけるストーカー事案等に関する警察の対応についての検証結果等報告書」が取りまとめられた。

② 検証により明らかになった問題点

本検証により、県警察の対応に不適切な点が認められ、その結果、被疑者に対する警告・禁止命令等の措置や被害者の安全を確保する措置を講じる機会を逸したほか、ストーカー規制法違反等の捜査が遅滞したと認められた。また、こうした不適切な対応を招いた背景には、人身安全関連事案の対処に係る署対処体制及び本部対処体制のそれぞれにおいて、体制が形骸化し、本来発揮すべき機能が発揮できなかったといった組織的・構造的な問題点があったと認められた。

③ 今後の対策

ア 都道府県警察における対策

検証結果を踏まえて、警察庁では、都道府県警察において、それぞれの人身安全関連事案への対処をよりの確なものとするよう、本部対処体制に「司令塔」を置き情報集約及び対処を統括させるなど実効性のある対処体制を確立するよう指示したほか、生活安全部門と刑事部門等の間の情報共有や事案への対処をタイムリーかつ的確に行うためのマニュアルの整備や研修の充実等を指示した。

イ 警察庁における対策

警察庁においても、ストーカー規制法の適時的確な適用のための検討に加えて、関係省庁が連携して加害者をカウンセリング・治療機関等につなげやすくする方策についての検討を進めるなど、加害者による行為がエスカレートすることを防止するための取組を一層推進することとした。

(3) ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等への対策

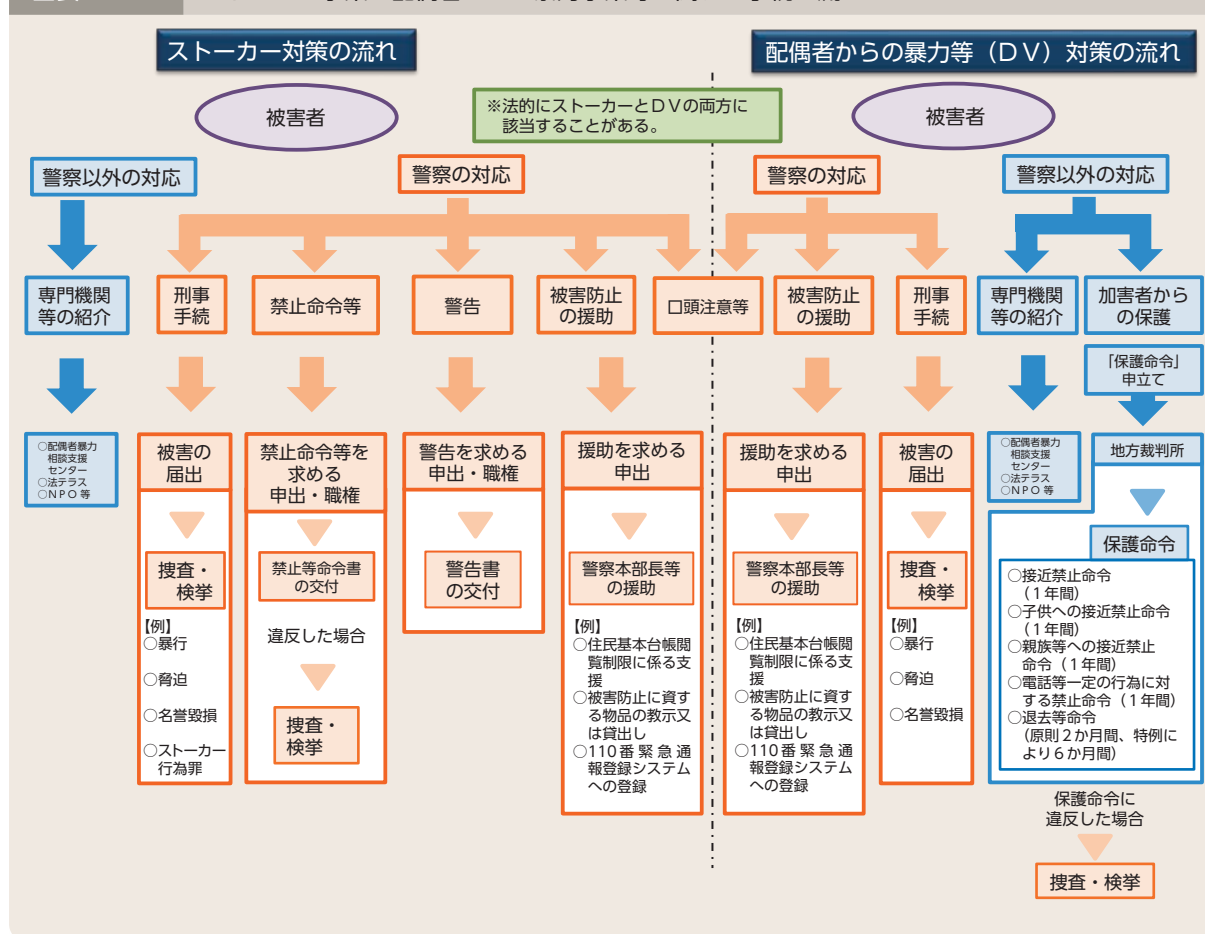
① 被害者等に寄り添った対応の徹底

ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等では、身近な者が加害者であるなどの理由から被害届の提出をためらう場合等もみられるため、このようなことを念頭に置きつつ、当該事案のリスク、警察としてとり得る措置及び被害者自身の決断の必要性を被害者に分かりやすく説明するなど、被害者の意思決定を的確に支援している。また、「危険度判定チェック表^(注1)」を活用するなどし、事案の危険性・切迫性を随時判断の上、被害者等からの相談への継続的な対応に万全を期している。さらに、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合には、ホテル等を利用するための費用を公費で負担している^(注2)。

注1：ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等について、加害者の言動やこれまでの取扱歴等を基に随時、殺人等の重大事案に発展する危険性・切迫性を判断した上で、その判断を組織的に確認するための表であり、令和8年2月、警察庁において最近の事例から得られた知見等を踏まえ、従来の「危険性判断チェック票」を改訂し、都道府県警察に共有したもの

2：118頁参照

図表2-20 ストーカー事案・配偶者からの暴力事案に関する手続の流れ



② 関係機関・団体と連携したストーカー対策

ストーカー事案に対し実効性のある対策を行うためには、社会全体での取組が必要であることから、警察庁では、平成27年3月にストーカー総合対策関係省庁会議が策定した「ストーカー総合対策」（令和4年7月改訂）、令和8年3月に閣議決定された「第6次男女共同参画基本計画」等に基づき、関係機関・団体と連携して、被害防止のための広報啓発、加害者に関する取組等を推進している。

③ 加害者対策の推進

警察においては、平成28年度から、加害者への対応方法やカウンセリング・治療の必要性について地域精神科医等から助言を受け、加害者に受診等を勧めるなど、地域精神科医療機関等との連携を推進している。また、令和6年3月から、ストーカー規制法に基づく禁止命令等を受けた加害者全員を対象として、カウンセリング又は治療を受けるよう働き掛けているほか、電話連絡や面談によって近況等を把握し、その都度、加害行為の再発や報復のおそれの有無等についてのリスク評価を行うとともに、被害者等の保護措置を見直している。

④ ストーカー規制法の改正・施行

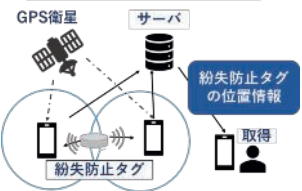
令和7年12月、第219回国会において、いわゆる紛失防止タグ^{（注1）}を用いた位置情報の無承諾取得等を新たに規制の対象とすることなどを内容とするストーカー規制法の一部を改正する法律が成立し、令和8年3月までに施行された^{（注2）}。

注1：紛失物の発見の補助等を目的として開発・販売されている装置

注2：法律の概要については、警察庁ウェブサイト「ストーカー規制法が改正されました！」参照（<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/stalker/kaisei/index.html>）



図表 2-21 ストーカー規制法の改正概要

1 位置情報無承諾取得等に該当する行為の追加 - 次の行為を位置情報無承諾取得等に追加 - 紛失防止タグの位置情報を取得する行為 - 紛失防止タグを取り付ける行為等 紛失防止タグの仕組みの一例 	2 ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報を提供するおそれがある者への通知^(注1) - 警察本部長等は、相手方情報保有者等が、ストーカー行為等をするおそれがある一定の者に対してストーカー行為等の相手方の氏名、住所等の情報を提供するおそれがあると認めるときは、当該相手方情報保有者等に対し、 情報提供先がストーカー行為等をするおそれがある者であることを通知して、 情報提供を行わないよう求めることができることとする
3 職権での警告等 職権での警告を創設 - 警告・禁止命令等を求める旨の申出を受けていなくても、警告・禁止命令等をした際の違反行為の相手方への通知を実施	4 ストーカー行為等の相手方に対する援助 - ストーカー行為等の相手方に対する援助に係る努力義務の主体に以下を追加 - 当該相手方を雇用する者 - 当該相手方が就学する学校の長
5 禁止命令等を行う都道府県公安委員会等 ストーカー行為等の相手方が転居した場合を念頭に、当該相手方の当該違反行為が行われた時における住居の所在地を管轄する都道府県公安委員会等を禁止命令等の主体に追加	

⑤ リベンジポルノ等への対策

インターネットやスマートフォンの普及に伴い、画像情報等の不特定多数の者への拡散が容易になったことから、交際中に撮影した元交際相手の性的画像等をその者の同意なくインターネット等を通じて公表する行為（リベンジポルノ等）により、被害者が長期にわたり回復し難い精神的苦痛を受ける事案が発生している。

令和7年中の私事性的画像^(注2)に関する相談等の件数^(注3)は2,514件であった。また、私事性的画像被害防止法の適用による検挙件数は65件、脅迫、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等の他法令による検挙は328件であった。

警察では、このような事案について、被害者の要望を踏まえつつ、違法行為に対して厳正な取締りを行うとともに、プロバイダ等の事業者と連携し、公表された私事性的画像記録の流通・閲覧防止のための措置等の迅速な対応を講じている。また、広報啓発活動等を通じて、被害の未然防止を図っている。

（４）児童虐待防止対策

児童虐待は、児童が自ら助けを求めることが困難であるなどの理由により、被害が潜在化・長期化し、深刻な被害に至る可能性が高いという特徴を有している。

近年も重大な児童虐待事件が発生している状況であり、累次の児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定等を踏まえ、政府一丸となって児童虐待防止対策が進められている。

① 児童の安全確保を最優先とした対応の徹底

警察では、児童虐待が疑われる事案を認知した際には、警察署長及び本部対処体制^(注4)に速報することとしており、本部対処体制においては警察署に対する指導・助言等の支援を行っている。

また、虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所に対して、確実に児童虐待防止法に基づく通告を実施し、一時保護等の対応をとるよう求めているほか、児童虐待が疑われる事案については、通告に至らない場合であっても、児童相談所に対して、児童の身体の状態や保護者の対応等を客観的かつ具体的に情報提供することとしている。

注1：警告又は禁止命令等を受けた違反行為の相手方に係る情報を保有し、又は保有しようとしている者

2：私事性的画像被害防止法第2条第1項に定める性交又は性交類似行為に係る人の姿態等が撮影された画像をいう。

3：私事性的画像記録又は私事性的画像記録物に関する相談のうち、私事性的画像被害防止法やその他の刑罰法令に抵触しないものを含む。

4：59頁参照

② 迅速かつ的確な捜査の遂行

児童相談所への通告と並行して、事件化する場合には、必要な捜査をできる限り速やかに行い、捜査を契機とした児童の安全確保を図っている。

③ 児童の安全確保に向けた関係機関との連携の強化

ア 児童相談所との連携

警察では、児童相談所からの援助要請^(注1)に基づいて、児童相談所職員による児童の安全確認、一時保護等に警察官が同行し、児童相談所と連携した児童の安全確認及び安全確保に努めている。

また、児童相談所との合同研修を実施しているほか、児童相談所を設置する自治体からの要請に応じ、児童相談所における警察OB等の配置への協力を実施している^(注2)。

イ 学校・教育委員会との連携

警察では、通告等の対応に関して保護者から威圧的な要求や暴力の行使が予想される場合等において、学校・教育委員会と連携して対応している。

ウ 要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関との連携

警察では、自治体からの要請に基づいて、要保護児童対策地域協議会^(注3)に構成員として参画し、関係機関との間で児童虐待事案の情報共有等を行っている。

④ 被害児童に対する配慮及び支援

児童虐待が疑われる事案では、関係機関との緊密な連携の下、これらの代表者が被害児童からの聴取を行うなど、被害児童の負担軽減及びその供述の信用性の担保に配慮して対応しているほか、児童に対するカウンセリング等の支援を実施している。

⑤ 警察における対応力の強化

警察では、児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底するとともに、都道府県警察本部に、児童相談所等関係機関との連携や、児童虐待事案における専門的対応に関して警察職員への指導等を行う「児童虐待対策官」を設置するなど、警察における児童虐待への対応力の強化を図るための取組を推進している。

CASE

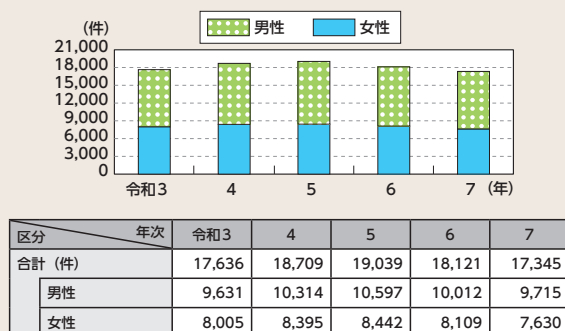
令和7年1月、児童相談所から警察署に、児童（11）が実父（52）からの暴力被害を訴えているとの情報共有がなされ、同児童及びその妹（9）は児童相談所に一時保護された。その後、同児童の心情に配慮し、児童相談所において検察官が同児童からの聴取を行うなどした結果、同実父が同児童の背中等を棒で殴打し、養母（56）は犯行に使用された棒を同実父と一緒に購入して犯行を制止しなかったことが判明したことから、同月、同実父及び同養母を傷害罪で逮捕した（鳥取）。

（5）認知症に係る行方不明者への対策

令和7年中の認知症に係る行方不明者届の受理件数は1万7,345件であり、依然として高い水準で推移している。

警察では、認知症に係る行方不明者の特性を踏まえ、地域における認知症高齢者等の見守りネットワークに加え、GPS機器等や小型無人機（ドローン）^(注4)を効果的に活用するほか、関係機関・団体等と緊密に連携した行方不明者発見活動を推進している。

図表2-22 認知症に係る行方不明者届受理件数の推移（令和3年～令和7年）



注1：児童虐待防止法第10条において、児童相談所長は、児童の安全確認又は一時保護を行う場合において、必要に応じて警察署長に援助を求めることができるとされている。

注2：令和7年4月1日現在、警察職員108人、警察OB266人が児童相談所へ配置されている。

注3：児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならないとされている。

注4：38頁参照（トピックスⅡ）

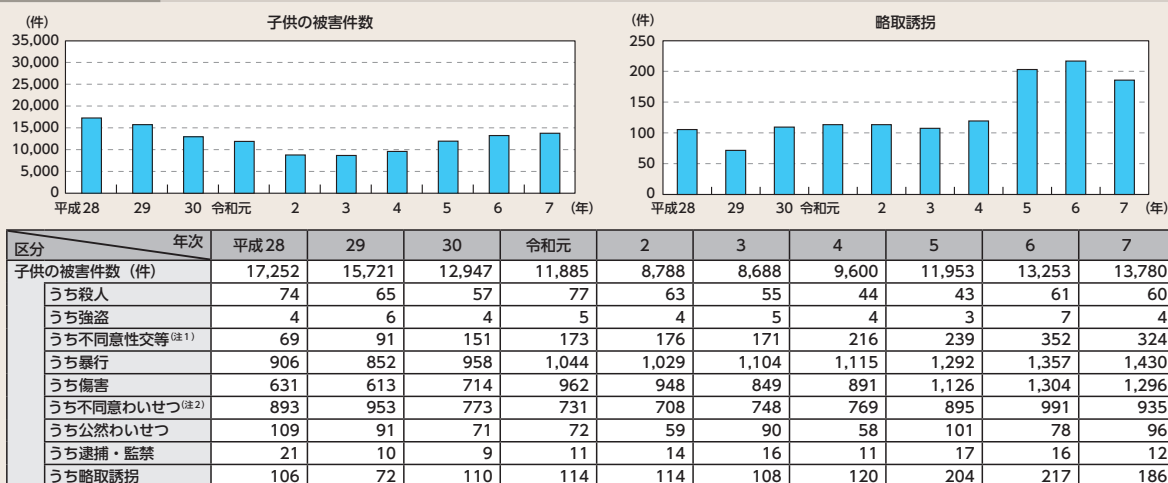
3 子供の安全を守るための取組

(1) 子供を犯罪から守るための取組

① 子供が被害者となる犯罪

13歳未満の子供が被害者となった刑法犯の認知件数（以下「子供の被害件数」という。）は、図表2-23のとおりである。同図表に掲げる罪種のうち、認知件数に占める子供の被害件数の割合が最も高い罪種は略取誘拐であり、令和7年中は30.7%（認知件数606件のうち186件）であった。

図表2-23 子供（13歳未満）の被害件数及び罪種別被害状況の推移（平成28年～令和7年）



注1：平成29年7月12日以前に発生した事件については、強姦に係る数値を、令和5年7月12日以前に発生した事件については、強制性交等に係る数値を、それぞれ計上している。

注2：令和5年7月12日以前に発生した事件については、強制わいせつに係る数値を計上している。

② 子供の生活空間における安全対策

ア 学校や通学路の安全対策

「登下校防犯プラン」（平成30年6月登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）等に基づき、警察では、子供が被害者となる犯罪を未然に防止し、子供が安心して登下校をすることができるよう、教育委員会・学校、自治体、保護者、見守りに関わる地域住民等と連携し、通学路等の点検を実施するとともに、こうした場所への重点的な警戒・パトロールを実施しているほか、スクールサポーター^(注)を学校へ派遣している。また、防犯ボランティア団体、事業者等の多様な担い手と連携した子供の見守り活動を行うなど、学校や通学路等における子供の安全確保に係る各種の取組を推進している。

また、令和7年5月、大阪府や東京都において、通学路や学校で児童や教職員が巻き込まれる事件が発生したことを受け、学校の安全に対する取組を支援するために教育委員会をはじめとした関係機関・団体と連携するよう、警察庁から都道府県警察へ指示するなど子供の安全確保に向けた取組を強化している。

イ 被害防止教育の推進

警察では、子供に犯罪被害を回避する能力等を身に付けさせるため、小学校等において学年や理解度に応じ、紙芝居、演劇、ロールプレイング方式等により、危険な事案への対応要領等について子供が考えながら参加・体験ができる防犯教室、地域安全マップ作成会等を関係機関・団体と連携して開催している。また、教職員に対しては、不審者が学校に侵入した場合の対応要領の指導等を行っている。

ウ 情報発信活動の推進

警察では、子供が被害に遭った事案等の発生に関する情報を子供や保護者に対して迅速に提供することができるよう、警察署と教育委員会、小学校等との間で情報共有体制を整備するとともに、都道府県警察のウェブサイトや電子メール等を活用した情報発信を行うなど、地域住民に対する情報提供を実施している。

エ ボランティアに対する支援

警察では、「子供110番の家」等の危険に遭遇した子供の一時的な保護と警察への通報等を行うボランティアに対し、ステッカーや対応マニュアル等を配布するなどの支援を行っているほか、防犯ボランティア団体が行う見守り活動に関する指導や合同パトロールを実施するなど、自主防犯活動を支援している。

CASE

岐阜県警察では、令和7年10月、小学1年生及び2年生を対象に幼児等連れ去り事案の未然防止を目的とした参加・体験型の防犯教育を実施し、小学生の危機回避能力の向上を図った。



児童連れ去り対応訓練

③ 子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進

警察では、都道府県警察本部に専従の対策班を設置し、子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等が発生した段階で、情報収集、分析等により行為者を特定の上、検挙又は指導・警告措置を講じている。これらの先制・予防的活動を迅速かつ継続的に行うことにより、子供や女性を性犯罪等の被害から守るための取組を推進している。

④ 子供対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度の運用

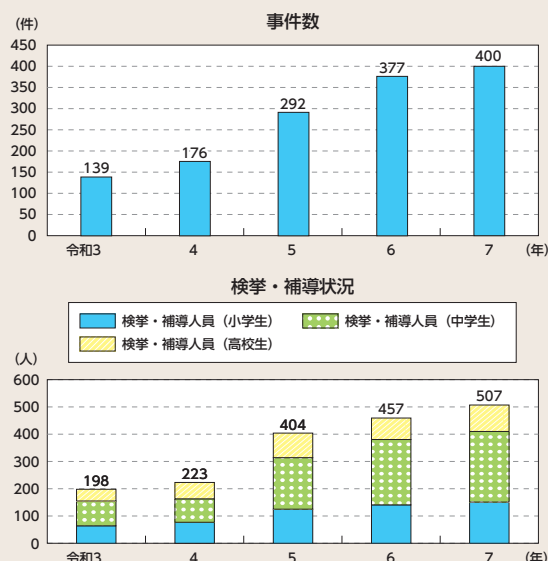
警察では、16歳未満の子供を被害者とした不同意わいせつ等の暴力的性犯罪により服役をしていた者について、法務省から出所情報の提供を受け、都道府県警察において、その所在確認を実施しているほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じている。

(2) いじめ事案への対応

近年のいじめ^(注)に起因する事件数及び検挙・補導状況は図表2-24のとおりであり、いずれも前年より増加した。また、令和7年中の検挙・補導人員(507人)のうち、その約5割を中学生が占めている。

警察では、いじめ防止対策推進法の趣旨に基づき、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の悪質性、重大性及び緊急性、いじめを受けた児童生徒(以下「被害児童等」という。)及びその保護者の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、必要な対応を推進している。

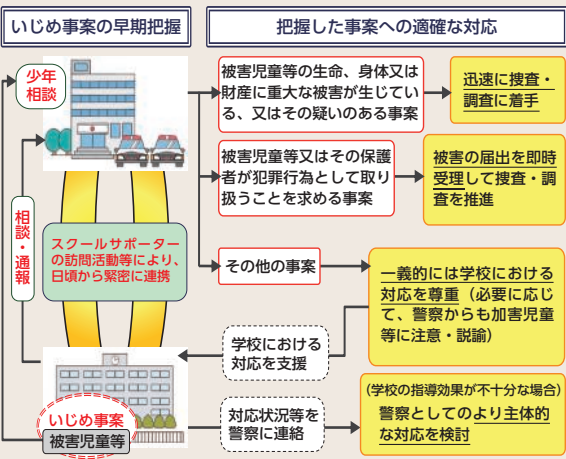
図表2-24 いじめに起因する事件数と検挙・補導状況の推移(令和3年～令和7年)



図表2-25 警察によるいじめ事案への対応

◆基本的な考え方

教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、事案の悪質性、重大性及び緊急性、被害児童等や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとる。



注：いじめの定義は、平成25年6月に制定されたいじめ防止対策推進法第2条に定める「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」としている。

(3) 少年^(注1)の福祉を害する犯罪への対策と有害環境対策

警察では、福祉犯^(注2)の取締り、被害少年の発見・保護、インターネット上の違法情報・有害情報の把握等をはじめ、少年を取り巻く有害環境対策を推進している。特に児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害^(注3)に係る対策については、令和4年5月に犯罪対策閣僚会議において策定された「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」に基づき、関係機関・団体等と連携して以下の取組を推進している。

① 少年の福祉を害する犯罪への対策

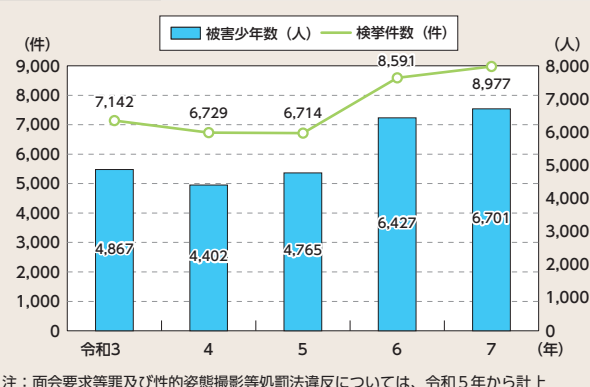
福祉犯の被害少年数及び検挙件数は図表2-26のとおりであり、令和5年に改正刑法及び性的姿態撮影等処罰法が施行されたことを受けて、福祉犯に面会要求等罪や性的姿態等撮影罪が追加されたことなどから、令和6年は検挙件数の大幅な増加がみられ、令和7年は被害少年数、検挙件数がともに増加した。

被害少年を早期に発見・保護するとともに、新たな被害を発生させないため、警察では、積極的な取締り等の取組を推進している。また、国民からの情報提供、インターネット・ホットラインセンター（IHC）^(注4)からの通報、街頭補導活動、サイバーパトロール等による端緒情報の把握に努めるとともに、情報の分析、積極的な取締り等を推進している。

ア 児童買春事犯等^(注5)

令和7年中の児童買春事犯等の検挙件数は、前年より増加した。中でも、不同意性交等罪の検挙件数は前年から127件（8.7%）、不同意わいせつ罪の検挙件数は前年から102件（4.8%）それぞれ増加した。警察では、旅館・ホテル、ラブホテル等に対する注意喚起や再発防止に向けた指導を行っている。

図表2-26 福祉犯の検挙件数等の推移（令和3年～令和7年）



図表2-27 児童買春事犯等の検挙件数の推移（令和3年～令和7年）

年次	令和3	4	5	6	7	前年比増減 ^(注)
罪種						
検挙件数 (件)	4,178	4,144	4,418	4,850	4,858	8 (0.2%)
不同意わいせつ (児童が主たる被害者)	1,404	1,464	1,694	2,137	2,239	102 (4.8%)
不同意性交等 (児童が主たる被害者)	444	474	709	1,461	1,588	127 (8.7%)
児童買春	627	630	577	416	331	△ 85 (△ 20.4%)
淫行させる行為 (児童福祉法)	114	90	79	63	59	△ 4 (△ 6.3%)
みだらな性行為等 (青少年保護育成条例)	1,589	1,486	1,359	773	641	△ 132 (△ 17.1%)

注：令和6年の数値と比較した令和7年の増減数（括弧内は増減率）

注1：20歳未満の者

2：少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。例えば、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反（児童に淫行をさせる行為等）、労働基準法違反（年少者の危険有害業務等）等が挙げられる。

3：児童に対する性的搾取（児童に対し、自己の性的好奇心を満たす目的又は自己若しくは第三者の利益を図る目的で、児童買春、児童ポルノの製造その他の児童に性的な被害を与える犯罪行為をすること及び児童の性に着目した形態の営業を行うことにより児童福祉法第60条に該当する行為をすること並びにこれらに類する行為をすることをいう。）及びその助長行為（児童買春の周旋、児童買春等目的の人身売買、児童の性に着目した形態の営業のための場所の提供、児童ポルノの提供を目的としたウェブサイトの開設等をいう。）

4：135頁参照（第3章）

5：不同意性交等、不同意わいせつ、児童買春、淫行させる行為（児童福祉法）及びみだらな性行為等（青少年保護育成条例）

イ 児童ポルノ

令和7年中の児童ポルノ事犯の検挙件数、検挙人員及び被害児童数^(注1)は、図表2-28のとおりである。被害態様別でみると、児童が自らを撮影した画像に伴う被害児童数が全被害児童数の約4割を占めた。

警察では、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、低年齢児童を狙ったグループや児童ポルノ販売グループによる悪質な事犯等に対する取締りの強化、国内サイト管理者等に対する児童ポルノ画像の削除依頼、被害児童に対する支援等を推進している。

ウ SNSに起因する事犯

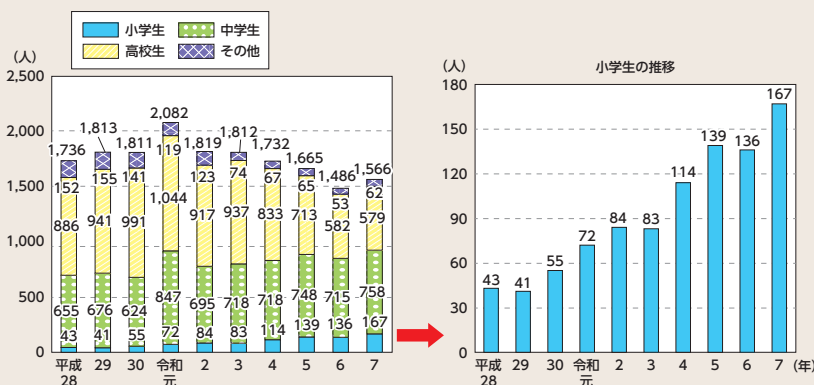
SNSは、匿名性が高く、見ず知らずの相手と容易に連絡を取り合うことができる特性から、児童の未熟さや立場の弱さを利用した児童買春等の悪質な事犯の「場」として悪用されている実態があり、中には児童の殺害にまで至った事案も発生している。

令和7年中の児童買春、児童ポルノや不同意性交等などの性犯罪を含むSNSに起因する事犯^(注2)の被害児童数は、1,566人と前年より増加し、近年これらの事犯の被害児童数は依然として高い水準で推移している。特に、小学生の被害児童数が近年増加傾向にあり、被害児童の低年齢化が懸念される状況にある。

このような状況を踏まえ、警察では、当該事犯の取締りを徹底しているほか、SNS等における、児童の性的搾取等につながるおそれのある不適切な書き込みに対して返信（リプライ）機能を活用した注意喚起や警告を行うなど、被害の未然防止に重点を置いた対策を実施している。

また、関係機関・団体等と連携し、保護者や児童に向けたSNSを含むインターネットの適切な利用等に関する広報啓発、スマートフォンを中心としたフィルタリング^(注3)やペアレンタルコントロール^(注4)の普及促進等の取組を推進しているほか、SNS事業者で構成される一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構（SMAJ）への情報提供を通じたSNS事業者による自主的な被害防止対策の実施を促進している。

図表2-29 SNSに起因する事犯の学職別被害児童数及び小学生の被害児童数の推移（平成28年～令和7年）



オンラインゲームに関する広報啓発資料

注1：児童ポルノ事犯の検挙を通じて、新たに特定された被害児童数

注2：SNS（オンラインゲームを含む）を通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害に遭った事犯で、対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等（殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁）、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪

注3：インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービス

注4：保護者が青少年の発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること

生成AI技術の発展等に伴い、実在する児童の画像を性的な画像に加工して拡散するなどの悪用事案が顕在化し、社会的関心が高まっている。このような画像がSNSを含むインターネット上で拡散されれば回収は事実上不可能であり、被害児童の苦しみは将来にわたり続くことから、警察では、被害の未然防止のために関係機関と連携した啓発等を行っているほか、事案に応じて厳正に対処している。



生成AIに関する広報啓発資料

CASE

令和7年5月、アルバイトの男（21）は、女子生徒の画像を性的に加工したものを不特定多数の者が閲覧可能なインターネット掲示板サイトに投稿した。同年10月、男を名誉毀損罪及びわいせつ物頒布等罪で逮捕した（北海道）。

エ 国際連携

警察では、児童買春事犯及び児童ポルノ事犯の被害防止と取締りを強化するため、国際的な協力を推進している。令和8年1月には、外国捜査機関や民間事業者等との連携強化を図るため、「子供の性被害防止セミナー」を開催するとともに、国際連携強化の一環として、7つの国と地域（日本、シンガポール、タイ、韓国、香港、ブルネイ及びマレーシア）において、オンライン上の児童の性的搾取等事犯の取締りに係る国際協同オペレーションを実施し、合計で445人の被疑者を検挙した。



「子供の性被害防止セミナー」の開催状況



国際協同オペレーションの実施状況

② 少年を取り巻く有害環境への対策

繁華街等において、J Kビジネス等の少年に有害な影響を与える悪質な営業が行われており、こうした営業に巻き込まれた少年が児童買春等の犯罪被害に遭うことが懸念されることから、警察では、各地域の実態の把握に努めるとともに、これらの営業において稼働している児童等に対する補導、立ち直り支援等の取組を推進している。

また、少年にとって有害な商品等を取り扱う店等に対して、少年の健全育成のための自主的措置が促進されるよう指導・要請を行うなど、有害環境対策を推進している。

警察では、時代とともに有害環境が変遷していることを踏まえ、現状に応じた対策を推進することとしている。

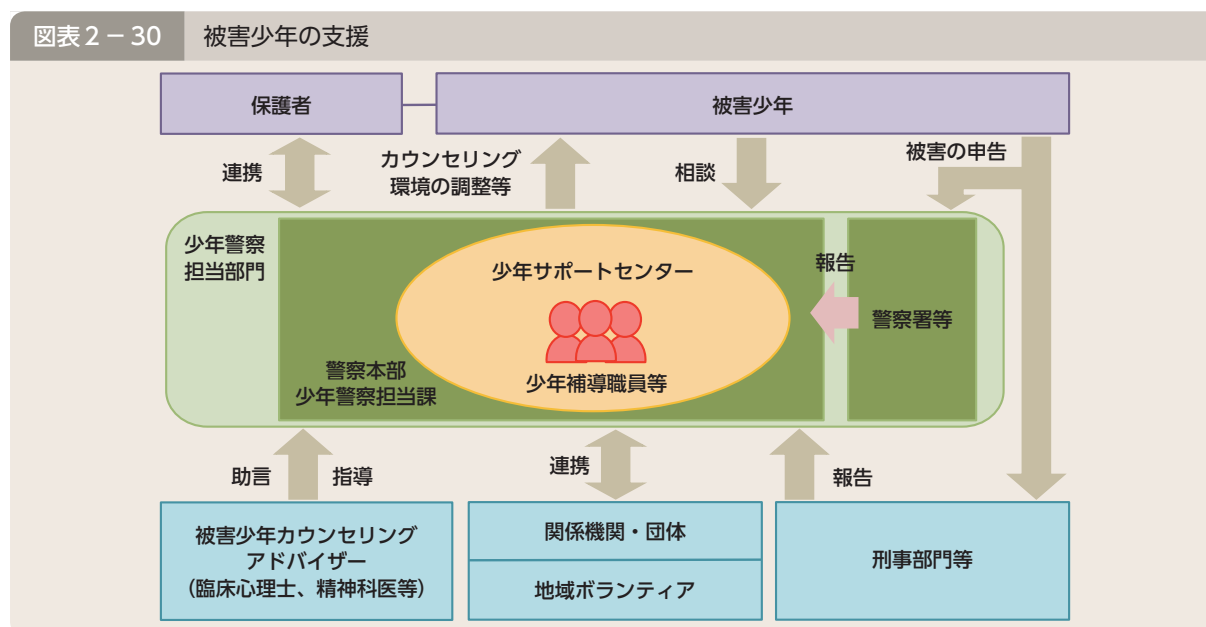


繁華街における補導活動

(4) 少年の犯罪被害への対応

警察では、犯罪の被害に遭った少年に対し、警察本部に設置された少年サポートセンター等に所属する少年補導職員^(注)を中心として、カウンセリング等の継続的な支援を行うとともに、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。

また、犯罪の被害に遭った児童からの事情聴取については、繰り返し重複した事情聴取が行われる場合、児童にとって過度な心身の負担となるおそれがあることなどから、検察及び児童相談所との連携を強化し、警察を含めた三者の代表者による事情聴取や早期情報共有等を推進している。



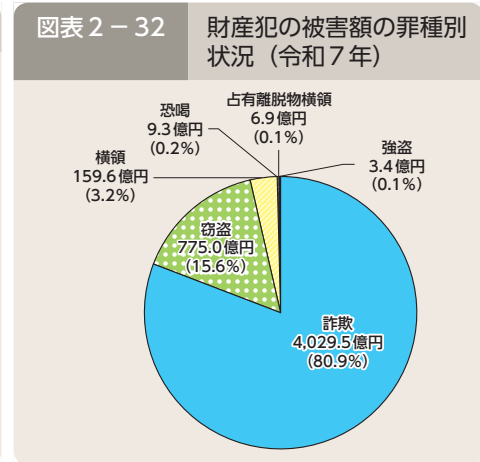
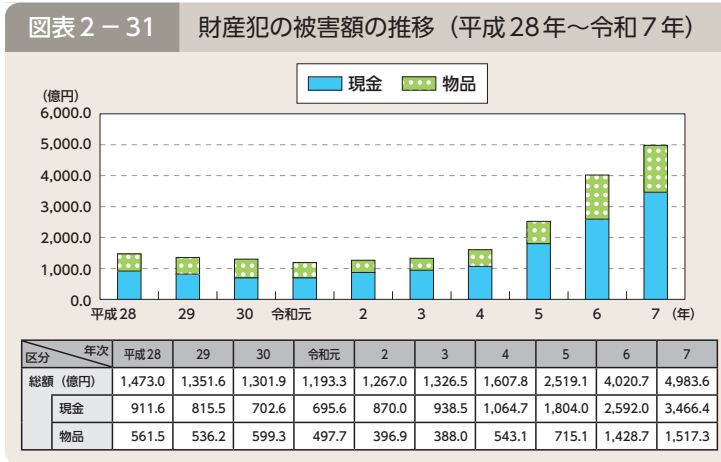
注：特に専門的な知識及び技能を必要とする活動を行わせるため、その活動に必要な知識と技能を有する警察職員（警察官を除く。）のうちから警視総監又は道府県警察本部長が命じた者で、少年の非行防止や立ち直り支援等の活動において、重要な役割を果たしている。令和8年4月1日現在、全国に737人の少年補導職員が配置されている。

4 国民の財産を狙う事犯への対策

(1) 財産犯^(注1)の被害額の罪種別状況

財産犯の被害額の推移は、図表2-31のとおりである。

令和7年の財産犯の被害額の罪種別状況は、図表2-32のとおりである。



(2) 侵入窃盗対策

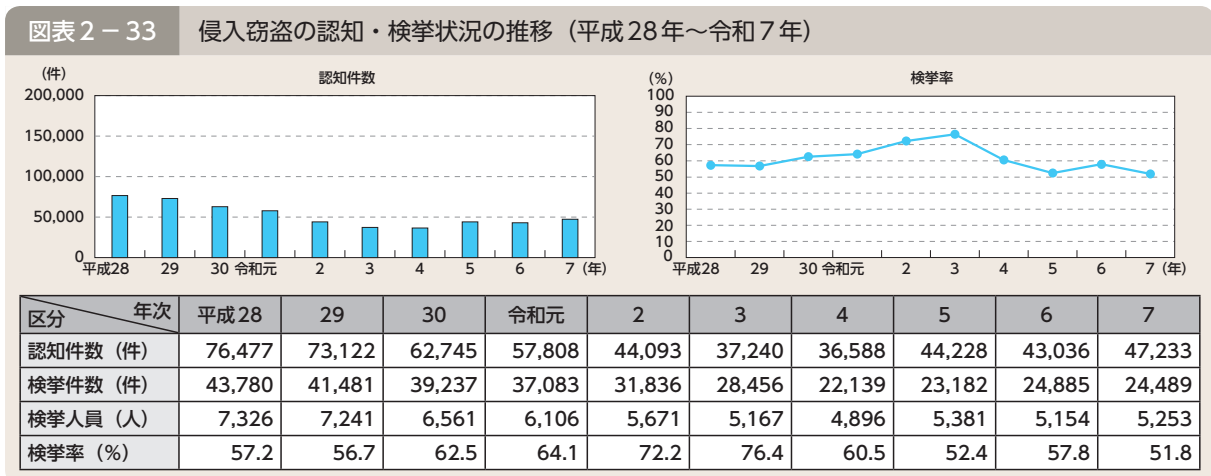
侵入窃盗の認知・検挙状況の推移は、図表2-33のとおりである。

侵入窃盗の認知件数は、ピーク時である平成14年（33万8,294件）以降おおむね減少傾向にあるが、令和7年中は4万7,233件と、前年より増加した。警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体から構成される「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」では、平成16年4月から、侵入までに5分以上の時間を要するなど一定の防犯性能があると評価した建物部品（C P 部品）を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表するなどして、C P 部品の普及に努めており、目録には令和8年3月末現在で17種類3,545品目が掲載されている。また、警察庁のウェブサイト「住まいの防犯110番」^(注2)を開設し、侵入犯罪対策の広報啓発を推進している。



C P マーク

C P 部品だけが表示できる共通標準でCrime Prevention（防犯）の頭文字を図案化したもの



注1：強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領

注2：<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/top.html>

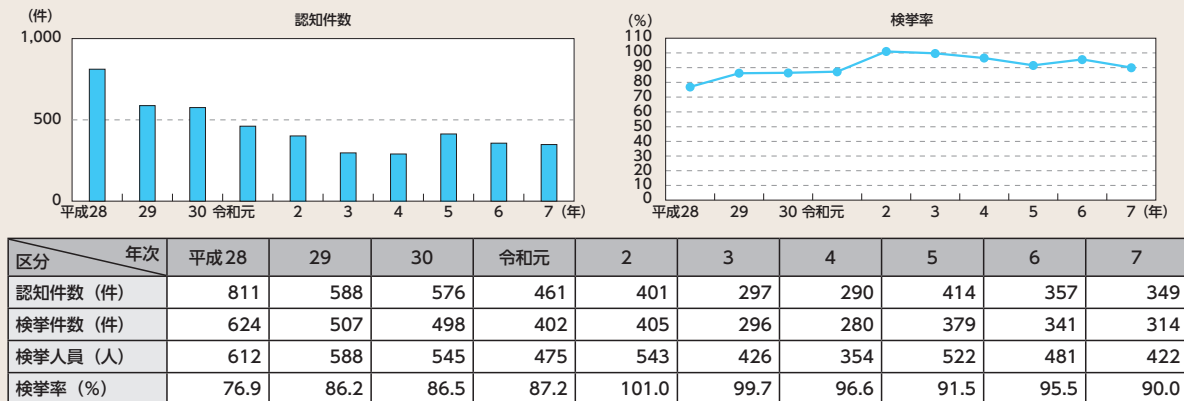


(3) 侵入強盗対策

侵入強盗の認知・検挙状況の推移は、図表2-34のとおりである。侵入強盗の認知件数は、ピーク時である平成15年（2,865件）以降おおむね減少傾向にあり、令和7年中は349件と、前年より減少した。

警察では、コンビニエンスストアや金融機関等を対象とした強盗対策として、防犯体制、現金管理の方法、店舗等の構造、防犯設備等について基準を定め、警察官の巡回や機会を捉えた防犯訓練等を実施している。

図表2-34 侵入強盗の認知・検挙状況の推移（平成28年～令和7年）



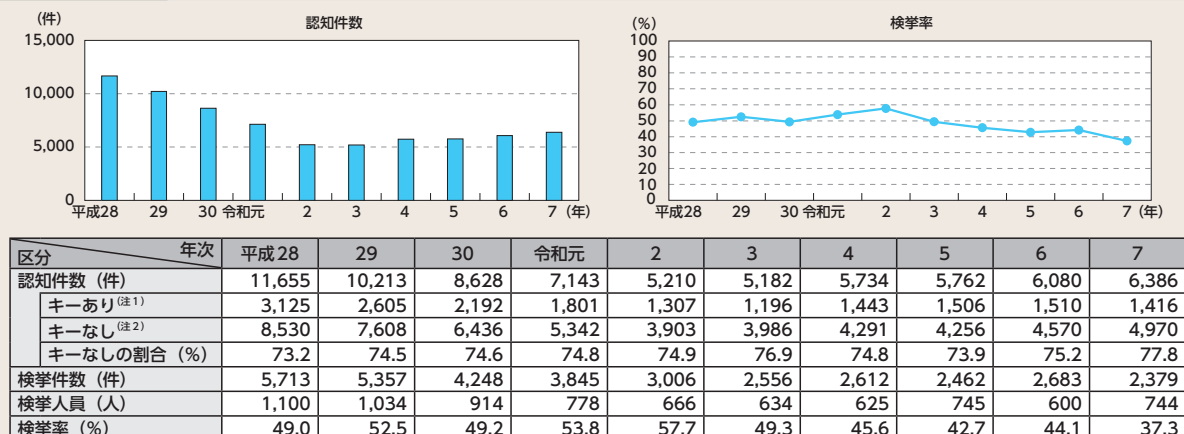
(4) 自動車盗対策

自動車盗の認知・検挙状況の推移は、図表2-35のとおりである。

警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省、環境省及び民間19団体から構成される「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」では、「自動車盗難等防止行動計画」（平成14年1月策定、令和8年2月改定）に基づき、自動車メーカーに対して、盗難防止性能の高い自動車の開発並びに最新の防犯対策が導入されていない販売済みの自動車に対する後付けの盗難防止装置の開発及び普及促進を働き掛けるなどの取組を行っているほか、自動車の使用者に対する防犯指導、広報啓発等を推進している。

こうした取組等の結果、近年における自動車盗の認知件数はピーク時である平成15年（6万4,223件）と比較すると1割以下にまで減少しているが、令和7年中は6,386件と、令和4年以降4年連続で増加傾向にある。また、近年、犯行グループによって組織的に特定の高額車種が巧妙な手口によって集中的に窃取され、海外へ不正に輸出されているなど、治安上の課題となっている。このことから、警察庁にワーキンググループを設置し、盗難被害の多い対象車種の使用者に対して直接的な注意喚起を図るほか、各種法令に基づく立入り等による行政的な観点からの実態把握や指導を積極的に行うとともに、悪質なヤード等の壊滅に向けてあらゆる法令を駆使した取締りを推進している。

図表2-35 自動車盗の認知・検挙状況の推移（平成28年～令和7年）

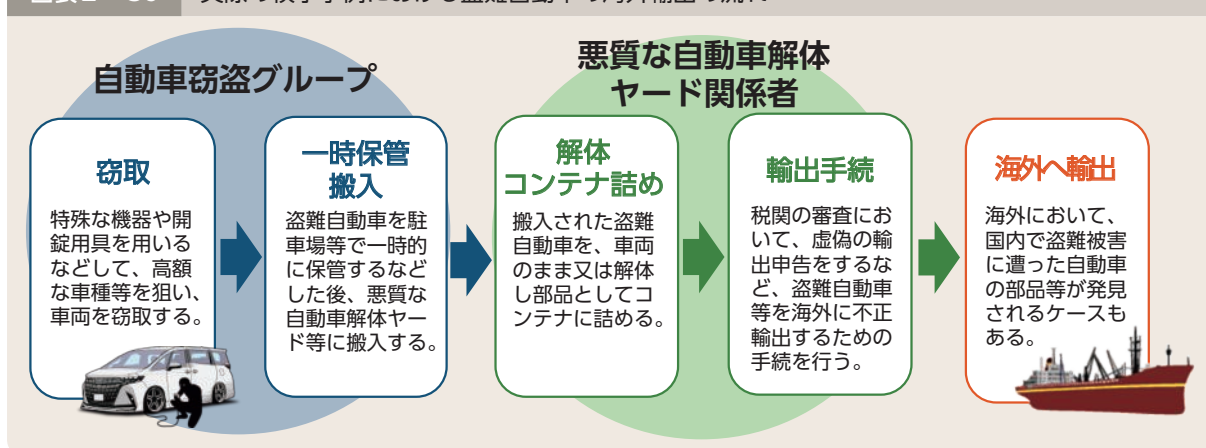


注1：エンジンキーがイグニッションスイッチに差し込まれ、又は運転席若しくはその周辺に放置されていて被害に遭ったもの
 注2：「キーあり」以外のもの

CASE

無職の男（32）らは、令和4年9月から令和5年6月にかけて、複数の都県において、普通乗用自動車8台等（時価合計約4,700万円相当）を窃取した。捜査の結果、同男らが窃取した自動車を海外に輸出する目的で複数の犯行に及んでいたことなどが判明し、令和6年3月までに、同男ら4人を窃盗罪で検挙した。また、令和7年7月までに、窃取された自動車を海外に輸出していたヤード経営者であるパキスタン人の男（50）ら5人をそれぞれ盗品等保管罪、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）、関税法違反（虚偽申告輸出未遂）等で検挙した（警視庁、埼玉、千葉、神奈川及び愛知）。

図表2-36 実際の検挙事例における盗難自動車の海外輸出の流れ



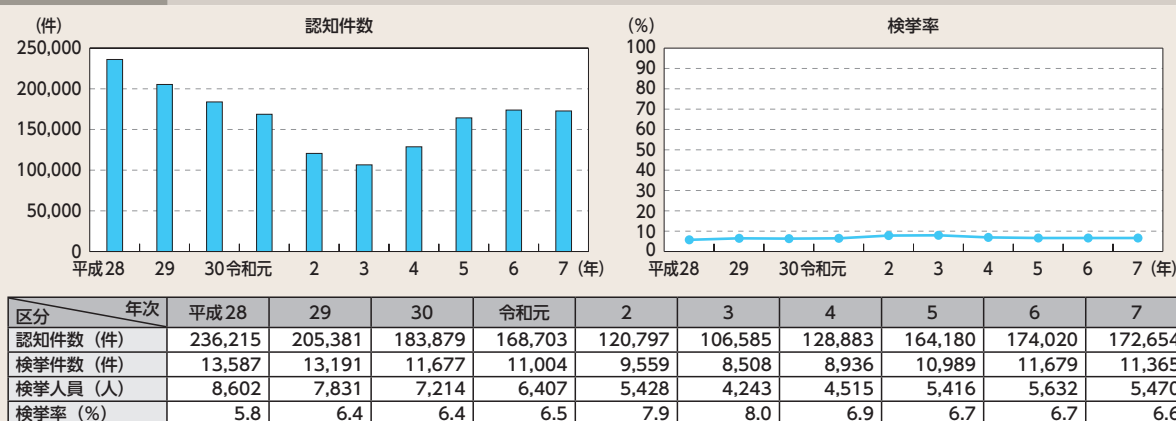
(5) 自転車盗対策

自転車盗の認知・検挙状況の推移は、図表2-37のとおりである。

警察庁の要請を踏まえ、平成12年以降、業界団体において、不正開錠に強い錠の普及が促進されたことなどから、ピーク時である平成13年（52万1,801件）以降、自転車盗の認知件数はおおむね減少傾向にあった。その後、同認知件数は、令和4年以降増加傾向に転じたが、令和7年中は17万2,654件と、前年より減少した。

警察では、引き続き関係機関・団体等と連携し、自転車の利用者に対して施錠の励行や防犯登録の呼び掛けを行うなど、自転車の盗難防止及び被害回復に向けた取組を推進している。

図表2-37 自転車盗の認知・検挙状況の推移（平成28年～令和7年）



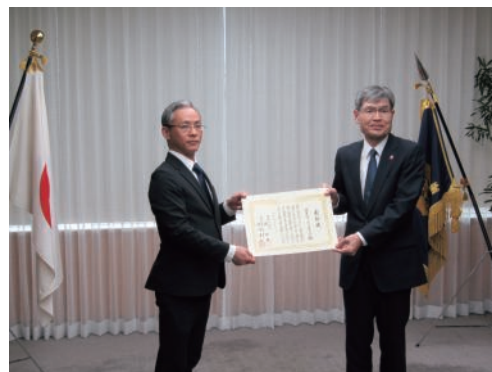
(6) 万引き対策

万引きの認知・検挙状況の推移は、図表2-38のとおりである。万引きの認知件数は平成22年以降減少傾向にあったが、令和7年中は10万5,135件と、3年連続で増加し、刑法犯認知件数に占める万引きの認知件数の割合は13.6%と高い水準にある。また、万引きの検挙人員全体に占める65歳以上の高齢者の割合は高い水準にあり、令和7年中は38.2%であった。

近年、一部の外国人が窃盗グループを形成し、海外にいる首謀者からの指示により、国内にいる実行役が化粧品や医薬品、衣料品等を大量に万引きするとともに、万引きした商品を海外で転売するために、盗品回収役の業者が当該商品を輸出するといった組織的犯行に及んでいる例も見受けられる。

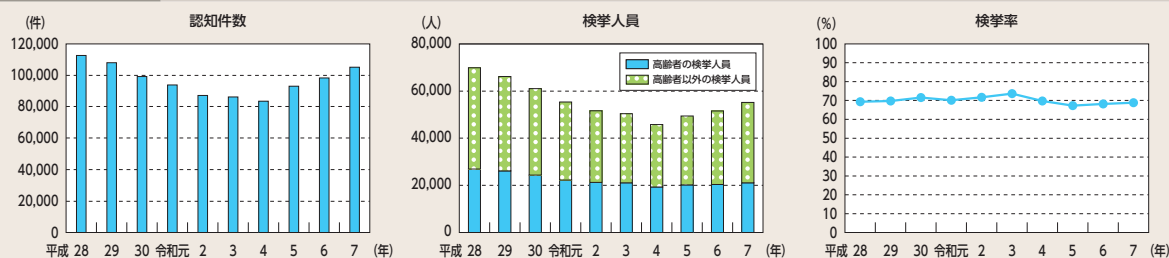
警察では、万引きを許さない社会気運の醸成や規範意識の向上を図るため、関係機関・団体等と連携した広報啓発を行うなど、社会を挙げた万引き防止に向けた取組を推進するとともに、組織的な大量万引き事犯に対し実効的な対策を講じるため、警察庁にワーキンググループを設置し、部門横断的な取組を行っている。特に、ドラッグストアにおける大量万引き事犯が治安上の課題となっていることを踏まえ、警察庁において防犯対策指針を作成し、業界団体に対して、自主的な防犯対策について働き掛けを行っている。

また、警察庁では、令和7年11月、「万引防止功労者表彰要綱」を策定し、万引き防止に関し、多大な功労のあった団体等に対して、警察庁長官と特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構理事長との連名による表彰を行うなど、社会全体における万引きを許さない気運の醸成を図っている。



万引き防止功労者表彰

図表2-38 万引きの認知・検挙状況の推移（平成28年～令和7年）



区分	年次	平成28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
認知件数（件）		112,702	108,009	99,692	93,812	87,280	86,237	83,598	93,168	98,292	105,135
検挙件数（件）		78,131	75,257	71,330	65,814	62,609	63,493	58,283	62,675	66,983	72,339
検挙人員（人）		69,879	66,154	61,061	55,337	51,622	50,369	45,826	49,399	51,588	55,192
高齢者の検挙人員		26,936	26,106	24,348	22,267	21,221	21,035	19,309	20,201	20,393	21,099
高齢者以外の検挙人員		42,943	40,048	36,713	33,070	30,401	29,334	26,517	29,198	31,195	34,093
高齢者の検挙割合（%）		38.5	39.5	39.9	40.2	41.1	41.8	42.1	40.9	39.5	38.2
検挙率（%）		69.3	69.7	71.6	70.2	71.7	73.6	69.7	67.3	68.1	68.8

CASE

ベトナム人の男（26）らは、令和7年2月から同年5月にかけて、複数県のドラッグストアにおいて、医薬品等189点（販売価格合計約93万円）を窃取した。捜査の結果、SNSを通じて集められたメンバーが、本国にいる首謀者からの指示で、繰り返し犯行に及んでいた実態が明らかとなり、同年10月までに、同男ら6人を窃盗罪等で検挙した。また、同年12月、窃取された医薬品等を受け取っていたベトナム人の男（34）を組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等収受）で逮捕した（福岡及び広島）。

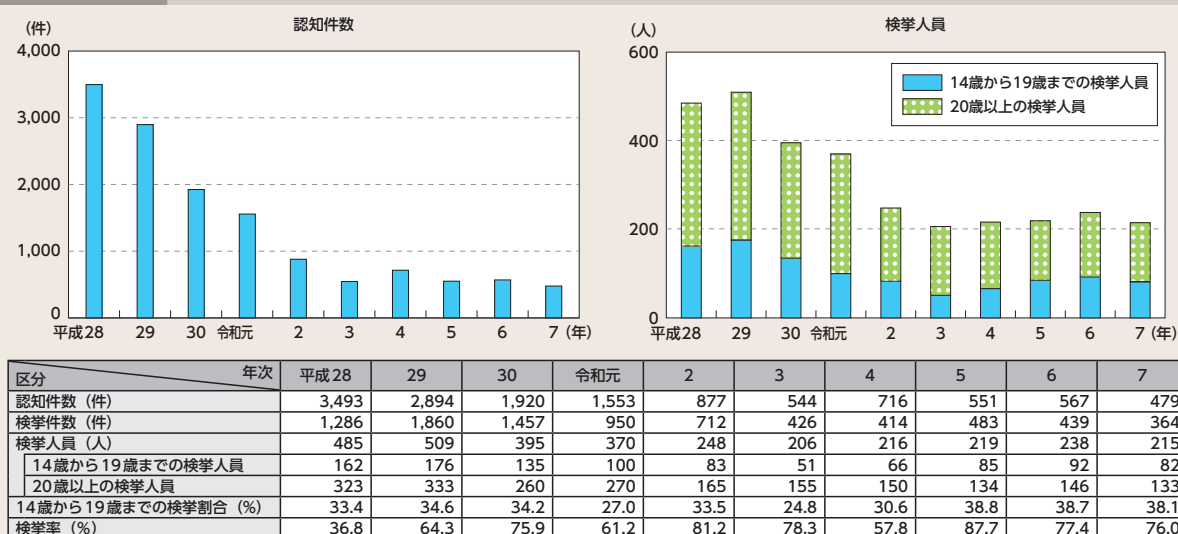
（7）ひったくり対策

ひったくりの認知・検挙状況の推移は、図表2-39のとおりである。ひったくりの認知件数は、ピーク時である平成14年（5万2,919件）以降、おおむね減少傾向にあり、同年から令和7年にかけて5万2,440件（99.1%）減少した。また、ピーク時の平成14年中にひったくりの検挙人員全体の69.3%を占めていた14歳から19歳までの検挙人員は大きく減少している（ひったくりの検挙人員全体の減少数への寄与率^注は、71.5%）。これらの要因を一概に断定することは困難であるが、街頭防犯カメラの設置や街頭防犯活動等、官民一体となった取組が効果を上げていることや、少年の人口が減少していることなどが考えられる。

注：データ全体の変化を100とした場合に、構成要素となるデータの変化の割合を示す指標

一方で、身近な場所で発生する犯罪であるひったくりは、依然として国民に不安を与えている^(注)ことから、警察では、ひったくり事件の発生状況や手口を分析して、ひったくりの被害防止に効果のあるかばんの携行方法や通行方法等について広報啓発を行っているほか、関係機関・団体等と協力し、自転車用のひったくり防止カバー等の普及を促進するなどしている。

図表 2-39 ひったくりの認知・検挙状況の推移（平成28年～令和7年）



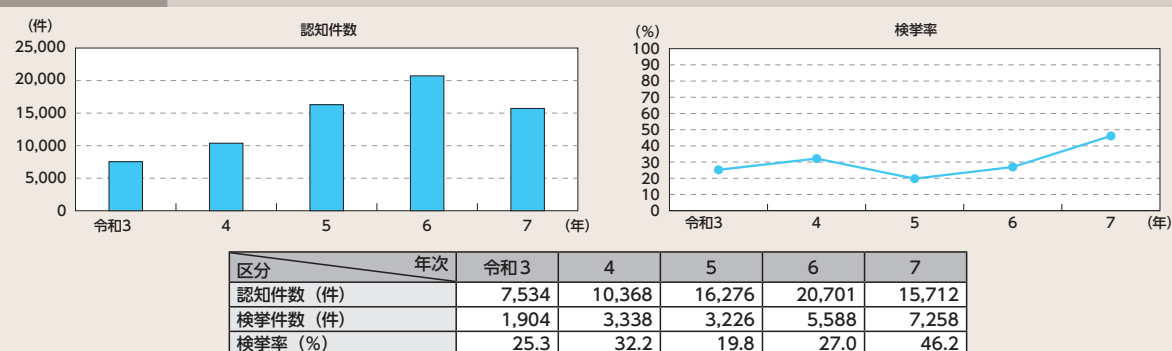
(8) 金属盗対策

金属盗の認知・検挙状況の推移は、図表 2-40 のとおりである。

金属盗の認知件数は、統計をとり始めた令和2年以降増加傾向にあったが、令和7年中は1万5,712件と前年より減少した。

近年、外国人グループ等により太陽光発電施設内の銅線が大量に窃取されるなど、組織的な金属盗等が実行され、治安上の課題となっている。警察では、この種事犯に対し実効的な対策を講じるため、関係機関・団体と連携して、事業者等に対し、防犯情報を提供するとともに、一定の金属くずの買受けを行う営業に係る措置に関する規定や、金属盗に用いられる犯行用具の規制に関する規定の整備等を内容とする金属盗対策法を制定し、同法をはじめとする関係法令を効果的に活用することによって、抑止・検挙の両面から金属盗対策を推進している。

図表 2-40 金属盗の認知・検挙状況の推移（令和3年～令和7年）



CASE

カンボジア人の男（38）らは、令和6年3月から同年8月にかけて、太陽光発電施設等において、銅線ケーブル等（時価合計約541万円相当）を窃取した。捜査の結果、外国人コミュニティを通じて知り合ったメンバーがグループを形成して繰り返し犯行に及んでいた実態が明らかとなり、令和7年3月までに、同男ら8人を窃盗罪で検挙した。また、同年7月、窃取された銅線ケーブル等を買受けしていた金属くず買受業者の従業員である中国人の男（46）ら2人を盗品等有償譲受け罪及び組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等収受）で逮捕した（神奈川、栃木、群馬、埼玉、山梨及び静岡）。

注：内閣府が令和3年度に実施した「治安に関する世論調査」

(<https://survey.gov-online.go.jp/hutai/r03/r03-chian/r03-chian.pdf>) によれば、「あなたが、自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪は何ですか」との問い（複数回答）に対して、「すり、ひったくりなどの携行品を盗む犯罪」と答えた者は24.4%であり、ひったくりに不安を覚えている国民が少なくないことが分かる。



(9) 悪質商法事犯対策

① 利殖勧誘事犯^(注1)

利殖勧誘事犯の検挙状況の推移は、図表2-41のとおりである。令和7年中は、集団投資スキーム（ファンド）に関連した事犯^(注2)の検挙が目立った。

利殖勧誘事犯では、被害者が被害に遭ってから気付くまでに時間を要する場合が多いことから、警察では、同事犯の被害拡大防止のため、早期の事件化を図るとともに、犯罪に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供を推進して口座凍結等につなげるなどしており、令和7年中は同事犯に関する情報提供を156件実施した。

図表2-41 利殖勧誘事犯の検挙状況の推移（平成28年～令和7年）

区分 \ 年次	平成28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
検挙事件数（事件）	24	43	41	41	38	46	37	43	49	40
検挙人員（人）	87	115	123	176	130	144	106	127	162	97

図表2-42 利殖勧誘事犯の類型別検挙状況（令和7年）

類型	検挙事件数（事件）	検挙人員（人）	検挙法人（法人）	被害人員等（人）	被害額等
合計	40	97	10	25,392	808億8,701万円
未公開株に関連した事犯	1	3	0	2,000	110億円
公社債に関連した事犯	3	12	3	5,543	472億1,294万円
集団投資スキーム（ファンド）に関連した事犯	17	54	3	17,043	168億1,658万円
デリバティブ取引に関連した事犯	1	1	0	1	130万円
上記以外の預り金に関連した事犯	12	16	2	409	44億5,082万円
その他の事犯	6	11	2	396	14億535万円

注：被害額等の合計が類型別の被害額等の合計と異なるのは、類型別の被害額等は1万円未満切捨てとしているためである。

CASE

会社社員の男（45）らは、海外に所在する会社が発行する社債の取得金名目で金銭をだまし取ろうと考え、令和3年5月から令和5年6月にかけて、同社及び関連会社が全体として大幅な債務超過の状態にあり、かつ、海外で営む事業により全体として事業収益を上げていた事実はなかったのに、顧客に対し、同社及び関連会社は海外で営むレンディング事業、コールセンター事業等によって多額の事業収益を上げており、社債の償還及び利息支払を行い得る財務状況にある旨のうそを言い、46都道府県の約2,400人から約206億円をだまし取るなどした。令和7年8月までに、同男ら3人を詐欺罪及び金融商品取引法違反（無登録営業）で、会社社員の男（49）ら6人及び2法人を金融商品取引法違反（無登録営業）で検挙した（警視庁）。

② 特定商取引等事犯^(注3)

特定商取引等事犯の検挙状況の推移は、図表2-43のとおりである。令和7年中の検挙事件を類型別にみると、訪問販売に関連した事犯の検挙が目立った。

特定商取引等事犯では、被害者が被害に遭っていることに気付いたとしても、被害者自身で解決しようとして届出までに時間を要する場合がみられるほか、依然として高齢者宅を狙った住宅リフォーム工事等の点検商法に係る事犯等が確認されていることから、警察では、ウェブサイト等を通じて警察や関係機関への早期の相談を呼び掛けている。

図表2-43 特定商取引等事犯の検挙状況の推移（平成28年～令和7年）

区分 \ 年次	平成28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
検挙事件数（事件）	131	164	120	132	132	106	111	108	113	133
検挙人員（人）	264	274	227	230	204	179	251	194	228	274

注1：出資法、金融商品取引法、無限連鎖講の防止に関する法律等の違反に係る事犯。捜査の結果、詐欺に当たるものも含まれる。

2：出資者から集めた資金を有価証券や事業への投資等で運用し、生じる利益を配分する仕組みを商材とした事犯

3：訪問販売、電話勧誘販売等で事実と異なることを告げるなどして商品の販売や役務の提供を行う悪質商法。具体的には、訪問販売等の特定商取引を規制する特定商取引法違反及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等に係る事犯

図表 2 - 44 特定商取引等事犯の類型別検挙状況（令和 7 年）

類型	検挙事件数（事件）	検挙人員（人）	検挙法人（法人）	被害人員等（人）	被害額等
合計	133	274	40	26,671	171億16万円
訪問販売	114	244	33	19,177	165億4,978万円
電話勧誘販売	3	4	3	4,702	6,035万円
連鎖販売取引	1	3	0	50	5,000万円
訪問購入	11	19	3	1,640	1億1,293万円
その他	4	4	1	1,102	3億2,708万円

注 1：その他とは、通信販売、特定継続的役務提供及び業務提供誘引販売取引である。

注 2：被害額等の合計が類型別の被害額等の合計と異なるのは、類型別の被害額等は 1 万円未満切捨てとしているためである。

CASE

住宅リフォーム業者の実質的経営者の男（42）らは、令和 4 年 2 月から令和 6 年 9 月にかけて、屋根に補修工事を必要とするほどの異常はなく、補修工事を至急行う必要がないのに、「屋根の浮いているところが壊れています。中の板が腐っているので、その部分を切って、板を交換する工が必要です。すぐに工事した方が良いです。このまま放置すれば雨漏りしてしまいます。」等のうそを言い、12 都府県の約 400 人から約 5 億 7,400 万円をだまし取るなどした。令和 7 年 7 月までに、同男ら 5 人を詐欺罪及び特定商取引法違反（不実の告知等）で逮捕し、1 法人を特定商取引法違反（不実の告知等）で検挙した（神奈川）。

(10) 通貨偽造犯罪対策

① 発見状況

偽造日本銀行券の発見枚数^(注 1)の推移は、図表 2 - 45 のとおりである。

図表 2 - 45 偽造日本銀行券の発見枚数の推移（平成 28 年～令和 7 年）

区分	年次	平成 28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
合計(枚)		2,730	839	1,698	2,887	2,693	2,110	948	681	2,723	1,408
一万円券		2,637	713	1,523	2,836	2,643	2,075	906	583	2,445	1,345
五千円券		24	28	29	14	3	11	20	20	158	23
二千円券		2	0	0	3	2	0	0	0	3	0
千円券		67	98	146	34	45	24	22	78	117	40

② 特徴的傾向と対策

近年は、精巧に偽造された日本銀行券が海外から日本国内へ大量に持ち込まれる事案が発生している。

警察庁では、財務省、日本銀行と連携して、不審な通貨を見つけた場合には、直ちに警察や日本銀行に届けるように呼び掛けるなどして、引き続き国民の注意を喚起している。

(11) カード犯罪^(注 2)対策

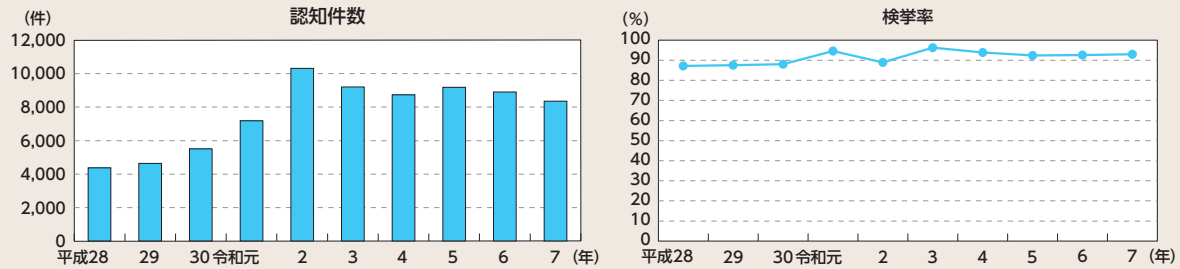
カード犯罪の認知・検挙状況の推移は、図表 2 - 46 のとおりである。

警察では、早期検挙のため捜査を徹底するほか、口座名義人からキャッシュカード等の盗難・紛失等の届出があった場合にカードの利用停止を促すなど、被害の拡大防止に努めている。

注 1：届出等により警察が押収した枚数

注 2：クレジットカード、キャッシュカード、プリペイドカード及び消費者金融カードを悪用した犯罪

図表2-46 カード犯罪の認知・検挙状況の推移（平成28年～令和7年）



区分	年次	平成28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
認知件数 (件)		4,358	4,622	5,488	7,160	10,286	9,179	8,712	9,156	8,885	8,325
検挙件数 (件)		3,800	4,049	4,837	6,775	9,157	8,842	8,182	8,461	8,233	7,746
検挙人員 (人)		632	715	696	585	578	492	524	490	569	584
検挙率 (%)		87.2	87.6	88.1	94.6	89.0	96.3	93.9	92.4	92.7	93.0

(12) ヤミ金融事犯対策

ヤミ金融事犯の検挙状況の推移は図表2-47のとおりであり、無登録・高金利事犯^(注1)の検挙事件数及び検挙人員は、令和7年中は前年より減少したが、クレジットカードショッピング枠現金化の手口^(注2)等の巧妙な手口による犯罪が発生している。また、貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に係る事犯（ヤミ金融関連事犯）については、前年より減少している。

なお、無登録・高金利事犯のうち、携帯電話や預貯金口座を利用して非対面で実行されるものについては、令和7年中は、検挙事件数の26.5%、検挙人員の42.5%を占めている。また、暴力団が関与した事犯の割合は、18.4%であった。

警察では、ヤミ金融事犯に利用された預貯金口座の口座凍結等のための金融機関への情報提供、レンタル携帯電話等の解約に関する事業者への要請等の総合的な対策を行っており、令和7年中の同事犯に関する金融機関への情報提供件数は6,610件、レンタル携帯電話事業者への解約要請件数は534件であった。

図表2-47 ヤミ金融事犯の検挙状況の推移（平成28年～令和7年）

区分	年次	平成28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
検挙事件数 (事件)		528	743	718	639	592	502	627	671	639	550
無登録・高金利事犯		139	135	130	118	106	85	60	56	70	49
ヤミ金融関連事犯		389	608	588	521	486	417	567	615	569	501
検挙人員 (人)		662	881	814	724	701	598	708	732	710	595
無登録・高金利事犯		257	236	207	191	197	167	128	101	127	87
ヤミ金融関連事犯		405	645	607	533	504	431	580	631	583	508

CASE

アルバイト従業員の男（40）らは、貸金業の登録を受けることなく、令和5年3月から令和6年2月にかけて、携帯電話のショートメッセージサービスを利用して融資の勧誘をし、融資を申し込んできた顧客約1万3,000人に対し、法定利息の約2.7倍から約189倍の利息で金銭を貸し付け、返済として同男らが管理する他人名義口座に振込送金を受けるなどの方法により、元利金合計約3億円を受領した。令和7年5月までに、同男ら9人を貸金業法違反（無登録営業）、出資法違反（高金利受領等）等で検挙した（山形）。

注1：貸金業法違反（無登録営業）及び出資法違反（高金利等）に係る事犯

注2：クレジットカード決済による商品売買を装って商品代金の一部をキャッシュバック金として払い戻す方法で実質的に金銭の貸付けを行い、商品代金と払戻金との差額を利息相当分の利益として受領する手口

(13) 知的財産権侵害事犯対策

① 商標権侵害事犯^(注1)及び著作権侵害事犯^(注2)

知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移は、図表2-48のとおりである。偽ブランド事犯等の商標権侵害事犯及び海賊版事犯等の著作権侵害事犯においては、インターネットを利用して侵害行為が行われる場合が多いことから、警察では、サイバーパトロール等による端緒情報の把握に努めている。

また、不正商品対策協議会^(注3)の活動への参加をはじめ、権利者等と連携した知的財産権の保護及び不正商品の排除に向けた広報啓発活動を推進している。

図表2-48 知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移（令和3年～令和7年）

区分	年次	令和3	4	5	6	7
検挙事件数（事件）		485	458	385	334	308
	商標法違反（偽ブランド事犯等）	280	264	239	222	188
	著作権法違反（海賊版事犯等）	148	130	98	65	64
	その他	57	64	48	47	56
検挙人員（人）		547	520	468	433	371
	商標法違反（偽ブランド事犯等）	304	289	274	260	195
	著作権法違反（海賊版事犯等）	149	141	109	83	77
	その他	94	90	85	90	99

図表2-49 押収した偽ブランド品のうち、仕出国・地域が判明したものの国・地域別押収状況の推移（令和3年～令和7年）

区分	年次	令和3	4	5	6	7
総数（点）		61,145	66,270	59,922	64,987	47,964
	韓国	789	5,858	467	895	507
	中国	60,077	54,076	57,309	63,750	47,380
	ベトナム	184	436	2,117	222	38
	香港	10	0	4	0	0
	台湾	7	142	0	0	0
	タイ	9	4,799	0	0	39
	フィリピン	0	532	0	40	0
	その他	69	427	25	80	0

② 営業秘密侵害事犯^(注4)

営業秘密侵害事犯については、令和7年中、38事件64人を検挙した。

警察では、各都道府県警察で指定された営業秘密保護対策官が、営業秘密の侵害に係る相談への対応や、事件化する場合の捜査等について、第一線たる警察署の捜査員等に必要な指導を行うことなどにより、警察における対応能力の一層の向上を図っているほか、被害の早期届出の必要性について企業に啓発するための取組を推進している。

CASE

精密金型等製造販売事業者の元社員の男（57）は、共犯者と共謀の上、同社在職中の令和5年3月、不正の利益を得る目的で、同社から貸与されていたパソコン等を操作して、同社の営業秘密である金型図面に係るファイルデータを自らが使用するメールアドレス宛での電子メールに添付した上で送信し、その複製を作成して領得するとともに、領得した営業秘密を中国に所在する法人宛に電子メールで送信して開示した。令和7年10月、同男ら3人を不正競争防止法違反（営業秘密の領得・開示）で逮捕した（兵庫）。

注1：商標法違反に係る事犯

注2：著作権法違反に係る事犯

注3：不正商品の排除及び知的財産権の保護を目的として、知的財産権侵害に悩む各種業界団体により設立された任意団体。警察庁等の関係機関と連携し、シンポジウムの主催や各種催物への参加を通じて、広報啓発活動、海外における不正商品販売の実態調査、海外の捜査機関や税関等に対する働き掛け等を行っている。

注4：不正競争防止法第21条第1項、第2項、第4項及び第5項に係る事犯

5 構造的な不正事案への対策

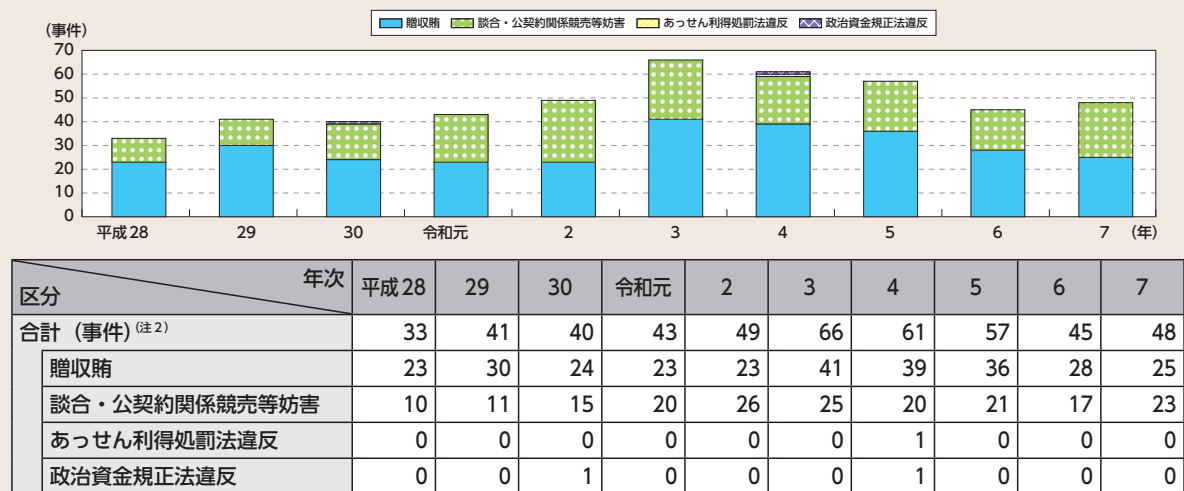
(1) 政治・行政をめぐる不正事案

国又は地方公共団体の幹部職員等による贈収賄事件、入札談合等関与行為防止法違反事件、公契約関係競売等妨害事件、買収等の公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる不正は、依然として後を絶たない。

しかし、このような事案は、直接の被害者がおらず、金品の受渡し等は密室で行われることが多いことから、通常は被害申告や目撃者の証言等が期待できず、端緒情報の把握や犯罪事実の立証は容易ではない。

警察では、このような事案に対し、端緒情報の把握に努めるとともに、不正の実態に応じて様々な刑罰法令を適用するなどして、事案の解明を進めている。

図表2-50 政治・行政をめぐる不正事案の検挙事件数^(注1)の推移（平成28年～令和7年）



注1：公職選挙法違反事件を除く。

注2：同一の被疑者で同種の余罪がある場合でも、一つの事件として計上している。

CASE

群馬県議会議員の男（49）は、令和2年8月、同県桐生市が同年9月に最終審査を行った公募型プロポーザル方式による同市庁舎の基本設計業務委託等の契約の締結に関し、同市元副市長の男（52）から同プロポーザルの秘密事項を聞き出してもらいたいとの請託を建設会社の従業員から受け、同市元副市長に職務上不正な行為をさせるようあっせんし、その謝礼として、商品券（額面合計10万円）を収受した。また、同市元副市長は、同年8月、同従業員に対し、職務上知り得た同プロポーザルの秘密事項を漏えいするなどし、その謝礼等として、商品券（額面合計10万円）を収受した。令和7年7月、同県議会議員をあっせん収賄罪等、同市元副市長を加重収賄罪等で逮捕した（埼玉及び群馬）。

CASE

第27回参議院議員通常選挙（令和7年7月20日施行）の際、パチンコホールの経営等を目的とする株式会社の代表取締役の男（50）らは、令和7年7月、店員ら203名に対し、特定の候補者へ投票することの報酬として、現金合計74万5,000円を供与する約束をした。同年8月、同男ら3人を公職選挙法違反（買収）で逮捕した（警視庁、茨城、埼玉、神奈川、鳥取、岡山、山口及び鹿児島）。

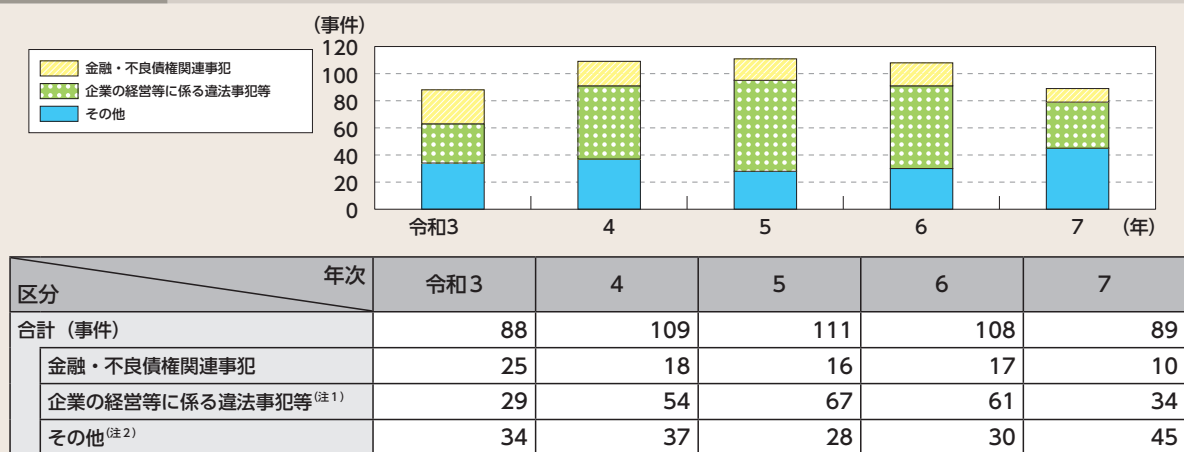
(2) 経済をめぐる不正事案

企業の役職員らが組織の内部統制を逸脱したことによる背任、詐欺、横領等の違法事案のほか、金融機関からの各種融資をめぐる詐欺事犯や、国及び地方公共団体の補助金等の不正受給事犯が後を絶たない状況にある。また、弁護士や税理士といった社会的地位を有する者による詐欺、横領等の犯罪も発生している。

警察では、これらの金融・不良債権関連事犯、企業の経営等に係る違法事犯、証券取引事犯、財政侵害事犯その他国民の経済活動の健全性又は信頼性に重大な影響を及ぼすおそれのある犯罪の取締りを推進している。また、様々な投資名目で消費者等が被害に遭う詐欺事件等においては、被害者が多数・広域に及ぶ場合があることから、関係する都道府県警察が連携を図っている。

このような事案に対しては、対象となる企業等の財務実態の解明が不可欠であることから、都道府県警察においては、公認会計士や税理士等の専門的な知識を有する者を財務捜査官として採用し、その高度な技能を運用して事案の早期解明を図っている。

図表 2-51 経済をめぐる不正事案の検挙事件数の推移（令和3年～令和7年）



注1：企業の経営等に係る違法事犯、証券取引事犯及び財政侵害事犯

注2：金融・不良債権関連事犯及び企業の経営等に係る違法事犯等以外の国民の経済活動の健全性又は信頼性に重大な影響を及ぼすおそれのある犯罪

CASE

学校法人の元理事長の女（78）は、平成30年7月から令和3年9月にかけて、自己の利益を図るとともに同学校法人に損害を与える目的で、同学校法人のために誠実に職務を遂行すべき任務に背き、同学校法人職員の男（69）に業務報酬を支払うに当たり、同男らと共謀の上、上乘せした報酬額の一部を同女において利得するなどしようと考え、同学校法人に無用な支出をさせ、合計約2億8,300万円の財産上の損害を加えた。令和7年1月に同女を背任罪で逮捕し、同年2月に同男らを同罪で検挙した（警視庁）。

CASE

会社役員であるいわゆる「地面師」の男（52）らは、不動産会社が所有する不動産の売買代金等の名目で金銭をだまし取ろうと考え、同社所有の土地や建物を売買する権限がないにもかかわらず、同社の代表取締役になりすますなどして、令和6年2月から同年3月にかけて、他の不動産会社との間で売買契約を締結し、合計約14億5,800万円をだまし取った。令和7年6月に同男ら4人を詐欺罪等で検挙した（大阪）。

CASE

全国B型肝炎訴訟熊本弁護団元代表である元弁護士の男（63）は、自己の用途に費消する目的で、平成30年5月から令和5年6月にかけて、同弁護団らのため預かり保管中の現金を同男名義等の預金口座に入金するなどし、合計約9,300万円を横領した。令和7年2月から同年4月までに、同男を業務上横領罪で逮捕した（熊本）。

6 国民の健康を害する事犯への対策

(1) 保健衛生事犯^(注1)対策

保健衛生事犯の検挙状況の推移は、図表2-52のとおりである。

警察では、厚生労働大臣の承認を受けていない医薬品を広告・販売するなどの医薬品医療機器等法違反、無資格で美容施術を行う美容師法違反等の国民の健康被害に直結する保健衛生事犯の取締りを行っている。

図表2-52 保健衛生事犯の検挙状況の推移（令和3年～令和7年）

区分	年次	令和3	4	5	6	7
検挙事件数（事件）		251	209	257	278	222
薬事関係事犯		46	42	48	50	36
医事関係事犯		24	15	22	35	24
公衆衛生関係事犯		181	152	187	193	162
検挙人員（人）		315	257	319	333	299
薬事関係事犯		73	62	70	67	73
医事関係事犯		47	28	45	59	50
公衆衛生関係事犯		195	167	204	207	176

CASE

診療所を経営していた女（23）らは、いずれも医師ではないのに、業として、令和5年10月から令和6年5月にかけて、看護師に指示して患者に対する点滴静脈注射の医行為を行わせた。令和7年2月、同女ら2人を医師法違反（無免許医業）で逮捕した（兵庫）。

(2) 食の安全に係る事犯^(注2)対策

食の安全に係る事犯の検挙状況の推移は、図表2-53のとおりである。

警察では、食の安全に係る事犯の取締りを推進するとともに、関係機関との連携の強化に努めている。

図表2-53 食の安全に係る事犯の検挙状況の推移（平成28年～令和7年）

区分	年次	平成28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
検挙事件数（事件）		32	26	26	30	14	14	12	22	23	19
食品衛生関係事犯		21	21	21	19	10	8	8	11	13	16
食品の産地等偽装表示事犯		11	5	5	11	4	6	4	11	10	3
検挙人員（人）		62	38	51	36	28	23	27	39	32	27
食品衛生関係事犯		42	28	32	22	15	16	13	15	15	22
食品の産地等偽装表示事犯		20	10	19	14	13	7	14	24	17	5
検挙法人（法人）		17	6	10	14	4	5	5	13	10	4
食品衛生関係事犯		11	3	5	3	0	0	2	3	1	2
食品の産地等偽装表示事犯		6	3	5	11	4	5	3	10	9	2

注1：薬事関係事犯（医薬品医療機器等法違反、薬剤師法違反等）、医事関係事犯（医師法違反、歯科医師法違反等）及び公衆衛生関係事犯（食品衛生法違反、狂犬病予防法違反等）

2：食品衛生関係事犯（食品衛生法違反等）及び食品の産地等偽装表示事犯（不正競争防止法違反等）

7 良好な生活環境の保持

(1) 風俗営業等の状況

警察では、風営適正化法に基づき、風俗営業等に対して必要な規制を行っている。

① 風俗営業の状況

風俗営業の許可数（営業所数）は、近年、継続的に減少している。

図表 2-54 風俗営業の許可数の推移（令和3年～令和7年）

区分	年次	令和3	4	5	6	7
総数（件）		80,565	78,934	77,311	76,859	76,790
第1号営業（キャバレー、料理店等）		60,796	60,200	59,459	59,516	59,675
第2号営業（低照度飲食店）		37	34	30	24	19
第3号営業（区画席飲食店）		1	1	1	2	1
第4号営業		15,849	14,805	13,906	13,310	12,911
まあじゃん屋		7,312	7,061	6,734	6,513	6,351
ぱちんこ屋等 ^(注)		8,458	7,665	7,083	6,706	6,464
その他		79	79	89	91	96
第5号営業（ゲームセンター等）		3,882	3,894	3,915	4,007	4,184

注：ぱちんこ屋及び回胴式遊技機等を設置して客に遊技をさせる営業

② 性風俗関連特殊営業の状況

性風俗関連特殊営業の状況についてみると、近年、店舗型性風俗特殊営業の届出数は継続的に減少し、無店舗型性風俗特殊営業及び映像送信型性風俗特殊営業の届出数は継続的に増加している。

図表 2-55 性風俗関連特殊営業の届出数の推移（令和3年～令和7年）

区分	年次	令和3	4	5	6	7
総数（件）		32,349	32,926	33,270	33,890	34,861
店舗型性風俗特殊営業		7,215	7,041	6,842	6,651	6,474
第1号営業（ソープランド等）		1,185	1,199	1,211	1,201	1,180
第2号営業（店舗型ファッションヘルス等）		707	681	654	646	640
第3号営業（ストリップ劇場等）		95	98	94	88	86
第4号営業（ラブホテル等）		5,042	4,885	4,724	4,563	4,425
第5号営業（アダルトショップ等）		120	114	98	95	91
第6号営業（出会い系喫茶等）		66	64	61	58	52
無店舗型性風俗特殊営業		22,021	22,389	22,535	22,761	22,792
第1号営業（派遣型ファッションヘルス等）		20,674	20,995	21,142	21,346	21,353
第2号営業（アダルトビデオ等通信販売）		1,347	1,394	1,393	1,415	1,439
映像送信型性風俗特殊営業		2,935	3,321	3,741	4,333	5,449
店舗型電話異性紹介営業		41	37	30	29	28
無店舗型電話異性紹介営業		137	138	122	116	118

③ 深夜酒類提供飲食店営業の状況

深夜酒類提供飲食店営業の届出数は、近年、継続的に減少していたが、令和7年中の届出数は25万8,163件（前年比1,435件（0.56%）増）となり、僅かに増加した。

図表 2-56 深夜酒類提供飲食店営業の届出数の推移（令和3年～令和7年）

年次	令和3	4	5	6	7
総数（件）	261,149	260,730	257,930	256,728	258,163

④ 特定遊興飲食店営業の状況

特定遊興飲食店営業の許可数（営業所数）は、近年、継続的に増加している。

図表 2-57 特定遊興飲食店営業の許可数の推移（令和3年～令和7年）

年次	令和3	4	5	6	7
総数（件）	459	494	520	572	592

(2) 売春事犯及び風俗関係事犯等の現状

① 売春事犯

売春事犯の検挙件数及び検挙人員は、いずれも増減を繰り返している。具体的には、SNS等を利用して、売春の周旋をする目的で、人を売春の相手方となるように誘引する事犯や、マッサージ店を仮装して、不特定多数の男性客を相手に売春をさせる事犯がみられる。

図表2-58 売春防止法違反の検挙状況の推移（令和3年～令和7年）

区分	年次	令和3	4	5	6	7
検挙事件数（事件）		426	467	437	413	347
	勧誘等	269	239	277	237	200
	周旋等	74	115	69	79	45
	売春をさせる契約	45	81	49	50	45
	場所提供等	28	28	28	34	45
	売春をさせる業	5	3	4	4	2
	その他	5	1	10	9	10
検挙人員（人）		378	366	381	381	332
	勧誘等	266	236	270	235	198
	周旋等	64	55	40	58	42
	売春をさせる契約	11	21	3	14	8
	場所提供等	29	45	60	62	75
	売春をさせる業	8	5	2	3	4
	その他	0	4	6	9	5

CASE

メンズエステ店経営者の男（54）らは、令和6年10月から令和7年2月にかけて、同店従業員である女性らが男性客を相手方として売春することを知りながら、売春を行う場所を提供することを業とした。同月、同男らを売春防止法違反（場所提供業）で逮捕した（警視庁）。

② 風俗関係事犯

風営適正化法による検挙件数及び検挙人員は、いずれも増減を繰り返している。

図表2-59 風営適正化法違反の検挙状況の推移（令和3年～令和7年）

区分	年次	令和3	4	5	6	7
検挙事件数（事件）		936	874	882	737	662
	無許可営業	148	131	172	199	170
	客引き・つきまとい等	100	134	153	124	94
	禁止区域等営業	167	192	149	147	118
	従業者名簿の備付義務	102	88	85	31	40
	年少者使用	91	56	59	72	55
	接客従業者の国籍等の確認	77	75	57	24	26
	20歳未満の者への酒類等提供	57	44	49	46	44
	広告宣伝	47	44	37	3	12
	無届営業・届出書の虚偽記載等	16	11	25	15	20
	構造設備・遊技機の無承認変更	19	23	18	21	9
	名義貸し	37	21	23	21	23
	その他	75	55	55	34	51
検挙人員（人）		926	959	1,029	1,048	844
	無許可営業	161	189	335	378	335
	客引き・つきまとい等	136	197	194	200	139
	禁止区域等営業	290	323	250	269	169
	従業者名簿の備付義務	29	16	20	5	13
	年少者使用	110	60	60	59	41
	接客従業者の国籍等の確認	2	5	2	2	4
	20歳未満の者への酒類等提供	102	69	79	69	64
	広告宣伝	0	0	0	0	1
	無届営業・届出書の虚偽記載等	6	6	21	11	20
	構造設備・遊技機の無承認変更	16	31	19	21	12
	名義貸し	34	19	19	18	14
	その他	40	44	30	16	32

近年、違法・悪質な営業手法を採るホストクラブを含む風俗営業等が社会問題となっているところ、悪質ホストクラブにおいては、女性客の好意に乗じて、およそ返済ができないことを分かっているながら大きな債務を負わせ、売春や性風俗店での稼働を余儀なくさせる悪質な営業行為が認められるほか、性風俗店やそれとの結節点となるスカウトグループ等と結託して女性を徹底的に搾取することで、不正な収益を得ている実態が認められた。

こうした情勢を踏まえ、令和7年5月、第217回国会において、接待飲食営業^(注1)に係る遵守事項・禁止行為及び風俗営業の許可に係る欠格事由の追加や、性風俗店によるスカウトバックの禁止等を内容とする風営適正化法の一部を改正する法律が成立し、同年11月28日までに全面施行された。警察では、当該改正後の風営適正化法を厳正に運用して、悪質ホストクラブに係る違法なビジネスモデルの解体並びに最終的に利益を得ている実質的な責任者等の取締り及び排除に努めている。



店舗型性風俗特殊営業店経営者の男(46)は、同店で異性の客に接触する役務を提供する業務に従事しようとする女性らの紹介を受け、令和7年7月、集金に来た男性に対し、同紹介を受けた対価として現金約112万円を提供した。同月、同男を風営適正化法違反(いわゆるスカウトバックの禁止)で逮捕した(熊本)。



ホストクラブ従業員の男(20)は、令和7年8月、同ホストクラブの女性客に対し、SNSでメッセージを送信して、甘言を用いて同客を誘惑し、飲食料金の支払等のために同客が売春をすることにより金銭を得ることを要求した。同年11月、同男を風営適正化法違反(威迫や誘惑による料金の支払等のための売春等の要求)で逮捕した(福岡)。

③ わいせつ事犯

わいせつ事犯に関しては、インターネットを利用して、わいせつな動画を販売する事犯やわいせつな画像情報が記録されたDVD等を販売する事犯がみられる。

図表2-60 わいせつ事犯の検挙状況の推移(令和3年~令和7年)

区分	年次	令和3	4	5	6	7
検挙事件数(事件)		2,763	2,436	2,343	2,066	1,921
公然わいせつ		1,846	1,587	1,703	1,694	1,687
わいせつ物頒布等		917	849	640	372	234
検挙人員(人)		2,015	1,823	1,670	1,553	1,501
公然わいせつ		1,452	1,319	1,325	1,337	1,363
わいせつ物頒布等		563	504	345	216	138

(3) オンライン上で行われる賭博事犯への対策

スマートフォン等からアクセスして賭博を行う「無店舗型」のオンラインカジノについては、アクセス数の増加及びこれに伴う依存症の問題が強く指摘されているほか、これを通じた我が国資産の海外流出、マネー・ローンダリングへの利用等が懸念されている。

① 厳正な取締り

こうした情勢を踏まえ、警察では、賭客の検挙のみならず、突き上げ捜査や徹底的な情報分析により、賭博運営に関与し、犯罪収益を得ている決済代行業者やアフィリエイト^(注2)等を常習賭博罪、組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)等で検挙することで社会に警鐘を鳴らすとともに、組織的な資金獲得活動及びマネー・ローンダリングの実態解明や犯罪収益の剥奪を推進している。

注1：設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業

注2：商品・サービスを提供する事業者と宣伝広告効果に応じた成功報酬が支払われることを条件として当該商品・サービスの広告を掲載する契約(アフィリエイト契約)を結び、当該広告を掲載するウェブサイト等を運営する者

そうした中で、警察では、オンライン上で行われる賭博事犯^(注1)について、令和7年中には、165件（前年比103件（166.1%）増）、317人（前年比38人（13.6%）増）を検挙し、このうち「無店舗型」のものについては、158件（前年比103件（187.3%）増）、221人（前年比6人（2.6%）減）であった。

CASE

会社員の男（40）らは、令和3年12月から令和6年9月にかけて、海外オンラインカジノサイト運営者らとの間で交わした、同男らが運営するウェブサイト等で同カジノサイトを独占的に宣伝広告する対価として報酬を得ることなどを内容とする契約に基づき、同カジノサイトの利用を勧誘するとともに、同カジノサイトに会員登録し賭博した者に対して財産上の利益を供与すると宣伝するなどした。それにより、同男らは、日本国内に居住する不特定多数の者に同カジノサイトに登録させ、同カジノサイト運営者らが、常習として、同カジノサイト会員らを相手方として、賭博することを容易にさせ、これを幫助した。令和7年8月、同男らを常習賭博幫助罪で逮捕した（岐阜）。

② 広報啓発等の推進

令和6年度に警察庁が行ったオンラインカジノの実態把握のための調査研究の結果、オンラインカジノサイトの利用経験者及び未経験者のうち、約44%の者が、オンラインカジノの違法性を認識していなかったことなどを踏まえ、オンラインカジノは違法であるとの社会的認識を高めるための広報啓発活動を推進している。

また、令和7年9月25日にギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律が施行され、違法オンラインギャンブル等^(注2)に誘導する情報を発信する行為等が違法となったことから、当該情報について、インターネット・ホットラインセンター（IHC）による削除依頼等を推進している。



警察庁動画



オンラインカジノの広告・宣伝行為の違法性に関する広報資料

注1：違法な賭博店等のパソコン等からオンラインカジノサイトにアクセスして賭博を行うものを含む。

注2：ギャンブル等のうち、国内においてインターネットを利用して違法に行われるもの

(4) 人身取引事犯等への対策

① 人身取引事犯の検挙・保護の状況

警察では、令和4年に政府が策定した「人身取引対策行動計画2022」等に基づき、出入国在留管理庁等の関係機関と連携し、水際での取締りや悪質な雇用主、ブローカー等の取締りを強化し、被害者の早期保護及び人身取引（性的サービスや労働の強要等）の実態解明を図っている。また、関係国の大使館、被害者を支援する民間団体等と緊密な情報交換を行っているほか、被害者の早期保護のため、警察等に情報提供や被害申告をするよう呼び掛けるリーフレットを複数の言語で作成し、これをウェブサイトに掲示するとともに、関係機関等を通じて周知するなどの取組を行っている。

さらに、人身取引事犯の被害者等による警察への通報を促すため、SNSの広告配信を活用した広報を実施している。

令和7年中の人身取引事犯の検挙人員は78人であった。また、警察で保護した人身取引事犯の被害者は77人で、その国籍については、日本が約9割を占めており、日本人被害者の年齢は、18歳未満が約8割を占めていた。

図表2-61 人身取引事犯の検挙状況の推移（令和3年～令和7年）

区分	年次	令和3	4	5	6	7
検挙人員（人）		43	37	55	57	78
うちブローカー		1	0	0	5	7

図表2-62 人身取引事犯の被害者の保護状況の推移（令和3年～令和7年）

区分	年次	令和3	4	5	6	7
被害者（人）		42	46	57	63	77
うち日本人		31	44	50	58	66



人身取引事犯の被害者向けリーフレット



SNSの広告配信を活用した人身取引対策の広報

CASE

マッサージ店経営者の男（51）らは、令和7年6月から同年8月までの間、同男が経営するマッサージ店内においてタイ国籍の女子児童を稼働させ、不特定の男性客を相手に淫行をさせた。令和8年2月までに、同男らを児童福祉法違反（児童に淫行をさせる行為）等で検挙した（警視庁）。

② アダルトビデオ出演被害問題への対策

アダルトビデオ出演被害問題に対し、警察では、各都道府県警察で指定された統括責任者を中核として、各種法令を適用した厳正な取締り、被害防止のための広報啓発、相談体制の充実等を推進している。

CASE

無職の男（35）は、令和6年5月、出演者の女性との間で性行為映像制作物の出演契約を締結しようとするに際し、あらかじめ、説明書面等を交付し、又は提供しなかった。令和7年4月、同男をAV出演被害防止・救済法違反（説明書面等の不交付等）等で逮捕した（警視庁）。

(5) 銃砲等及び刀剣類の適正管理と危険物対策

① 銃砲等及び刀剣類の適正管理

令和7年末現在、銃刀法に基づき、都道府県公安委員会から8万110人が、15万9,308丁の猟銃及び空気銃の所持許可を受けている。令和7年中、申請を不許可等とした件数は26件、所持許可を取り消した件数は36件であった。また、クロスボウにあっては、令和7年末現在、97人（前年比－8人）が144本（前年比－15本）の所持許可を受けている。令和7年中、申請を不許可等とした件数及び所持許可を取り消した件数はいずれも0件であった。

警察では、銃刀法を厳正に運用し、銃砲等及び刀剣類の所持許可の審査と行政処分を的確に行って不適格者の排除に努めるなど、銃砲等及び刀剣類による事件・事故の未然防止に努めている。

また、猟銃等の事故及び盗難を防止するため、毎年検査を行うとともに、講習会等を通じて適正な取扱いや保管管理の徹底について指導を行っている。

② 危険物対策

火薬類や特定病原体等、放射性物質といった危険物の運搬に当たっては、火薬類取締法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、放射性同位元素等の規制に関する法律、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律等の規定に基づき、都道府県公安委員会にその旨を届け出ることとされている。

警察では、これらの危険物が安全に運搬されるよう、関係事業者に対して事前指導や指示等を行うとともに、これらの危険物の取扱場所への立入検査等により、その盗難、不正流出等の防止に努めている。

図表2-63 猟銃及び空気銃の許可所持者の推移
(令和3年～令和7年)

年次	令和3	4	5	6	7
許可所持者（人）	87,973	86,499	84,679	82,164	80,110

図表2-64 猟銃及び空気銃の許可丁数の推移
(令和3年～令和7年)

区分 \ 年次	令和3	4	5	6	7
総数（丁）	177,719	174,133	169,489	165,253	159,308
猟銃	153,962	150,728	146,530	142,861	137,628
空気銃	23,757	23,405	22,959	22,392	21,680

図表2-65 猟銃等所持不適格者の排除状況の推移
(令和3年～令和7年)

区分 \ 年次	令和3	4	5	6	7
不許可等（件）	33	25	42	36	26
取消し（件）	46	41	41	32	36

図表2-66 運搬届出・立入検査の状況（令和7年）

区分	運搬届出受理件数（件）	立入検査の件数（件）
火薬類関係	27,376	9,043
特定病原体等関係	33	40
放射性同位元素等関係	937	27
核燃料物質等関係	191	10

(6) 環境事犯対策

① 廃棄物事犯^(注1)

令和7年中の廃棄物事犯の検挙事件数の約5割を、廃棄物の不法投棄事犯が占めている。警察では、環境行政部局との人的な交流や情報交換を引き続き行うなどし、廃棄物事犯の早期発見・早期検挙に努めている。

図表2-67 廃棄物事犯の検挙状況の推移（平成28年～令和7年）

区分	年次	平成28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
検挙事件数（事件）		5,075	5,109	5,493	5,375	5,759	5,772	5,275	5,054	4,719	4,578
検挙人員（人）		5,999	6,055	6,361	6,165	6,683	6,660	6,007	5,651	5,339	5,140
検挙法人（法人）		383	376	329	356	403	348	329	313	265	345

CASE

合同会社の元代表社員の男（41）は、茨城県知事から、同人が所有する土地に保管していた産業廃棄物である廃プラスチック類等を全量撤去すること等の措置を講ずるよう命令されたが、履行期限までにこれに従わなかった。令和7年8月、同男を廃棄物処理法違反（措置命令違反）で逮捕した（茨城）。

② 動物・鳥獣関係事犯^(注2)

令和7年中の動物・鳥獣関係事犯の検挙事件数のうち、犬、猫等を殺傷するなどの動物虐待事犯^(注3)は172事件（前年比＋12事件）であり、前年と比べて増加した。また、違法に捕獲等した鳥獣を飼養するなどの鳥獣保護管理法違反や、希少動物を違法に取引するなどの種の保存法違反等も、引き続き検挙されている。

図表2-68 動物・鳥獣関係事犯の検挙状況の推移（平成28年～令和7年）

区分	年次	平成28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
検挙事件数（事件）		543	615	667	588	620	572	592	533	488	464
検挙人員（人）		616	726	795	685	759	650	629	585	520	542
検挙法人（法人）		8	17	28	35	23	8	6	7	5	9

CASE

会社員の男（49）は、法定の除外事由がないのに、河川敷においてカワラバト1羽を捕獲し、令和6年8月頃、自宅において飼養していたカワラバト1羽を拳で複数回殴るなどして死亡させた。令和7年2月までに、同男を動物愛護管理法違反（愛護動物の殺傷）、鳥獣保護管理法違反（鳥獣の捕獲等の禁止）等で逮捕した（警視庁）。

(7) 探偵業の状況

令和7年中の探偵業法での検挙件数は2件、行政処分件数は19件（営業廃止0件、営業停止0件及び指示処分19件）であった。警察では、探偵業法に基づき、探偵業者^(注4)の業務実態を把握し、違法行為に対しては厳正に対処するとともに、業界団体と連携の下、研修会等を通じて、探偵業務の運営の適正化を図っている。

注1：廃棄物処理法違反に係る事犯

2：鳥獣保護管理法違反等に係る事犯

3：動物愛護管理法第44条に係る事犯

4：探偵業の届出数（営業所数）は7,354件（令和7年末現在）

第2節

犯罪捜査に関する取組

近年、犯罪の態様が多様化・複雑化する中、警察では、捜査活動の適正の確保に努めつつ、各種事件の捜査において様々な捜査手法や捜査技能を駆使し、被疑者の検挙や犯行の実態の解明に部門をまたいで取り組んでいる。

1 犯罪捜査に関する各種取組

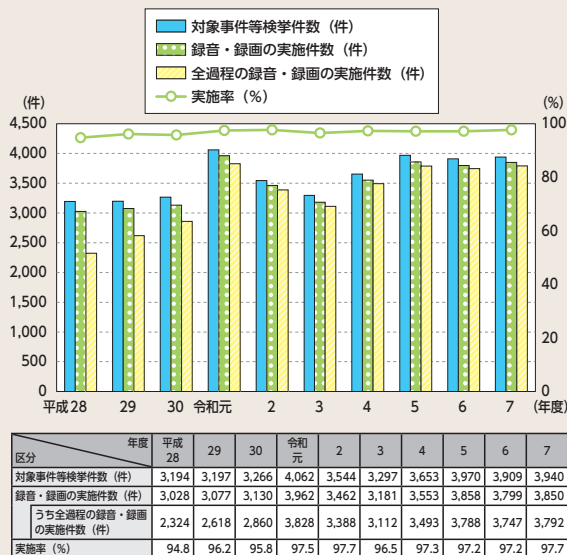
(1) 取調べの録音・録画に係る取組

令和元年（2019年）6月以降、逮捕又は勾留されている被疑者を裁判員裁判対象事件で取り調べる場合等においては、原則として、その全過程の録音・録画が義務付けられているほか、警察においては、逮捕又は勾留されている被疑者が知的障害、発達障害、精神障害等を有する場合の取調べ等においても、必要に応じて、録音・録画に努めることとしている。

警察では、制度の趣旨を踏まえた適正かつ効果的な取調べを推進している。

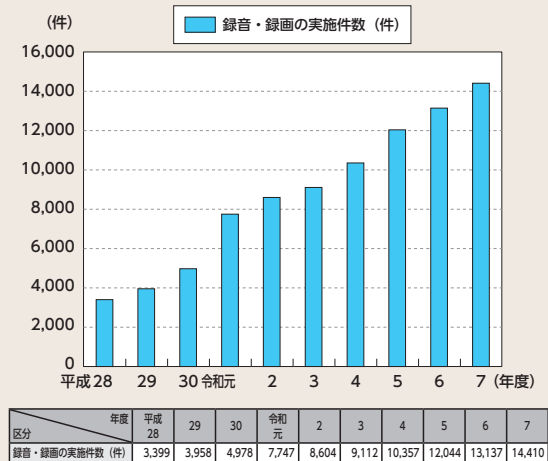
図表 2-69

裁判員裁判対象事件等に係る取調べの録音・録画の実施件数の推移（平成28年度（2016年度）～令和7年度）



図表 2-70

精神に障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の実施件数の推移（平成28年度～令和7年度）



注：平成24年5月に知的障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の試行を開始し、平成28年4月からは発達障害、精神障害等を有する被疑者に係る取調べについても試行の対象とすることを明確化した。

(2) 通信傍受の有効かつ適正な実施

通信傍受は、他の捜査手法のみでは困難な組織的犯罪の全容解明や真に摘発すべき犯罪組織中枢の検挙に有用な捜査手法であることから、警察では、引き続き通信傍受法の定める厳格な要件・手続に従いつつ、通信傍受の有効かつ適正な実施に努めていくこととしている。なお、令和7年中は、15事件について通信傍受を実施し、109人を逮捕した。

(3) 初動捜査における客観証拠の収集

事件発生時には、迅速・的確な初動捜査を行い、犯人を現場やその周辺で逮捕し、又は現場の証拠物や目撃者の証言等を確保することが、犯人の特定や犯罪の立証、更には事件の連続発生の防止のために極めて重要である。都道府県警察では、機動的な初動捜査を行うため、機動捜査隊、機動鑑識隊（班）、現場科学検査班等を設置し、事件発生後、これらの部隊等が直ちに現場に臨場して迅速な客観証拠等の収集を徹底している。

図表 2-71

初動捜査態勢の整備と鑑識活動の徹底



(4) 国民からの情報提供の促進

警察では、犯罪捜査に不可欠な国民の理解と協力を得るために、国民に対し、都道府県警察等のウェブサイトやSNSをはじめとする様々な媒体を活用して、聞き込み捜査に対する協力、事件に関する情報の提供等を広く呼び掛けている。また、必要に応じ、被疑者の発見、検挙及び犯罪の再発防止を目的として、被疑者の氏名、画像、映像等を公表することにより、積極的に国民の協力を求める公開捜査を行っている。

さらに、警察庁では、平成19年度から、広く国民から重要凶悪犯罪等の被疑者検挙に資する情報の提供を受けるため、公的懸賞金制度である捜査特別報奨金制度を導入し、警察庁ウェブサイト等で対象となる事件等について広報している^(注1)。

(5) 犯罪死の見逃し防止への取組

警察が取り扱った死体数^(注2)は、令和7年中は20万4,562体であった。

警察では、適正な死体取扱業務を推進して犯罪死の見逃しを防止するため、検視官^(注3)を現場に臨場させるとともに、死体取扱業務に携わる警察官に対する教育・訓練の充実を図っている。

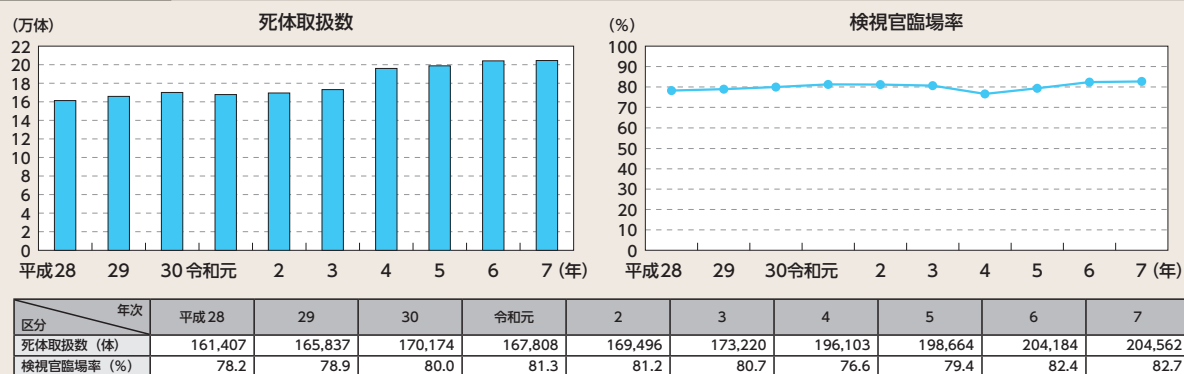
また、体液又は尿中の薬毒物の有無を確認することができる簡易検査キットや、現場の映像等を送信して検視官によるリアルタイムの確認等を可能とする映像伝送装置の整備・活用も行っている。

これらの資機材を効果的に活用することに加え、CT、MRI等による死亡時画像診断も積極的に活用しながら、死因・身元調査法に基づく調査、検査等の措置を的確に実施するとともに、必要な解剖を確実に実施するよう努めている。



警察官に対する教育・訓練の状況
(死体は模擬)

図表2-72 死体取扱数及び検視官の臨場率の推移（平成28年～令和7年）



注1 : <https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/reward/index.html>



2 : 交通関係の死者を除く。

3 : 原則として、刑事部門における10年以上の捜査経験又は捜査幹部として4年以上の強行犯捜査等の経験を有する警視の階級にある警察官で、警察大学校における法医専門研究科を修了した者から任用される死体取扱業務の専門家

（6）緻密かつ適正な捜査の徹底

警察では、被疑者を検挙し、事案の真相を明らかにするため、法と証拠に基づく緻密かつ適正な捜査の徹底を図っている。

① 的確な捜査指揮・管理の徹底

警察では、取調べに過度に依存することのない適正な捜査を推進するため、事件の全容を把握した上での適切な捜査方針の樹立、事件の性質に応じた組織的捜査の推進等、捜査幹部による的確な捜査指揮に努めている。

このため、捜査幹部や捜査実務を担う捜査員に対し、客観証拠の確実な収集、証拠の価値の適正な評価、先入観を排した裏付け捜査の徹底等について指導を行っているほか、警察庁や都道府県警察本部による巡回業務指導等を警察署において実施し、証拠品や捜査書類の管理をはじめとする捜査管理に関する指導を継続的に行っている。

② 教育・訓練の実施

警察では、警察官の採用時や昇任時の機会を捉えて適正捜査に関する指導教育を行っているほか、警察大学校、管区警察学校等において適正捜査をテーマとした専門的な教育や訓練を行うなど、個々の捜査員に至るまで、適正捜査が徹底されるよう、教育・訓練を充実させている。

③ 適正な取調べの徹底

警察では、「警察捜査における取調べ適正化指針」^(注)に基づく取調べの一層の適正化のための各種施策を推進している。

その一環として、警察大学校、管区警察学校等において、捜査員の適正な取調べについての見識の醸成、取調べの具体的手法の習得等を図っているほか、熟練した捜査員等による技能指導を行うなど、若手捜査員の取調べ技能の向上に努めている。

また、平成21年4月以降、取調べの一層の適正化に資するため、警察庁及び都道府県警察本部の総務又は警務部門に設置された被疑者取調べの監督業務を担当する所属の職員が、取調べの状況の確認、調査等必要な措置を行っている。

④ 適正捜査指導体制の確立

警察では、各都道府県警察の刑事部門に、適正捜査を推進するための指導教育等の司令塔として適正捜査指導官を置き、捜査関係法令等の遵守等に関する指導教育及び捜査幹部に対する助言を行ったり、現場捜査員等の相談・意見等を受け付けたりするなど、適正捜査の推進のための指導体制を確立し、捜査に当たる全ての警察官に適正捜査の考え方を浸透・徹底させる取組を推進している。



取調べを想定した教育・訓練

注：平成19年11月、警察捜査における取調べの一層の適正化を推進するため、国家公安委員会によって決定された「警察捜査における取調べの適正化について」に基づき、警察庁において、警察が当面取り組むべき施策を取りまとめたもの

(7) 捜査技能の伝承

近年、捜査の現場における世代交代が進んでいる中、特に地域の治安に責任を持つ警察署においては、捜査経験が豊富な捜査員が減少しており、犯罪の捜査に必要な不可欠な捜査技能の伝承が課題となっている。

従来、捜査技能については、先輩や上司のやり方を見習わせ、実際に何度も経験させてみるなど、捜査経験が豊富な捜査員と共同して捜査に当たるオンザジョブトレーニングの方法により伝承されてきたが、警察捜査において新たな捜査手法や最先端の科学技術を活用した捜査が必要となっていることや、捜査員の世代交代が急速に進んでいることなどから、従来の方法のみでは捜査技能の伝承が困難となっている。

警察では、犯罪の捜査に必要な不可欠な捜査技能が体系的に伝承されるようにするとともに、新たな捜査手法等の習得にも万全を期するため、各種取組を進めている。

① 将来の警察組織を担うにふさわしい刑事捜査員等の育成

新たな捜査手法や最先端の科学技術を活用した捜査は、全ての捜査員が実際の事件で経験することができるわけではない。他方、こうした捜査手法等が必要となる事件は、時間や場所を問わず発生し得るものである。警察では、各捜査員の捜査技能の更なる向上を図るため、様々な教育・訓練の場において、仮想の事件の模擬的な捜査を通じて、防犯カメラ画像、DNA型鑑定資料等の客観証拠の収集方法を含む様々な捜査手法を体験させるなどしている。



指導状況（指掌紋の採取）



指導状況（足跡の採取）

② 警察庁指定広域技能指導官制度

警察庁では、平成6年から警察庁指定広域技能指導官制度の運用を開始し、卓越した専門技能又は知識を有する警察職員を警察庁長官が指定し、その職員を警察全体の財産として、都道府県警察の枠を越えて広域的に指導官として活用している。

令和8年4月14日現在、全国警察において、196人^(注1)の警察職員が情報分析、強行犯捜査、性犯罪捜査、窃盗犯捜査、薬物事犯捜査、鑑識等の各分野^(注2)で広域技能指導官に指定され、各都道府県警察職員に対して警察活動上必要な助言や実践的指導を行うとともに、警察大学校、管区警察学校等において講義を実施している。

注1：業務の特殊性から氏名等公開できない者を除く。

2：このほか、職務質問、交通鑑識、警衛・警護等の様々な分野において広域技能指導官を活用している。

2 科学技術の活用

客観証拠による的確な立証を図り、犯罪の悪質化・巧妙化等に対応するため、警察では、犯罪捜査において、DNA型鑑定、プロファイリング等の科学技術の活用を推進している。

また、DNA型鑑定等のうち、特に高度な専門的知識・技術が必要となるものについては、都道府県警察からの依頼により、警察庁の科学警察研究所において実施している。

(1) DNA型鑑定

DNA型鑑定とは、ヒト身体組織の細胞内に存在するDNA（デオキシリボ核酸）^(注1)の塩基配列を分析することによって、個人を高い精度で識別する鑑定法である。

① 警察におけるDNA型鑑定

警察で行っているDNA型鑑定は、主に、STR型検査法と呼ばれるもので、STRと呼ばれる特徴的な塩基配列の繰り返し回数に個人差があることを利用し、個人を識別する検査法である^(注2)。

② DNA型鑑定の犯罪捜査への活用

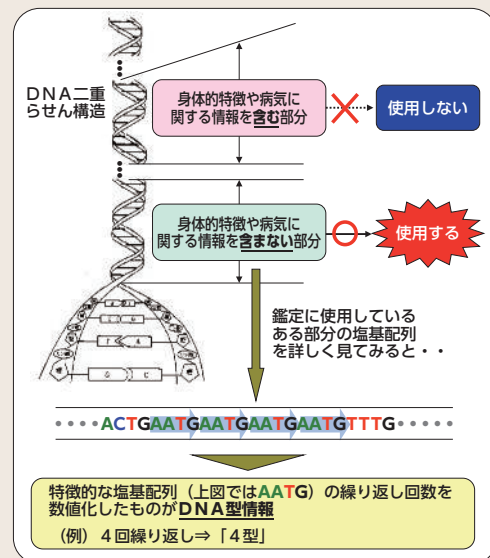
DNA型鑑定の実施件数の推移は、図表2-74のとおりであり、殺人事件等の凶悪事件のほか、窃盗事件等の身近な犯罪の捜査にも活用されている。

また、警察では、被疑者から採取した資料から作成した被疑者DNA型記録及び犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる資料から作成した遺留DNA型記録をデータベースに登録し、未解決事件の捜査をはじめとする様々な事件の捜査において犯人の割り出しや余罪の確認等に活用している。

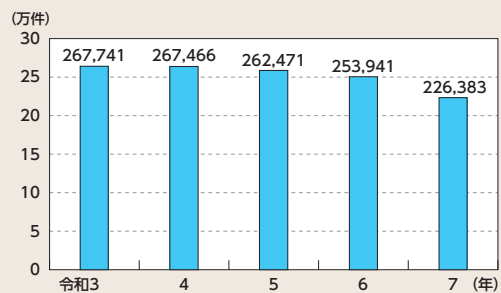
③ 身元確認のためのDNA型鑑定の活用

警察では、身元不明死体の身元確認及び特異行方不明者^(注3)の速やかな発見に活用するため、身元不明死体に関する資料から作成した変死者等DNA型記録及び死体DNA型記録並びに特異行方不明者本人、その実子、実父又は実母に関する資料から作成した特異行方不明者等DNA型記録をデータベースに登録している。

図表2-73 警察におけるDNA型鑑定の概要



図表2-74 DNA型鑑定実施件数の推移（令和3年～令和7年）



図表2-75 DNA型データベースの運用状況（令和3年～令和7年）

区分	年次	令和3	4	5	6	7
余罪照会 ^(注1) 一致数（件）		2,154	2,204	2,184	2,276	2,246
遺留照会 ^(注2) 一致数（件）		2,602	2,623	2,658	2,590	2,989

注1：被疑者DNA型記録をDNA型データベースに登録された遺留DNA型記録と対照して余罪を確認することを目的とした照会

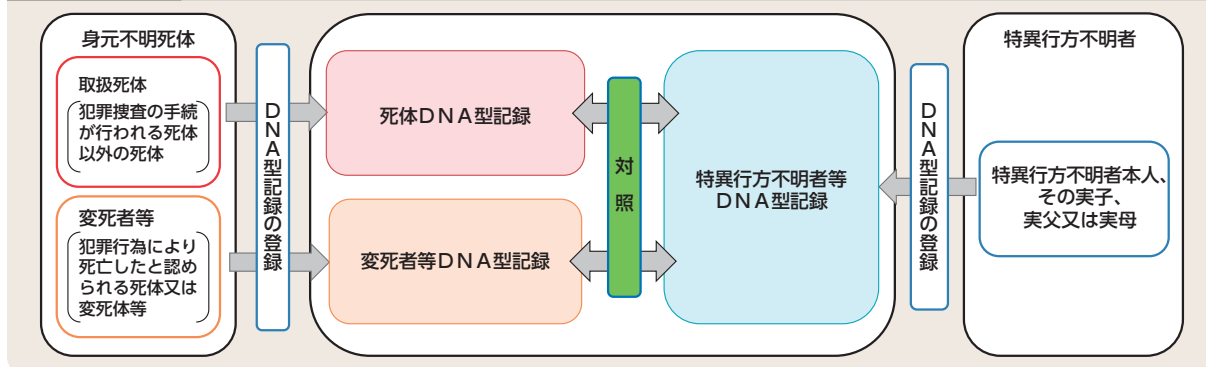
注2：遺留DNA型記録をDNA型データベースに登録された被疑者DNA型記録と対照して関係者を割り出すことを目的とした照会

注1：細胞核に存在する23対46本の染色体を構成する物質の一つで、長いらせんのはしご状（二重らせん）の構造をしている。

注2：塩基の繰り返し配列について、その反復回数を調べて、その繰り返し回数を「型」として表記して個人識別を行う。

注3：犯罪や事故等に巻き込まれ、生命又は身体に危険が生じているおそれのある行方不明者

図表 2-76 身元確認のためのDNA型データベースの活用



memo DNA型鑑定における不適切な取扱いを防止するための対策

① 佐賀県警察における事案の概要と警察庁による特別監察の実施

佐賀県警察本部刑事部科学捜査研究所の職員（以下「対象職員」という。）がDNA型鑑定作業において不適切な取扱いを行っていた事案を受け、警察庁では、令和7年10月8日、国家公安委員会の指導の下、県警察に対して、DNA型鑑定の実施体制とその実施状況及び不適切事案の原因究明とそれを踏まえた再発防止策の2点について特別監察を開始し、2回の中間報告を経て、令和8年6月4日、「佐賀県警察に対する特別監察結果報告書」を取りまとめた。

特別監察の実施に当たっては、警察庁の附属機関である科学警察研究所のDNA型鑑定の専門家や警察庁においてDNA型鑑定に携わっている職員を県警察に派遣し、不適切な取扱いを行った対象職員が単独で実施した全ての鑑定について、DNA型鑑定の知見を有する外部有識者から確認手順について意見を聴取しつつ、その内容を確認手順に反映した上で、実施状況を確認したほか、特別監察の実施状況について、国家公安委員会に随時報告し、その指導を受けつつ監察を進めるなど、専門性・客観性に特に配慮した。

② 特別監察の結果

特別監察においては、対象職員による不適切な取扱いにより、「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」などの事態が生じていないことが確認された一方、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査の支障が生じていないかについて明らかにならなかったものが確認された。また、県警察の調査では不適切な取扱いが確認されなかった鑑定について、新たに不適切な取扱いが確認されるなど、県警察の調査結果に不十分な点が認められたところである。この点、本件のような専門性の高い分野における不適切事案の調査においては、調査対象や調査方法の検討、調査体制の編成等に当たり、一都道府県警察で対応に当たることには限界があり、この種事案が発生した場合における発覚当初からの警察庁の役割強化が必要であると認められた。

また、対象職員によって長期間にわたって不適切な取扱いが行われた上、その間、誰もその不適切な取扱いに気付けなかった要因として、対象職員の倫理観の欠如と不十分なサポート体制、不適切な鑑定業務を防止するための対策の不足及び幹部による不十分な業務管理が確認された。

③ 今後の対策

ア 都道府県警察による対策

特別監察の結果を踏まえ、警察庁では、組織マネジメントと職員サポートの強化、DNA型鑑定作業の厳格化・標準化、電子データや鑑定資機材の管理の徹底、DNA型鑑定の適正な運用の徹底及びDNA型鑑定嘱託の合理的かつ的確な実施という5点の再発防止策を取りまとめ、都道府県警察に対して再発防止策の徹底を指示した。

イ 警察庁における対策

警察庁においても、都道府県警察と一体となってこの種事案の絶無を期すべく、都道府県警察に対する指導体制の強化、科学捜査研究所に対する定期監査の実施、不適切事案が発生した場合の早期指導と職員の派遣、部外有識者からの積極的な意見聴取と各種対策への反映、科学捜査研究所の機能集約に向けた検討等の取組を推進することとした。

(2) デジタル・フォレンジック^(注)

犯罪に悪用された電子機器等に保存されている電磁的記録は、犯罪捜査において重要な客観証拠となる場合がある一方で、電磁的記録は消去、改変等が容易であるため、これを犯罪捜査

注：犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続

に活用するためには、適正な手続により解析・証拠化することが重要である。

警察では、デジタル・フォレンジックを活用し、電子機器等から電磁的記録を抽出した上で、文字や画像等の人が認識できる形に変換するという電磁的記録の解析を行っている。

また、近年、新たな電子機器や情報通信サービスが次々と登場し、電磁的記録の解析が一層困難になる中で、最新の技術を有する民間企業や研究機関との技術協力を推進し、技術情報を継続的に収集するとともに、国内外の関係機関・団体等との連携を強化し、電磁的記録の解析に係るノウハウや技術の蓄積に努めている。

図表 2-77 デジタル・フォレンジックの概要



（３）指掌紋自動識別システム

指掌紋は、「万人不同」かつ「終生不変」の特性を有し、個人を識別するための資料として極めて有用であることから、明治44年（1911年）に警視庁において指紋制度が導入されて以来、現在に至るまで、犯罪の捜査に欠かせないものになっている。

警察では、被疑者から採取した指掌紋と犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる指掌紋をデータベースに登録して自動照合を行う、指掌紋自動識別システムを運用し、犯人の割り出し、余罪の確認等に活用している。



指掌紋自動識別システムによる指掌紋の確認状況

（４）高度な画像分析等

① 防犯カメラ画像等の解析

防犯カメラ画像等の分析結果から被疑者の検挙に結び付いた事例は年々増加傾向にあり、その重要性は年々増している。

一方、警察で収集した防犯カメラ画像等は、録画装置の性能や撮影条件等により画像が不鮮明な場合があり、分析に支障を来すことがあるため、警察では、画像を鮮明化するための技術開発を進めており、これらの技術を駆使して防犯カメラ画像等の解析を行い、犯人の特定や追跡等に役立てている。

図表 2-78 画像の鮮明化技術^(注)



また、防犯カメラが設置されていない場所においても、通行車両のドライブレコーダーの画像を収集・解析することにより、被疑者の特定等に活用している。

図表 2-79 検挙件数のうち、主たる被疑者を特定した警察活動が「防犯カメラ等の画像の確認」であった割合の推移（平成28年～令和7年）

年次	平成28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
割合（％）	4.6	6.0	7.0	8.0	12.3	13.8	15.7	16.7	17.6	18.9

② 自転車画像解析による分析

自転車画像解析とは、防犯カメラ等に映り込んだ被疑者の自転車の部品の特徴やその組合せ等から車種を特定するとともに、破損箇所やカスタム状況等の車体固有の特徴を踏まえ、犯行に使用された自転車を推定する捜査手法である。

図表 2-80 自転車画像解析



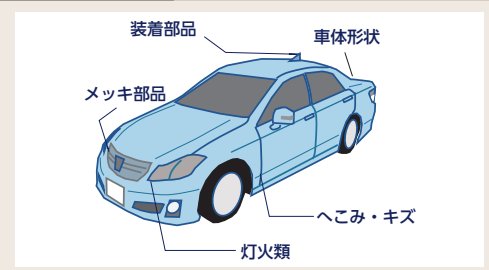
CASE

令和7年5月から同年6月にかけて、岐阜県内のドラッグストア等に停められた自転車のかご等からかばん等が奪われる窃盗事件が連続発生したことから、自転車画像解析により、防犯カメラ画像に写った犯人の使用する自転車モデルを特定した。同年6月に、特定したモデルの自転車に乗車する男（56）を発見したため、追跡したところ、ドラッグストアに停められた自転車のかごからかばんを窃取したため、同男を窃盗罪で逮捕した（岐阜）。

③ 自動車等の車種推定による分析

車種推定とは、防犯カメラ等に映り込んだ犯行に使用された自動車等のパーツの特徴等に注目して車名や型式の推定を行い、被疑者の特定に結び付ける捜査手法であり、全国警察で広く活用されている。

図表 2-81 車種推定分析



（5）自動車ナンバー自動読取システム

自動車盗をはじめとする多くの犯罪では、犯行や逃走に自動車が悪用されていることから、車両ナンバーに基づいて当該車両を発見・捕捉することが被疑者の早期検挙に効果的である。このため、警察庁では、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する、自動車ナンバー自動読取システムの整備に努めている。

（6）犯罪関連情報の総合的な分析

① 犯罪グループ内の関係性分析のための資機材を活用した分析

警察では、犯罪の取締りのため、スマートフォン等を解析して収集した通話履歴等の情報を基に、犯罪グループ内における被疑者間の関係性を分析し、事件の早期解決に努めている。犯罪グループが匿名性の高い通信アプリ等を悪用している実態を踏まえ、多様化する通信方法にも対応できるよう機能強化した資機材を活用している。

② 警察共通基盤^(注1)を活用した分析

警察では、従来のシステムが集約・統合された警察共通基盤を運用し、様々な犯罪関連情報の一元的な管理と統合的な分析を行っている。警察共通基盤では、犯罪発生状況のほか、犯罪手口、犯罪統計等の犯罪関連情報を地図上に表示し、その他の様々な情報とも組み合わせることで、犯罪の発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を推定することが可能であり、警察共通基盤を活用した的確な捜査指揮や効率的な捜査の支援を行うことで、事件解決に役立てている。

（7）プロファイリング

プロファイリングとは、犯行現場の状況、犯行の手段、被害者等に関する情報や資料を、統計データや心理学的手法等を用い、分析・評価をすることにより、犯行の連続性の推定、犯人の年齢層、生活様式、職業、前歴、居住地等の推定や次回の犯行の予測を行うものであり、例えば、連続して発生している性犯罪、窃盗、放火、通り魔事件等、犯行状況に関する情報量の多い事件や犯人の行動の特徴がつかみやすい事件において特に効果が期待される^(注2)。

CASE ▶

令和7年1月から、北海道内の空き家や美容室等を対象とする連続窃盗事件が発生していたことから、プロファイリングを実施し、犯行現場の状況や犯行の手段等から犯人像を推定し、犯行分布や対象店舗の選択傾向等から、今後被害に遭う可能性の高い地域と店舗を予測した。

同年2月の深夜、同予測に基づく警戒中、予測地域内において不審な男（49）を発見し、職務質問したところ、正当な理由なく指定侵入工具を所持していたことから、同男を特殊開錠用具所持禁止法違反（隠匿携帯）で逮捕した。その後、所要の裏付け捜査の結果、同月、同男を建造物侵入罪及び窃盗罪で再逮捕した（北海道）。

注1：42頁参照（トピックスⅣ）

2：我が国では、平成6年に科学警察研究所においてプロファイリングに関する研究が開始され、平成12年には北海道警察が都道府県警察として初めて特異犯罪分析班を設置した。警察庁においては、平成18年に情報分析支援室が設置され、プロファイリングを担当することとなり、平成26年には体制を充実させ、捜査支援分析管理官が設置された。それ以降、都道府県警察においても体制の整備を進めている。

第3節

地域住民の安全安心確保のための取組

1 交番・駐在所の活動

交番・駐在所では、パトロールや巡回連絡等の様々な活動を通じて、地域住民の意見・要望等に応えるべく、管轄する地域の実態を把握し、その実態に即した活動を行っている。また、昼夜を分かたず常に警戒体制を保ち、様々な警察事象に即応する活動を行うことにより、地域住民の安全と安心のよりどころとなり、国民の身近な不安を解消する機能を果たしている。

令和8年（2026年）4月1日現在、全国に交番は6,132か所、駐在所は5,718か所設置されている。

（1）パトロール、立番等

① パトロール、立番等による警戒

地域警察官は、事件・事故の発生を未然に防ぐとともに、犯罪を取り締まるため、犯罪の多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロールを行っている。パトロールに当たっては、不審者に対する職務質問、危険箇所の把握、犯罪多発地域の家庭や事業者に対する防犯指導、パトロールカード^(注)による情報提供等を行っている。

また、交番の施設の外に立って警戒に当たる立番や、駅、繁華街等の人が多く集まる場所や犯罪が多発している場所において、一定の時間警戒する駐留警戒等を行っている。



立番

CASE

愛媛県警察では、令和7年3月に山林火災が発生した今治市内において、避難指示の解除後、移動交番車を活用し、相談等の受理窓口を開設したほか、パトロール等を行った。



移動交番車の活用

② 職務執行力の強化

警察では、地域警察官の職務執行力を強化するため、職務質問、書類作成等の能力の向上を目的とした研修・訓練を実施するとともに、卓越した職務質問の技能を有する者を選抜して、警察庁指定広域技能指導官又は都道府県警察の職務質問技能指導官等として指定し、実戦的な指導等を通じて地域警察官全体の職務質問技能の向上に努めている。

令和7年中の地域警察官による刑法犯検挙人員は11万9,695人と、警察による刑法犯の総検挙人員の59.6%を占めている。

注：パトロール中に気付いた防犯上の注意事項を伝えたり、空き巣等の被害者にパトロールを行っていることを知らせて安心してもらうたりすることなどを目的として、地域警察官が管内の地域住民に配布するもので、交番名やパトロールを行った日時等が記載されている。



交番等の安全確保に向けた取組

交番等勤務員に対する襲撃事件の発生等を受け、警察では、装備資機材の高機能化、複数勤務体制の推進及び実戦的な訓練の実施に加え、防犯カメラの設置等により、交番等のセキュリティを強化するなど、交番等の安全確保に向けた取組を推進している。



セキュリティを強化した交番

③ 交番相談員の活用

令和8年4月1日現在、全国で約6,200人の交番相談員が配置されている。交番相談員は、警察官の身分を有しない非常勤の職員であり、地域住民の意見・要望等の聴取、拾得物・遺失届の受理、被害届の代書及び預かり、事件・事故発生時の警察官への連絡、地理案内等の業務に従事しており、その多くは、警察業務に関する知識や経験を有する退職警察官である。

(2) 地域住民と連携した活動

① 巡回連絡

地域警察官は、担当する地域の家庭、事業所等を訪問し、犯罪や事故の防止等、地域住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な事項の指導・連絡や、地域住民からの意見・要望等の聴取を行う巡回連絡を行っている。



巡回連絡

CASE

宮崎県警察では、巡回連絡の際、特殊詐欺の被害の防止に係るチラシの配付、国際電話不取扱受付センターの周知及び申込みの推進等を行う「特殊詐欺等撃退ローラー作戦」を遂行し、特殊詐欺の被害を防止するための取組を実施している。

② 交番・駐在所連絡協議会

令和8年4月1日現在、全国の交番・駐在所に約1万900の交番・駐在所連絡協議会が設置されている。そこでは、地域警察官が、地域住民と地域の治安に関する問題について協議したり、地域住民の警察に対する意見・要望等を把握したりすることにより、地域社会と協力して事件・事故の防止等を図っている。

(3) 交番等における外国人への対応

① 機器等の整備及び活用

警察では、日本語を解さない外国人が各種届出等のために交番等を訪れた場合に、意思の伝達や手続を円滑に行うことができるよう、翻訳機能を備えた機器や外国語を併記した遺失届等の各種届出関係書類等の整備及び活用を図っている。

② 電話通訳の活用

警察では、外国人への対応のため通訳が必要となった場合、携帯型端末を利用するなどして電話通訳を行い、外国人との迅速・的確な意思の疎通を図っている。また、地域警察官に対し、電話通訳を行う手順や通訳を介した事情聴取の要領等に関する訓練を行っている。

(4) 遺失物の取扱い

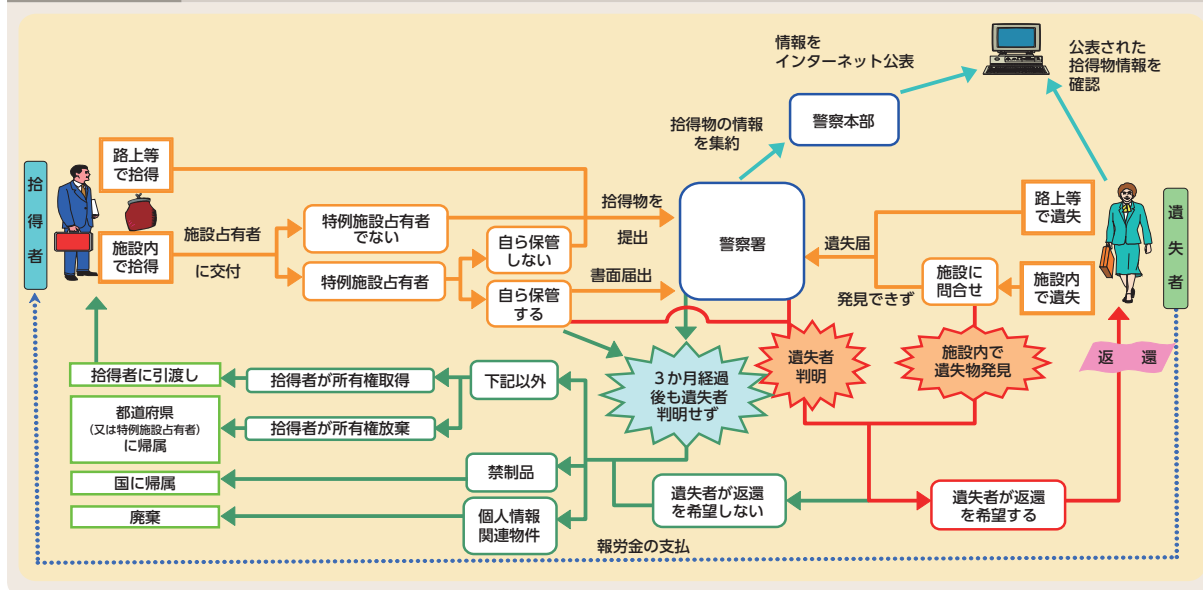
警察では、拾得物を速やかに遺失者に返還するため、拾得物・遺失届の受理業務を行っている。令和7年中に届出のあった拾得物は、特例施設占有者保管分^(注)を含め約3,200万点に上っている。

なお、警察に提出された拾得物のうち、通貨については約156億円が、物品については約1,130万点が遺失者に返還されている。

図表2-82 拾得物・遺失届の取扱い状況の推移
(令和3年～令和7年)

年次		令和3	4	5	6	7
区分	拾得物	182	211	228	233	232
	遺失届	291	326	361	367	372
物品 (万点)	拾得物	2,288	2,664	2,979	3,128	3,200
	遺失届	983	1,096	1,176	1,161	1,143

図表2-83 遺失物の取扱いの流れ



注：一定の公共交通機関又は都道府県公安委員会が指定した施設占有者（特例施設占有者）は、拾得物に関する事項を警察に届け出たときは、その物件を自ら保管することができる。

2 事件・事故への即応

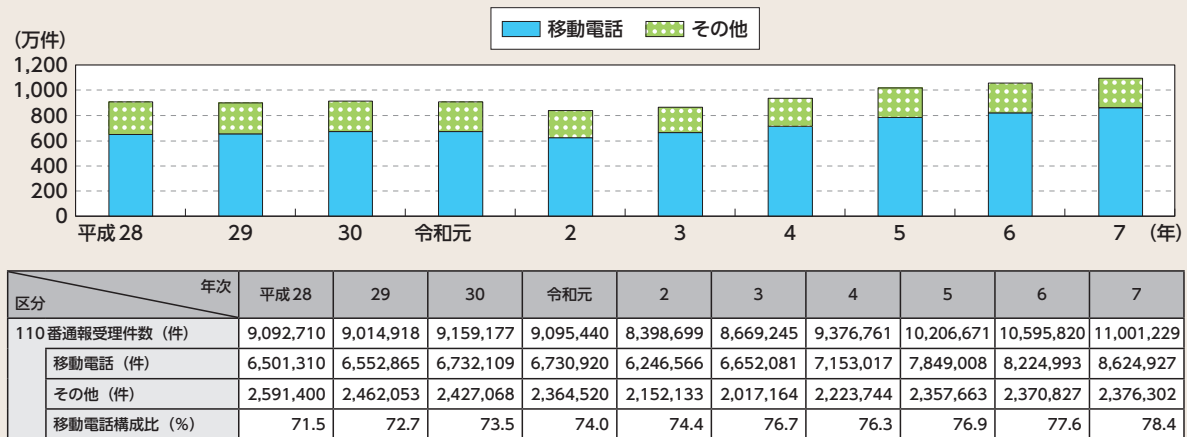
交番・駐在所等の警察官は、事件・事故等が発生した際、直ちに現場に向かい、初動措置をとっている。警察では、警察官が迅速に現場に駆け付けられるよう、110番通報の受理や警察署等への指令を行うシステムを整備するとともに、パトカー等の活用による機動力の強化に努めている。

(1) 110番通報

令和7年中の110番通報受理件数^(注1)は約1,100万件であり、約2.9秒に1回、国民の約11人に1人から通報を受理したことになる。また、携帯電話等の移動電話からの110番通報が78.4%を占めた。

警察では、110番通報の適切な利用の促進のため、事件・事故等の緊急の対応を必要とする場合にはためらわずに110番通報を利用する一方、緊急の対応を必要としない相談等の通報については、「#（シャープ）9110」番^(注2)や各種相談電話を利用するよう呼び掛けている。

図表2-84 110番通報受理件数の推移（平成28年（2016年）～令和7年）



(2) 110番通報への対応

① 通信指令システム

110番通報に迅速かつ的確に対応するため、都道府県警察には通信指令室が設けられている。110番通報を受理した通信指令室では、直ちに通報内容を警察署等に伝え、地域警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備^(注3)の発令等を行っている。令和7年中の緊急配備の発令件数は、前年と比べ12件（0.3%）減少し、4,547件となった。

警察では、携帯電話等からの110番通報に的確に対応するため、携帯電話等で110番通報がされた際に、音声通話と同時に発信者の位置情報が通知されるシステム（位置情報通知システム）を全都道府県警察において運用するなど、通信指令システムの高度化を図っている。

② 外国語による110番通報への対応

警察では、外国語に通じた警察官を通信指令室に配置するほか、通訳センター等の警察職員を含めた三者通話を行うなどして、日本語を解さない外国人からの110番通報に対応している。

注1：無応答、いたずら、かけ間違い等は計上していない。

2：105頁参照

3：重要事件等が発生した際に、迅速に被疑者を検挙するため、警戒員を配置して行う検問、張り込み等

③ 聴覚障害者等からの110番通報への対応

警察では、聴覚障害者等、音声による110番通報が困難な方が、スマートフォン等を利用して、文字や画像で警察に通報できる「110番アプリシステム」を整備し、各都道府県警察において運用している。

④ PⅢ^(注1)等を活用した初動警察活動

警察では、PⅢ端末等の活用により、通信指令室で受理した110番通報の内容、各種事案の現場で撮影した画像・映像、GPSで測位された警察官の位置等の情報を、警察本部、警察署及び現場の警察官が組織的に共有し、的確な初動警察活動に当たっている。

図表2-85 110番アプリシステムの使用イメージ



(3) 初動警察活動の強化

① 通信指令を担う人材の育成強化

警察では、110番通報の受理、指令及び無線報告の技能等を競う全国通信指令・無線通話技能競技会の開催、通信指令の知識・技能に関する検定制度の運用、卓越した通信指令の技能を有する者として選抜された警察庁指定広域技能指導官や都道府県警察の技能指導官等による実戦的な指導等を通じ、組織的な人材育成に努めている。

② 実戦的な訓練の実施

警察では、事案対応能力の更なる強化を図るため、無差別殺傷事件その他の重大事案の発生を想定した実戦的な訓練を継続的に実施している。

(4) 鉄道警察隊の活動

鉄道警察隊は、鉄道事業者等と連携し、警乗^(注2)、駅等の鉄道施設及びその周辺のパトロールや警戒警備等を実施している。

また、警察では、近年、列車内での殺傷事件が相次いで発生したことを踏まえ、鉄道事業者との連携を一層密にしつつ、効果的な警乗の実施、不審者に対する積極的な職務質問の実施、大規模駅施設等への警戒強化等の取組を実施している。



警乗

注1：240頁参照（第7章）

2：列車内における公安の維持を図るため、警察官が列車に乘務して、列車内における犯罪の予防、被疑者の検挙、事故の防止等に当たること

(5) パトカーの活用

警察では、全国の警察本部や警察署に配備したパトカーを活用して、管内のパトロールを行うとともに、事件・事故等の発生時における初動措置をとっている。

CASE

令和7年4月、パトカーで警ら中に不審車両を発見したことから、運転手の男（38）に対する職務質問を行ったところ、薬物使用の疑いが認められたため、同男の同意を得た上で警察署に同行した結果、覚醒剤の使用を自供した。また、尿から覚醒剤の成分も検出されたことから、同男を覚醒剤取締法違反（使用）で逮捕した（新潟）。

(6) 警察用航空機（ヘリコプター）^(注)及び警察用船舶の活用

警察では、ヘリコプターテレビシステムやホイスト救助装置等の様々な資機材が装備された警察用航空機（ヘリコプター）及び水難者救助用の各種資器材が装備された警察用船舶を全国に配備しており、通信指令室やパトカーと連携し、その機動力を生かしたパトロール等を行っている。

(7) 山岳遭難及び水難に対する警察活動

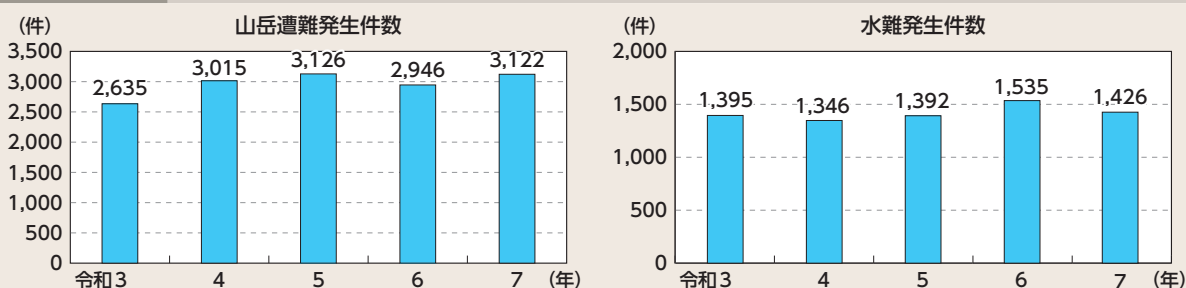
令和7年中の山岳遭難の発生件数は3,122件、遭難者数は3,623人（うち死者・行方不明者は332人）であり、水難の発生件数は1,426件、水難者数は1,599人（うち死者・行方不明者は760人）であった。

警察では、パトロール、広報啓発活動等により遭難の防止を図るとともに、遭難救助訓練や研修会の開催により救助技術の向上を図っているほか、遭難が発生した際には、関係機関・団体等と連携の上、警察用航空機を活用するなどして、遭難者の搜索救助に当たっている。



山岳における救助訓練

図表2-86 山岳遭難及び水難の発生件数の推移（令和3年～令和7年）



(8) 熊被害事案への対応

令和7年は、熊による死者数が過去最多を更新し、熊本来の生息域である森林に近い環境だけでなく、多くの地域で熊が人里に侵入し、人身被害が増大、多様化、広域化して、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となった。

警察では、市町村等と連携して、速やかな情報共有と対処に向けた協力体制を確立するとともに、熊出没時には、避難誘導や現場周辺の立入規制といった、地域住民の安全確保を最優先とした取組を推進している。

また、令和7年11月に警察官等特殊銃使用及び取扱い規範を改正し、熊による人身被害が深刻化していることへの追加的・緊急的な対策として、熊の出没状況等に応じて、市町村長による緊急銃猟等が行われるか不明である場合等に警察官が警察官職務執行法に基づきライフル銃を使用して熊の駆除を行うための体制を確立している。

令和7年11月にクマ被害対策等に関する関係閣僚会議において「クマ被害対策パッケージ」が決定されたことから、警察では上記取組を含め、当該パッケージに沿って、熊による人身被害を防止するための取組を進めている。



熊出没地域における通学路警戒



ライフル銃を使用した熊駆除に向けた訓練

クマ被害対策パッケージ（概要）		
令和7年11月14日 クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定		
- クマによる死者数が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、関係省庁連携による緊急的な対策を含めた総合的な施策パッケージの実施により、国民の命と暮らしを守る。 - 人の生活圏からクマを排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化することで、増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマのすみ分けを実現する。		
緊急的に対応すること（※は着手済）	短期的に取り組むこと	中期的に取り組むこと
★緊急銃猟に係るノウハウや事例の整理・周知及び専門家派遣（環境省） ★緊急銃猟に係る責任範囲の周知等による捕獲従事者の不安払しょく（環境省） ★効果的な事例の共有などクマ対策の必要性に関する理解醸成（環境省） ★自治体職員による捕獲従事等に関する通知発出（環境省、総務省） ★インバウンドを含めた登山者等への多言語による情報発信等（環境省、観光庁）	○警察によるライフル銃を使用したクマの駆除（警察庁） ○都道府県・市町村等と連携した出沒時の安全確保（環境省、文部科学省） ○自衛隊OB、警察OB等への協力要請（環境省、防衛省、警察庁） ○学校及び登下校時の安全確保に関する取組の周知等（文部科学省、環境省） ○農林業従事者の安全確保の徹底（農林水産省、林野庁）	○春期のクマ捕獲及び捕獲準備の増強を含む集落周辺個体の捕獲強化等による個体数の削減・管理の徹底（環境省、農林水産省、総務省） ○ガバメントハンターの人件費や資機材等の支援（環境省） ○クマ駆除技能を有する警察官の確保・資機材整備（警察庁） ○市街地等での適切な麻酔銃の使用手法、効果的な捕獲方法・出沒防止対策に関する情報提供（環境省、農林水産省、林野庁） ○緩衝帯・強固な柵の整備、誘引物の撤去、電気柵による防護強化、ICT等による出沒情報の提供等（環境省、農林水産省、林野庁） ○河川における出沒対策のための樹木伐採や占用許可円滑化等（国土交通省）
○自治体における専門人材、高度な捕獲技術を持つ事業者・捕獲技術者（ガバメントハンター等）の育成（環境省、農林水産省） ○クマの個体数の削減、人の生活圏からの排除に向けたガイドライン改定等（環境省） ○適切な個体数管理のための統一的手法による個体数推定（環境省） ○堅果類の豊凶調査に基づくクマ出沒傾向に関する情報発信（環境省、林野庁） ○保護区の設定・管理、広葉樹林化等による人の生活圏とのすみ分け（環境省、林野庁）		
○各種対策について、交付金等による速やかな支援を実施（主な対策経費）：ハンターへの手当等の経費増強にかつる費用、ガバメントハンター人件費、クマ対策関係資機材（はこむた、電気柵、テラスフェー、安全装備等）購入費、緩衝帯整備費、小の動物の捕獲費、にたる費用、大出沒対策費、人材育成のための研修費等 ○交付金を受けて実施する事業や地方単独事業として実施するクマの駆除等に要する経費について、特別交付税措置を講じる		

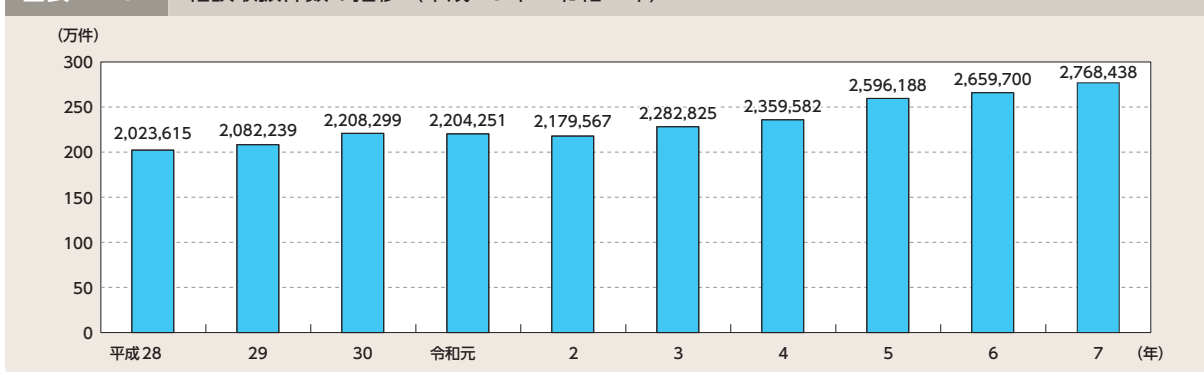
クマ被害対策パッケージ（概要）

3 相談業務の充実強化

(1) 相談取扱いの現状

相談取扱件数の推移については、図表2-87のとおりである。令和7年中の相談取扱件数は276万8,438件と、前年より10万8,738件（4.1%）増加した。

図表2-87 相談取扱件数の推移（平成28年～令和7年）



(2) 相談受理体制

警察では、国民から寄せられた相談に対し、迅速・確実に組織的な対応を行うことができるよう、都道府県警察本部及び各警察署の総・警務部門に、それぞれ相談の総合窓口を設置している。総合窓口には、警察職員のほか、経験豊富な元警察職員等の警察安全相談員を配置し、体制の確保に努めている。また、都道府県警察本部の総合窓口に全国统一番号の警察相談専用電話（「#（シャープ）9110」番^{（注）}）を設置し、電話をかければ発信地を管轄する警察本部等の総合窓口につながるようにしているほか、都道府県警察のウェブサイト上でも相談を受け付けている。

(3) 相談内容に応じた適切な対応の推進

① 相談への組織的な対応

寄せられた相談に対しては、犯罪等の被害の発生の有無にかかわらず、相談内容に応じて関係する部署が連携して対応し、指導、助言、他の専門機関の教示、相手方への警告、検挙等、相談者の不安等を解消するために必要な措置を講じている。

特に、相談者等の生命又は身体に危害が及ぶおそれのあるものなど、緊急の対応を要する相談事案については、警察署長等の指揮の下、迅速かつ的確な対応を行っている。

② 相談に対応する職員への研修の実施

治安に関する多種多様な相談に適切に対応することができる職員を育成するため、都道府県警察では、相談に対応する職員に対し、各部門の業務担当者による事案ごとの相談受理・対応要領の講義や様々な専門的知識を有する部外講師による講義等、実務に直結する研修を実施している。

③ 関係機関・団体等との連携の推進

警察以外の機関・団体等と取り扱うことが望ましい相談や警察以外の機関・団体等との緊密な連携が必要な相談への適切な対応を図るため、関係機関・団体等との連絡会議を開催して意見交換を行うなど、関係機関・団体等との連携強化に努めている。

注：携帯電話からも利用できる。なお、ダイヤル回線及び一部のIP電話では利用できないので、相談専用の一般加入電話番号を警察庁ウェブサイト等で広報している。

第4節

社会における良好な治安確保のための取組

1 犯罪防止に向けた取組

(1) 地域社会との協働

良好な治安は、社会・経済の発展の礎であるが、その確保は、独り警察のみによって達せられるものではない。警察は、地域社会や関係機関・団体等との連携の下、社会全体で良好な治安が保たれるよう取り組んでいる。

① 社会の犯罪予防機能の高度化

ア 安全で安心なまちづくり

政府では、安全で安心なまちづくりのための地域の自主的な取組を支援し、官民連携した取組を全国に展開する「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」（平成17年（2005年）6月犯罪対策閣僚会議・都市再生本部合同会議決定）等に基づき、関係機関・団体等と連携して、防犯ボランティア活動等への支援や犯罪に強い住宅街の整備に関する取組等を推進している。

また、令和4年（2022年）12月に閣議決定された「『世界一安全な日本』創造戦略2022」も踏まえ、引き続き全国で安全・安心なまちづくりの取組を推進していくこととしている。

イ 安全で安心なまちづくりを推進する気運を高めるための取組

犯罪対策閣僚会議において定められた「安全安心なまちづくりの日」（毎年10月11日）の前後の期間を中心に、安全で安心なまちづくりの気運を高めるための様々な取組が行われており、政府では、その取組の一環として、安全で安心なまちづくりに関し、顕著な功績等があった個人又は団体を内閣総理大臣が表彰する「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」を毎年実施している。

また、警察庁では、優れた活動を行う防犯ボランティア団体が取組内容を発表する「防犯ボランティアフォーラム」を開催し、自主防犯活動の活性化に取り組んでいる。



安全安心なまちづくり関係功労者表彰

ウ 繁華街・歓楽街の安全安心の確保に向けた総合対策の推進

警察では、健全で魅力あふれるまちづくりを推進するための施策を講じている。具体的には、繁華街・歓楽街における犯罪組織の実態解明を推進し、違法風俗営業等の風俗関係事犯や、薬物の密売、みかじめ料の徴収、恐喝等の犯罪組織による資金獲得犯罪、不法就労、偽装結婚等の偽装滞在事犯、人身取引事犯、少年の健全育成を阻害する事犯に対する取締りを徹底するとともに、犯罪収益の確実な剥奪を図るなど、犯罪組織の壊滅・弱体化と風俗環境の浄化に資する取締りを推進している。

また、犯罪組織が暗躍することのないよう、雑居ビル、広告宣伝媒体等から犯罪組織を排除する取組を推進するとともに、繁華街・歓楽街の安全安心の確保に向け、商店街、商工会議所、商工会、地域住民等や自治体と問題意識を共有し、自治体が行うまちづくり事業に計画段階から積極的に関与するほか、客引きやスカウト行為、特定の地域で常態的に行われる売春目的の勧誘、非行少年や不良行為者のい集、違法広告物の設置、ゴミや自転車の放置、違法駐車、落書き等の迷惑行為の取締り等を通じて街並みの改善を図っている。

② 防犯ネットワークの整備と活用促進

警察では、地方公共団体、地域住民、事業者等との重層的な防犯ネットワークを整備し、これを有効活用した積極的な情報交換や、地域住民による防犯パトロール等の防犯ボランティア活動及び事業者による防犯に関するCSR^(注1)活動に対する支援等を行うことで、地域社会が一体となった犯罪対策の推進を図っている。

ア 防犯ボランティア団体の活動

令和7年末現在、警察が把握している防犯ボランティア団体は全国で4万1,782団体^(注2)であり、その構成員数は207万4,271人となっている。多くの団体で防犯パトロールや通学路等における子供の見守り活動を行っているほか、最近の犯罪情勢を踏まえ、特殊詐欺の被害防止のため、警察と連携したATM利用者への注意喚起や高齢者の居宅の訪問を通じた防犯指導等を実施している団体もみられる。

イ 自主防犯活動に対する支援

警察では、防犯ボランティア団体に対し、犯罪情報の提供や合同パトロールの実施等の活動支援を行っているほか、自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備することができる仕組みづくりを行い、令和7年末現在、全国で9,183団体、3万9,060台の青色回転灯等装備車が活動している。また、警察庁ウェブサイト上に「自主防犯ボランティア活動支援サイト」^(注3)を開設し、防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりを推進している。



青色回転灯等装備車（公益財団法人全国防犯協会連合会）

CASE

佐賀県警察では、防犯ボランティア活動に取り組んでいる団体等に対する防犯意識の啓発並びに防犯ボランティア活動を促進する人材の養成及び知識技能の向上を図ることを目的に、「防犯ボランティアスキルアップ研修会」を開催した。

ウ 犯罪情報や地域安全情報等の提供

警察では、自主防犯活動の更なる活性化を図るため、地域住民に向けて、警察の保有する犯罪発生情報や防犯情報等を様々な手段・媒体を用いて適時適切に提供している。また、事業者による防犯に関するCSR活動に資する情報提供や活動方法についての助言等を行っている。

(2) 犯罪防止に配慮した環境設計

① 公共施設や住宅の安全基準の策定等

警察庁では、犯罪防止に配慮した環境設計による安全で安心なまちづくりを推進するため、住宅の防犯性能の向上や防犯に配慮した公共施設等の整備等に関する安全基準を策定し、その普及に努めている。

注1：Corporate Social Responsibilityの略。企業の社会的責任と訳される。法令遵守、環境保護、地域貢献等、純粋に財務的な活動以外の分野において、企業が持続的な発展を目的として行う自主的取組

2：平均月1回以上の活動実績（単に意見交換や情報交換のみを行う会議を除く。）があり、かつ、構成員が5人以上の団体

3：<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki55/>



② 共同住宅や駐車場の防犯性能の認定・登録制度

警察では、関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンション、駐車場等を防犯優良マンション、防犯モデル駐車場等として登録又は認定をする制度の普及を図っており、令和8年3月末現在、防犯優良マンション制度は25都道府県^(注1)で、防犯モデル駐車場制度は13都府県^(注2)でそれぞれ整備されている。

③ 街頭防犯カメラの設置

街頭防犯カメラは、被害の未然防止や犯罪発生時の的確な対応に有効である。警察では、令和8年3月末現在、30都道府県で2,703台の街頭防犯カメラを設置しているほか、民間事業者等による設置・運用について支援を行っている。

④ 都市再構築の機会等を捉えた犯罪の起きにくいまちづくり

警察では、地方公共団体が主催する各種会議等に参画し、関係部門との意見調整等を継続的に行って、地方公共団体の安全で安心な都市整備に向けた主体的行動を促すとともに、復興、防災等の観点から行われる都市再構築の機会を捉えた犯罪の起きにくいまちづくりを推進している。

⑤ 防犯設備関連業界との連携

警察では、最新の犯罪情勢や手口等を事業者を提供するなどして、社会のニーズに応じた優良な防犯設備の開発を支援している。また、防犯設備に関する知識・技能を有する専門家として公益社団法人日本防犯設備協会が認定している防犯設備士等^(注3)と協働し、防犯設備の効果的な設置及び適正な管理に向けた取組を推進している。

CASE ▶

岐阜県警察では、学校の安全で安心な環境づくりのため、防犯設備士の資格を有する警察官が学校外周及び施設内に対して防犯診断を行って、危険箇所や防犯設備の設置が必要な場所について具体的な助言を行い、防犯環境の改善に向けた取組を推進している。



防犯診断の実施状況

注1：北海道、宮城、埼玉、東京、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、広島、山口、愛媛、熊本、大分及び沖縄。令和8年3月末現在、3,024件の登録又は認定がされている。

2：東京、千葉、神奈川、福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、鳥取、広島、愛媛、大分及び沖縄。令和8年3月末現在、276件の登録又は認定がされている。

3：防犯設備士（令和8年4月1日現在3万3,474人）、総合防犯設備士（同539人）

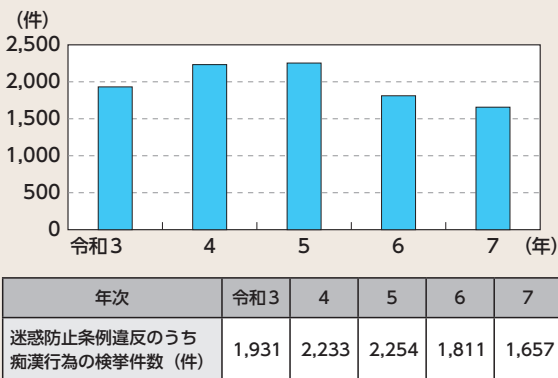
(3) 痴漢・盗撮事犯への対策

令和5年3月、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び国土交通省により「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」が取りまとめられたことを受け、警察では、同政策パッケージに基づき、重点的な取締りの強化、捜査における被害者の負担軽減に資する取組、鉄道事業者と連携した広報啓発活動、学校等における広報啓発活動、防犯アプリの普及等の取組を強力に推進している。

また、警察庁では、盗撮事犯への対策として、教室やトイレ、更衣室等への点検の際の着眼点を示した資料や、盗撮行為への注意喚起や不審な行動等を見かけた際に110番通報することなどを記載したポスターを作成し、ウェブサイトに掲載しているほか、点検の際の着眼点を示した資料を、文部科学省を通じて都道府県教育委員会に提供し、活用等を推奨している。また、都道府県警察においても様々な機会を通じて同資料等の普及を図っている。

痴漢・盗撮事犯の検挙件数等の推移は、図表2-88から図表2-90までのとおりである。

図表2-88 痴漢事犯検挙状況の推移
(令和3年～令和7年)



図表2-89 盗撮事犯検挙状況の推移
(令和3年～令和7年)

区分	年次	令和3	4	5	6	7
性的姿態撮影等処罰法に規定する性的姿態等撮影罪（ひそかに撮影する行為に係るものに限る。） ^(注) の検挙件数 (件)				1,203	6,310	7,926
迷惑防止条例違反のうち盗撮行為の検挙件数 (件)		5,019	5,737	5,730	2,013	1,311

注：性的姿態撮影等処罰法（令和5年7月13日施行）第2条第1項第1号に規定する罪

図表2-90 電車内における不同意わいせつの認知件数（令和3年～令和7年）

年次	令和3	4	5	6	7
電車内における不同意わいせつの認知件数 (件)	124	161	318	556	618

注：令和5年7月12日以前に発生した事件については、強制わいせつに係る数値を計上している。

CASE

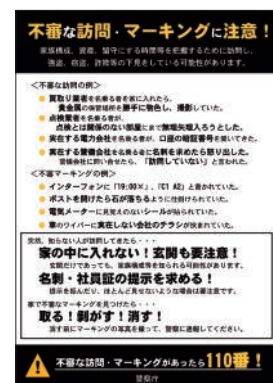
令和5年12月、無職の男（40）は、他の者と共謀して、被害者が身に着けている下着をひそかに撮影する行為により生成された性的影像記録である動画データ及び静止画データを記録、保存した上、不特定多数のインターネット利用者が閲覧可能な状態に設定するなどした。令和7年5月、同男を性的姿態撮影等処罰法違反（性的影像記録提供等）で逮捕した（栃木）。

(4) 犯罪下見活動等への対策

業者名を名乗らないといった悪質な訪問業者のみならず、強盗や侵入窃盗等のより凶悪・悪質な犯罪の下見活動と思料されるような、目的が判然としない不審な訪問や何らかの記号・印・不審な物等による家の外部へのマーキングが把握されている。

こういった下見活動等によって把握された家族構成、家屋内の状況、資産状況等の情報は、他の匿名・流動型犯罪グループの構成員等に共有され、特殊詐欺や強盗等の標的選定に利用されているおそれもある。

そのため、警察では、犯罪下見活動と思料される不審な訪問等があった場合には、国民に向けて通報の呼び掛けや注意喚起に係る広報啓発を行っている。さらに、強盗・侵入窃盗の犯行計画等の情報を把握した場合には、警戒態勢の構築、犯行対象の警戒等の犯罪防止対策の実施や関係都道府県警察との広域的な情報共有により住人の安全確保と犯罪の未然防止に向けた対策を行っている。



不審な訪問・マーキングへの注意喚起のための広報啓発資料

2 警備業、古物営業及び質屋営業の状況

(1) 警備業の状況

令和7年末現在、全国の警備業者数は10,949業者、警備員数は596,985人となっている。

警備業は、施設警備業務、雑踏警備業務、交通誘導警備業務、現金輸送警備業務、ボディガード等の様々な形態があるところ、特に各種センサー、非常通報装置等の警備業務用機械装置を使用して、住宅、事務所、店舗、駐車場等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する機械警備が広く普及するなど、国民に幅広く生活安全サービスを提供しているほか、空港や原子力発電所等の重要施設や大規模イベント等における警備業務も担うなど、警備業に対する社会的な需要は増大している。

警察では、警備業が果たすこうした役割に鑑み、警備業法に基づき、業界団体と連携して警備業務の質の向上を図るとともに、警備業者に対する指導監督を行うなどして、警備業務の実施の適正を図っている。

図表2-91 警備業者及び警備員数の推移（平成28年～令和7年）

区分 \ 年次	平成28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
警備業者数（業者）	9,434	9,548	9,714	9,908	10,113	10,359	10,524	10,674	10,811	10,949
警備員数（人）	543,244	552,405	554,517	570,727	588,364	589,938	582,114	584,868	587,848	596,985

(2) 古物営業及び質屋営業の状況

古物商や質屋においては、その営業の中で古物や質物として盗品等を扱うおそれがあることから、古物営業法及び質屋営業法では、これらの営業に係る業務について事業者に対する必要な規制等を定め、窃盗その他の犯罪の防止を図っている。

令和7年中、古物商及び質屋から都道府県警察に対してなされた不正品の疑いがある旨の申告件数は176件であった。このほか、古物商及び質屋の業界団体は、各種防犯活動への参加や啓発活動を行っている。警察では、古物営業法又は質屋営業法に基づく品触れ^(注)や指導監督等により、盗品等の流通防止と被害の迅速な回復に努めている。

図表2-92 古物営業及び質屋営業許可件数の推移（平成28年～令和7年）

区分 \ 年次	平成28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
古物営業（件）	775,723	784,677	789,345	779,836	396,378	441,745	484,178	529,991	573,024	615,194
古物商	774,157	783,110	787,779	778,332	395,526	440,874	483,276	529,024	571,946	614,118
古物市場主	1,566	1,567	1,566	1,504	852	871	902	967	1,078	1,076
質屋営業（件）	2,951	2,865	2,793	2,711	2,660	2,594	2,537	2,470	2,428	2,387

注：古物営業法の一部改正（令和2年4月1日施行）により、古物営業の許可について、営業所等の所在する都道府県ごとの公安委員会の許可から主たる営業所等の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可に変更された。

注：警察本部長等が盗品等の発見のために必要があると認めたときに、古物商等に対して被害品の特徴等を通知し、その有無の確認及び届出を求めるもの

3 少年非行防止に向けた取組

(1) 少年非行の現状

① 少年非行情勢

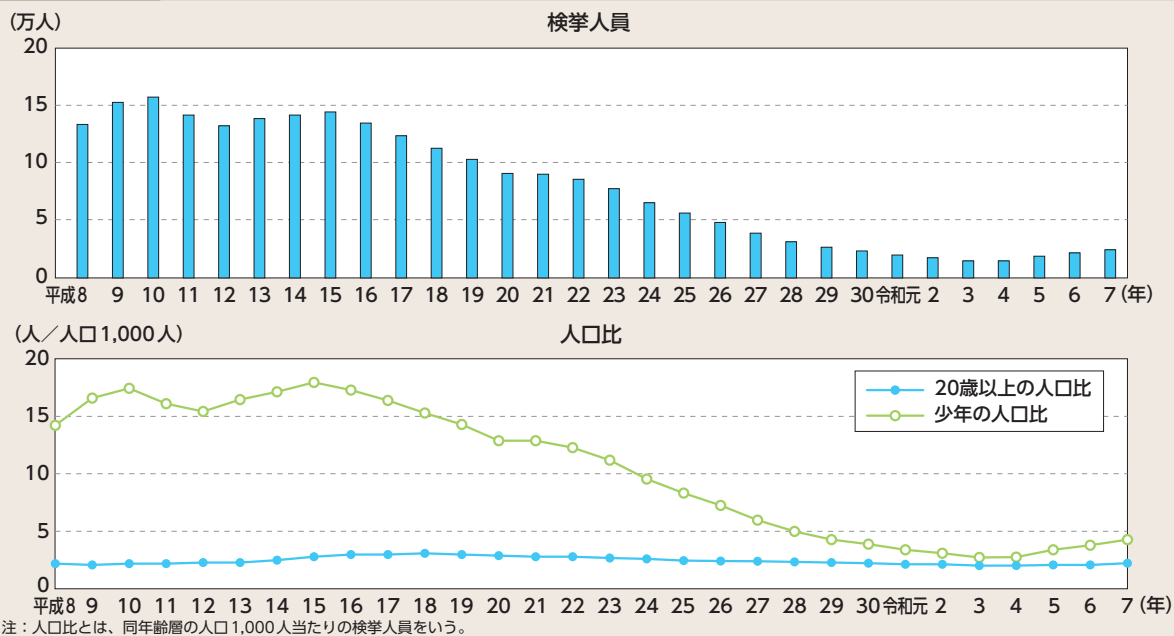
刑法犯少年の検挙人員は、戦後最少であった令和3年から4年連続で増加し、令和7年中は2万4,416人と、前年より2,654人（12.2%）増加した。同年齢層の人口1,000人当たりの検挙人員は3.8人で20歳以上（1.7人）と比べ、引き続き高い水準にある。

触法少年（刑法）の補導人員は、戦後最少であった令和2年から5年連続で増加し、令和7年中は9,178人と、前年より1,265人（16.0%）増加した。

不良行為少年の補導人員は、令和5年から2年連続で増加していたが、令和7年中は31万7,221人と、前年より3万4,613人（9.8%）減少した。

また、最近ではSNSを悪用した犯罪実行者募集に応募した少年が、特殊詐欺や強盗に関与し、検挙される事案が発生している。

図表2-93 刑法犯少年の検挙人員・人口比の推移（平成8年～令和7年）



図表2-94 触法少年（刑法）及び不良行為少年の補導人員の推移（平成28年～令和7年）

区分	年次	平成28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
触法少年（刑法）の補導人員（人）		8,587	8,311	6,969	6,162	5,086	5,581	6,025	7,257	7,913	9,178
	凶悪犯	81	74	61	72	55	54	77	62	81	102
	粗暴犯	987	1,014	908	1,001	864	975	1,123	1,441	1,578	1,889
	窃盗犯	5,699	5,535	4,685	3,887	3,111	3,270	3,464	4,138	4,384	5,023
	知能犯	48	34	39	31	33	28	30	43	46	66
	風俗犯	192	214	188	187	174	206	191	235	317	380
	その他の刑法犯	1,580	1,440	1,088	984	849	1,048	1,140	1,338	1,507	1,718
不良行為少年の補導人員（人）		536,420	476,284	404,754	374,982	333,182	308,563	297,078	321,689	351,834	317,221
	深夜はいかい	309,239	270,667	226,377	210,691	179,186	158,202	150,948	165,973	181,791	148,369
	喫煙	162,231	138,588	112,861	98,787	99,220	92,786	87,165	97,698	116,564	116,242
	その他	64,950	67,029	65,516	65,504	54,776	57,575	58,965	58,018	53,479	52,610

② 令和7年中の少年非行の主な特徴

ア 刑法犯少年

令和7年中に検挙した少年の包括罪種別検挙人員は、全ての罪種で増加した。

図表2-95 刑法犯少年の包括罪種別検挙人員の推移（平成28年～令和7年）

区分	年次	平成28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
総数（人）		31,516	26,797	23,489	19,914	17,466	14,818	14,887	18,949	21,762	24,416
凶悪犯		538	438	463	457	522	410	495	606	838	874
粗暴犯		4,197	3,619	3,623	3,484	3,060	2,815	2,844	3,570	3,998	4,589
窃盗犯		18,298	15,575	13,163	10,813	9,222	7,421	7,503	9,855	11,085	12,727
知能犯		833	899	1,155	901	731	923	750	796	848	937
風俗犯		573	565	537	502	400	469	477	636	1,220	1,354
その他の刑法犯		7,077	5,701	4,548	3,757	3,531	2,780	2,818	3,486	3,773	3,935

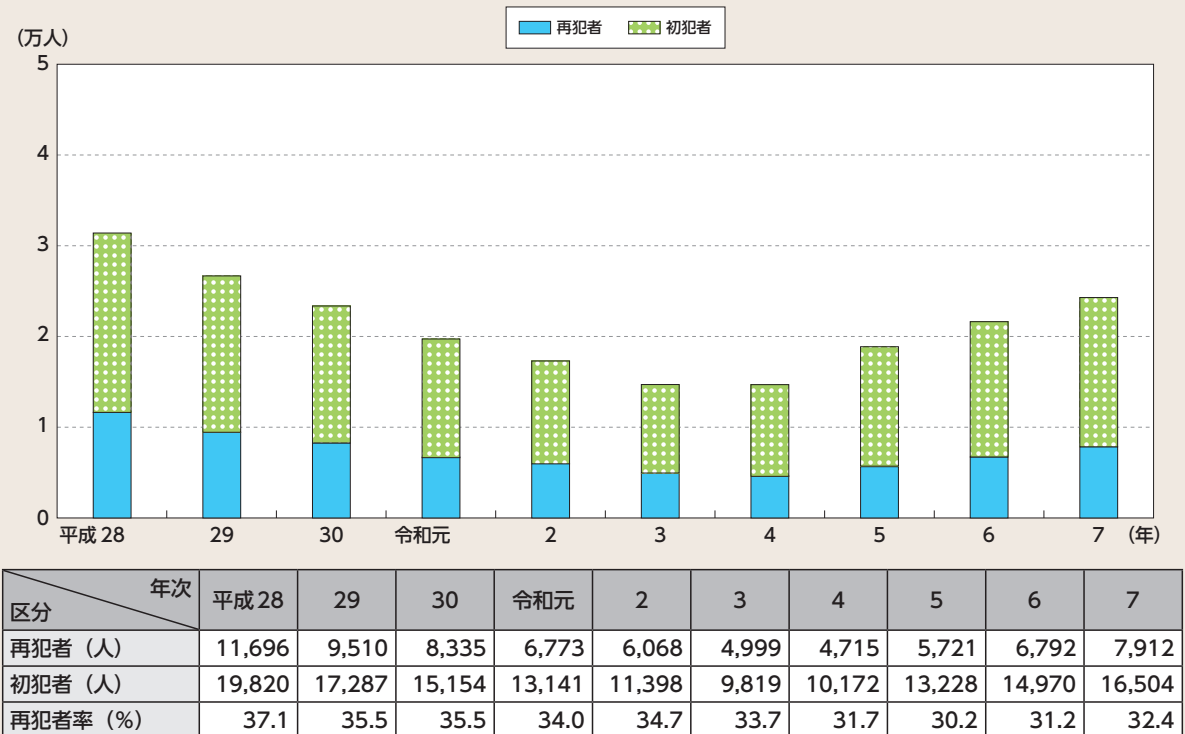
CASE

令和7年4月、無職の少年（18）らは共謀して、公園内において男性を殺害して金品を強取しようと考え、鈍器で頭部等に打撃を加えるなどして殺害した上、現金が入った財布やスマートフォンを強取した。同年6月、同少年ら3人を強盗殺人罪で逮捕した（広島）。

イ 再犯者^{（注）}

刑法犯少年の再犯者数・再犯者率の推移は図表2-96のとおりであり、再犯者数は19年連続で減少していたが、令和5年から3年連続で増加した。再犯者率は32.4%と、前年より1.2ポイント増加した。

図表2-96 刑法犯少年の再犯者数・再犯者率の推移（平成28年～令和7年）



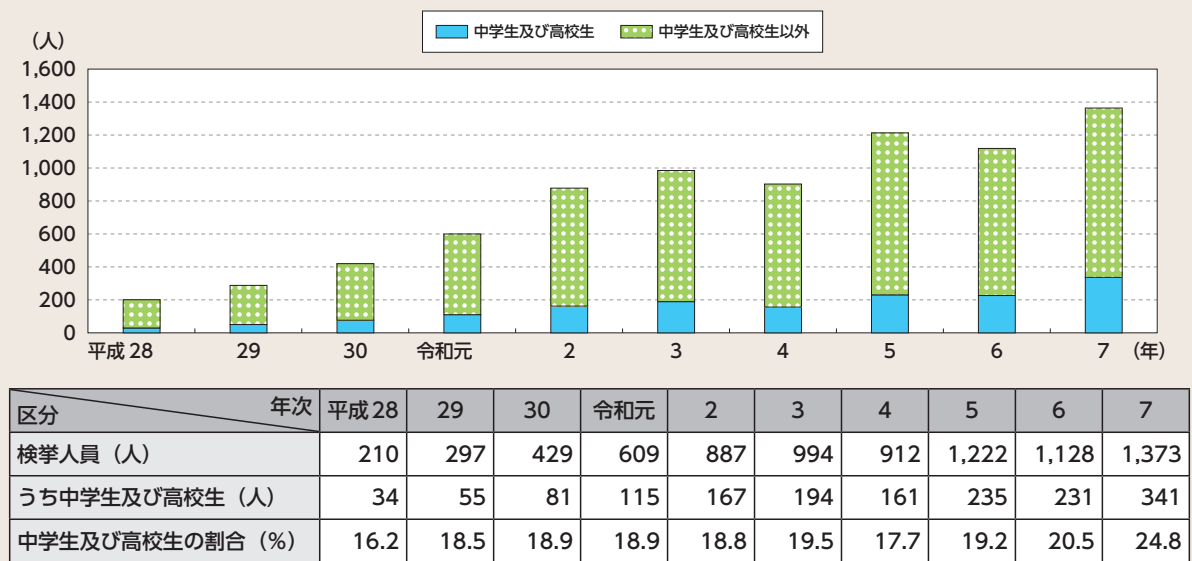
注：非行を犯した者であって、当該非行の以前に、非行を犯し、処分を受けたことのあるものをいう。処分の未決・既決は問わず、触法少年時に受けた処分や警察限りの扱いも含む。

memo 少年の大麻事犯^(注)の現状

少年の大麻事犯の検挙人員は図表2-97のとおりであり、令和7年中の検挙人員は1,373人と過去最多となった。また、その中でも中学生及び高校生の検挙人員が占める割合が増加傾向にある。

少年の大麻事犯の増加の背景として、少年が大麻の違法性や有害性に関する認識が希薄なまま、好奇心・興味本位、その場の雰囲気といった安易な考えの下短絡的かつ享乐的に大麻に手を染める傾向が見受けられる。警察では、薬物乱用防止のための広報啓発を強化し、大麻乱用が自身だけでなく家族や友人を巻き込む悲惨な将来を招くことなどを伝える啓発動画をSNSにおいて広告配信した。

図表2-97 少年の大麻事犯の推移（平成28年～令和7年）



memo 少年によるオンライン上で行われる賭博行為

少年がパソコンやスマートフォンからオンラインカジノサイトにアクセスして賭博行為を行い、検挙される事案が増加している。オンラインカジノが少年による他の犯罪行為の入口となる実態も見られ、憂慮すべき事態となっている。警察では、これらの現状を踏まえ、非行防止教室等の機会を捉え、オンライン上の賭博の危険性について啓発等を行っている。



オンライン上の賭博に関する啓発用チラシ

CASE

中学生の少年（15）は、令和6年2月から令和7年3月にかけて、オンラインカジノで賭博をするために、女性を装ってその内容のメッセージを送るなどして電子マネー等を詐取した。同年10月までに、同少年を詐欺罪で逮捕した（警視庁）。

注：大麻事犯の検挙人員は、麻薬特例法の罪の「大麻・THC」に関する検挙及び大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行日（令和6年12月12日）以降の麻薬及び向精神薬取締法において麻薬とされる「大麻・THC」に関する検挙を含む。

(2) 非行少年を生まない社会づくり

警察では、都道府県警察に少年サポートセンターを設置し、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を行っている。また、少年の規範意識の向上及び社会とのきずなの強化を図るため、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでいる。

① 少年相談活動

少年や保護者等の悩みや困りごとについて、専門的な知識を有する職員等が面接や電話、電子メール等で相談に応じ、指導・助言を行っている。

② 街頭補導活動

少年のい集する繁華街や公園等において、少年警察ボランティア等と共同で、喫煙や深夜はいかい等をしている少年に指導・注意を行う街頭補導活動を実施している。

③ 継続補導・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

少年相談や街頭補導活動を通じて関わった少年に対し、本人や保護者等の申出に応じて指導・助言等を行う継続補導を実施している。また、問題を抱え非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して警察から連絡し、専門的な機関・団体との協働による活動も念頭に、継続的に声を掛けるほか、体験活動等への参加促進、修学・就労の支援等を行い、少年が再び非行に走ることのないよう立ち直りを支援する活動を推進している。

④ 広報啓発活動

学校で非行防止教室、薬物乱用防止教室等を実施するなどして、地域の非行情勢や非行要因等について情報発信し、少年警察活動等についての理解を促している。

(3) 学校その他関係機関との連携確保

① 学校と警察との連携

教育委員会等と警察の間で締結した協定等に基づき、非行等の問題がある児童・生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する学校・警察連絡制度が、全ての都道府県で運用されている。また、警察署の管轄区域、市町村の区域等を単位に、令和8年4月現在、全ての都道府県で約2,400の学校警察連絡協議会が設けられている。

② スクールサポーター

退職した警察官等をスクールサポーターとして警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣するなどして、いじめ等の学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っている。令和8年4月現在、44都道府県で約820人が配置されている。

③ 少年サポートチーム

個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から構成される少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年等への指導・助言を行っている。

（４）少年警察ボランティアとの連携

警察では、令和８年４月現在、少年警察ボランティアとして、全国で少年補導員^(注１)約４万３,０００人、少年警察協助力員^(注２)約２１０人及び少年指導委員^(注３)約５,０００人を委嘱しており、協力して少年の健全育成のための活動を推進している。また、同年３月現在、大学生ボランティア約７,３００人が全国で活動しており、少年と年齢が近く、その心情や行動を理解しやすいなどの特性を生かし、学習支援活動、少年の居場所づくり活動、少年の非行・被害防止のためのサイバーパトロール等にも取り組んでいる。



大学生ボランティアの学習支援の様子

（５）少年事件対策

警察では、集団的不良交友関係^(注４)に関する情報を収集・分析し、少年事件対策に活用するとともに、都道府県警察本部に少年事件指導官を置き、個々の少年の特性に応じた取調べや客観的証拠の収集等による非行事実の厳格な特定等に努めるよう、捜査員等に対して指導・教育を行うことにより、少年事件の厳正かつ的確な捜査・調査に努めている。

また、少年が匿名・流動型犯罪グループに加担し、犯罪の実行役として特殊詐欺や侵入強盗等の組織的な犯罪を敢行しているなど、少年非行情勢が変容していることを踏まえ、非行集団に対して、あらゆる警察活動を通じた実態把握を行うなど、匿名・流動型犯罪グループ対策とも連動した総合的な対策を推進している。

CASE

令和７年６月、少年（１６）らは、ＳＮＳを通じて知り合った人物から犯行を持ち掛けられ、指示役らと共に共謀して、貴金属店に押し入り、店員に刃物を突きつけて脅迫し、貴金属を奪った。同年９月までに、同少年ら４人を強盗罪等で逮捕した（福岡）。

注１：街頭補導活動をはじめとする幅広い非行防止活動に従事している。

注２：非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導・相談に従事している。

注３：風営適正化法に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動に従事している。

注４：非行集団等及びその構成員又はこれに準ずる２人以上の交友関係

第5節

犯罪被害者等支援

1 犯罪被害者等基本計画等の推進

(1) 第5次犯罪被害者等基本計画の策定

犯罪被害者等基本法において、政府は、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画を定めなければならないこととされている。

これに基づき、平成17年（2005年）以降、4次にわたり「犯罪被害者等基本計画」が策定されている。令和8年（2026年）3月には、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする第5次犯罪被害者等基本計画の案が犯罪被害者等施策推進会議において作成されるとともに、同計画が閣議決定された。同計画では、関係府省庁が実施すべき施策として、途切れない支援の提供体制の整備・充実、犯罪被害者等を支える気運醸成、犯罪被害者等の損害回復、犯罪被害者等への経済的支援、犯罪被害者等の刑事手続等への関与拡充等に関する307の施策が盛り込まれている。

犯罪被害者等施策の司令塔機能を担う警察庁では、関係府省庁、地方公共団体の担当部局等の関係機関・団体に対し、犯罪被害者等のための施策の更なる充実を働き掛けつつ、その進捗状況を定期的に確認するとともに、年次報告（犯罪被害者白書）等を通じて公表するなど、同計画の確実な推進を図っている。



令和7年版犯罪被害者白書



犯罪被害者等施策推進会議の状況

図表2-98 第5次犯罪被害者等基本計画の概要

- **20年の取組を整理**した上で、**合計307個の施策をパッケージとして充実・強化**
- 内容・体制の両面で、**全国の支援の標準化・底上げ**を図る
- 司令塔の警察庁の下、各府省庁が連携して、**新たに施策の動向把握のための参考指標を提示**より一層実態に即した犯罪被害者等支援を実施



策定方針及び計画期間

- ・犯罪被害者等からの意見聴取の上、盛り込むべき施策を検討
- ・**令和8年度からの5か年計画**

基本方針

- ① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障
- ② 個々の事情に応じて適切に行う
- ③ 途切れることなく行う
- ④ 国民の総意を形成しながら展開

重点課題及び具体的施策

推進体制・参考指標

- ・国家公安委員会（警察庁）の総合調整
- ・**施策の検証・評価**

重点課題第1

損害回復・経済的支援等への取組

- ✓ **賠償履行**に資する加害者処遇
- ✓ 時効更新等の負担軽減
- ✓ 犯罪被害給付制度の改善
- ✓ 犯罪被害者等支援や民事法律制度の**諸外国調査**
- ✓ 事業主の理解・**休暇制度の導入**の促進

重点課題第4

支援等のための体制整備への取組

- ✓ **ワンストップサービス体制**の整備・充実
- ✓ **犯罪被害者等支援弁護士制度**の運用等

重点課題第2

精神的被害・身体的被害の回復・防止への取組

- ✓ **トラウマインフォームドケアの推進**による二次的被害の防止・被害回復の促進

重点課題第3

刑事手続等への関与拡充への取組

- ✓ **公判前整理手続**への関与の在り方、**少年審判・医療観察審判**の傍聴制度の充実に関する多角的検討

重点課題第5

国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- ✓ **広報啓発の強化**

2 警察による犯罪被害者等支援

(1) 基本施策

犯罪被害者等は、犯罪によって直接、身体的、精神的又は経済的な被害を受けるだけでなく、様々な二次的被害を受ける場合がある。そこで、警察では図表2-100のとおり、様々な側面から犯罪被害者等支援の充実を図っている。また、各都道府県警察において、あらかじめ指定された警察職員が事件発生直後に犯罪被害者等支援を行う指定被害者支援要員制度^(注)が導入されている。

図表2-100 犯罪被害者等支援に関する主な施策

犯罪被害者等への配慮及び情報提供 ●全国統一の相談専用電話「#9110」番、性犯罪被害相談電話「#8103」等の相談電話の設置 ●性犯罪被害相談窓口への女性警察職員の配置 ●刑事手続や犯罪被害者のための制度等を取りまとめた「被害者の手引」の作成・配布 ●捜査状況等の情報の提供	犯罪被害者等の安全の確保 ●再被害防止措置の推進（防犯指導、緊急通報装置の貸与等） ●再被害防止に向けた関係機関との連携
犯罪被害者等支援推進のための基盤整備及び国民の理解の増進 ●被害者用事情聴取室や被害者支援用車両の活用 ●指定被害者支援要員制度の積極的活用 ●犯罪被害者等支援施策に関する広報啓発活動の推進 ●犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の開催	精神的被害の回復への支援 ●カウンセリング技能を有する警察職員の配置 ●犯罪被害者等の要望に応じた適切なカウンセリングの実施
経済的負担の軽減に資する支援 ●公費負担制度の運用 ・性犯罪被害者に対する緊急避妊費用 ・身体犯罪被害者に対する診断書料 ・司法解剖後の遺体搬送・遺体修復費用 ・精神科医等によるカウンセリング費用 ・緊急避難場所を利用するための費用 ・ハウスクリーニング費用 等 ●犯罪被害者給付制度の告示、早期の仮給付及び迅速な裁定	

(2) 犯罪被害給付制度・国外犯罪被害弔慰金等支給制度

警察では、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や損害賠償を得られない犯罪被害者又はその遺族に対し、経済的・精神的負担の軽減に資するため、犯罪被害者支援法に基づき、国が一定の給付金を支給する「犯罪被害給付制度」を、昭和56年（1981年）1月から運用している。同制度は、犯罪被害等の早期の軽減に重要な役割を果たしている。令和6年6月には、同制度の改正により、遺族給付基礎額等の最低額の引上げや遺族給付基礎額の算定における加算額の新設を行い、実給付額ベースでの給付水準が大幅に引き上げられた。

図表2-101 犯罪被害給付制度

犯罪被害者等給付金	遺族給付金 ○ 犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族に支給する給付金	支給額の計算式 遺族給付基礎額 × 倍数 遺族給付基礎額 … 犯罪被害者の収入に応じて算定（年齢層・生計維持関係遺族の有無に応じて最高額・最低額を設定）。一定の親族が遺族給付金を受給する場合、犯罪被害者の収入によらず一定額を加算 倍 数 … 生計維持関係遺族の人数に応じて決定。生計維持関係遺族に8歳未満の遺児がいる場合は、その年齢・人数に応じて加算 ※ 犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合は犯罪被害者負担額と休業加算額の合計額を加算 ※ 第一順位の遺族が二人以上いるときは、その人数で除した額
	重傷病給付金 ○ 犯罪行為により重傷病（加療1月以上、かつ、入院3日以上を要した負傷又は疾病（精神疾患である場合には、3日以上労務に服することができない程度のもの）を負った者に支給する給付金	支給額の計算式 犯罪被害者負担額 + 休業加算額 犯罪被害者負担額 … 負傷又は疾病から3年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額 休 業 加 算 額 … 犯罪被害者の収入に応じて算定した休業加算基礎額（年齢層に応じて最高額・最低額を設定）に休業日数を掛けることで算定 ※ 上限：120万円
	障害給付金 ○ 犯罪行為により障害（負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上の障害（精神疾患によるものを含む。）で、障害等級第1級～第14級程度の障害）が残った者に支給する給付金	支給額の計算式 障害給付基礎額 × 倍数 障害給付基礎額 … 犯罪被害者の収入に応じて算定（年齢層・障害等級に応じて最高額・最低額を設定） 倍 数 … 障害等級に応じて決定
	○ 給付金が減額又は調整される場合 犯罪被害を受けた場合であっても、犯罪が親族間で行われた場合（親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合等を除く。）や犯罪被害者にも原因がある場合等には、給付金の全部又は一部が支給されないことがある。また、労働者災害補償保険等の公的補償を受けた場合や損害賠償を受けた場合は、その額と給付金の支給額とが調整されることとなる。	

注：120頁参照

また、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為により死亡した日本国籍を有する者（日本国外の永住者を除く。以下同じ。）の第一順位遺族（日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に対し、国外犯罪被害弔慰金として被害者一人当たり200万円を、当該犯罪行為により障害等級第1級相当の障害が残った日本国籍を有する者に対し、国外犯罪被害障害見舞金として一人当たり100万円を、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、国がそれぞれ支給する「国外犯罪被害弔慰金等支給制度」を平成28年11月から運用している。

（3）犯罪被害者等の特性に応じた施策

犯罪類型等によって犯罪被害者等には異なる特性があることから、警察では、性犯罪被害者、交通事故被害者^{（注1）}、配偶者からの暴力事案の被害者^{（注2）}、ストーカー事案の被害者^{（注3）}、被害少年^{（注4）}、暴力団犯罪被害者等について、その特性に応じた施策を推進している。

図表2-102 性犯罪被害者の特性に応じた施策

性犯罪被害者の立場に立った対応を心掛け、その精神的負担の軽減を図る。

- ・性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置
- ・性犯罪被害者が要望する性別の警察職員による対応
- ・各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」の運用
- ・カウンセリング技能を有する警察職員の活用、精神科医等との連携によるカウンセリング委嘱制度の運用
- ・初診料、診断書料、緊急避妊費用、カウンセリング費用等の支援、衣類を証拠として預かる際の着替え等の整備
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、産婦人科医会等との連携強化
- ・「性犯罪被害者の手引」の配布 等



「#8103（ハートさん）」の広報ポスター

（4）警察の役割及び関係機関・団体との連携

犯罪被害者等が支援を必要とする事柄は生活、医療、公判等多岐にわたるところ、警察は、犯罪被害者等からの相談を第一次的に受けることが多い機関として、犯罪被害者等のニーズを把握するとともに、そのニーズに応じて、地方公共団体をはじめとした関係機関・団体に対する情報提供、多機関ワンストップサービス体制への参画等の役割を担っている。

関係機関・団体との連携強化のため、全ての都道府県において、警察、検察庁、弁護士会、医師会、公認心理師関連団体、地方公共団体等の関係機関・団体から構成される被害者支援連絡協議会や、警察署等を単位とした被害者支援地域ネットワーク（連絡協議会）が設置されている。

また、よりきめ細かな犯罪被害者等支援を行うため、全ての都道府県において、犯罪被害者支援法に基づき、都道府県公安委員会が、犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に実施できる団体を犯罪被害者等早期援助団体として指定している。都道府県警察では、同団体に対し、犯罪被害者等の同意を得て、犯罪被害の概要等に関する情報提供を行うなど、緊密な連携を図っている。

注1：196頁参照（第5章）

2：60頁参照

3：60頁参照

4：69頁参照

警察活動の最前線

警察による犯罪被害者等支援の例

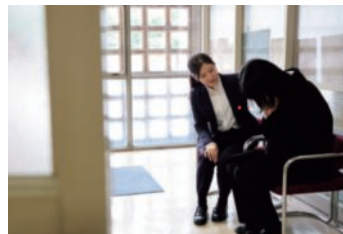
警察では、犯罪被害者等が直面する様々な状況に応じた支援の充実を図っている。その支援について警察署及び警察本部における対応の一例を紹介する（被害者は模擬）。

① 事件の認知

「繁華街で男が通行人を次々と襲っており、怪我人がある」との110番通報を受理した。警察官を現場に派遣するとともに被害状況を確認したところ、複数の負傷者が発生した重大事件と判明したことから、早期に被害者支援体制を構築して指定被害者支援要員を派遣した。

犯罪被害者等への適切な支援を行うため、必要な人数の指定被害者支援要員を派遣します。

犯罪被害者等の置かれた状況は様々で、時間の経過とともに直面する問題も変わってきますので、指定被害者支援要員は、被害者の付添い支援や刑事手続等の説明のほか、被害者からの心配事の相談受理など犯罪被害者等に寄り添った活動を継続的に行っていきます。



指定被害者支援要員による付添い

指定被害者支援要員制度

「指定被害者支援要員制度」とは、専門的な犯罪被害者等支援が必要とされる事案が発生したときに、あらかじめ指定された警察職員（指定被害者支援要員）が事件発生直後から各種被害者等支援活動を推進する制度であり、各都道府県警察で導入されている。令和7年末現在、全国で3万9,695人が指定されている。



犯罪被害の発生

被疑者の逮捕

② 病院への付添い

重傷を負った被害者の方が搬送された病院に指定被害者支援要員が向かうとともに、本人に代わって家族への連絡を行った。突然の出来事に混乱する家族に対し、その心情に配慮しつつ、被害の状況を説明した。

病院等への付添いの際は、犯罪被害者等のプライバシーの確保に気を付けています。
また、犯罪被害者等に被害等の状況を確認する際は、その行為自体が二次的被害を生じさせてしまうおそれもあることから、専門的研修で学んだ犯罪被害者等の心理状況を意識しながら、対応を行っています。



病院への付添い

③ 被害者の手引の交付

被害者の方に対し、被害者の手引を交付し、今後の刑事手続や各種被害者等支援制度の説明を行った。

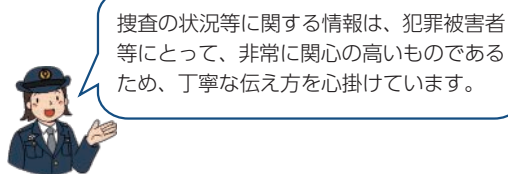
犯罪被害者等にとって、犯罪被害者等支援の内容や、刑事手続に関することは、余りなじみのないものであるので、丁寧な説明をするよう心掛けています。



手引の説明

④ 被害者連絡の実施

被疑者が逮捕されたことを伝えるため、被害者の方に対し、事件を担当する捜査員から連絡を行った。あわせて、最近の生活状況を聴取すると、被害者の方が強い精神的ショックを受けていることが判明した。



被害者の方への連絡

⑦ 関係機関・団体との連携

被害者の方が公判への参加を要望したため、被害者の方の同意を得て、犯罪被害者等早期援助団体^(注2)に対し、犯罪被害の概要に関する情報提供を行い、被害者の方への付添いを依頼したほか、被害者の方のニーズに応じた支援が提供されるよう、都道府県の犯罪被害者等支援コーディネーターに情報提供を行った。

犯罪被害者等のニーズは、生活上の支援をはじめ、医療や公判に関することなど、極めて多岐にわたります。よりきめ細かな支援を行うため、犯罪被害者等早期援助団体や地方公共団体の職員と連携を図りながら、犯罪被害者等のニーズに対応した支援活動の推進に努めています。



被害者の方への付添い

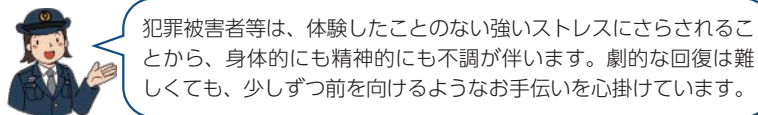
注2：119頁参照

被疑者の起訴

公判の開始

⑤ 精神的負担の軽減

被害者の方の一部には、強い精神的ショックにより日常生活に支障が生じていたため、カウンセリングに関する専門知識を有する警察職員によるカウンセリングを実施した。



カウンセリング

⑥ 経済的負担の軽減

被害者の方に対し、犯罪被害者等給付金の申請について教示したほか、地方公共団体における経済的支援制度等について教示した。

警察では、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、犯罪被害者給付制度や各種公費負担制度^(注1)を運用しています。支援に携わる職員がこれらの制度に加え、地方公共団体における経済的支援制度等についても理解した上で、犯罪被害者等の置かれた状況等に十分配慮し、適時適切に確実な教示を行うことが重要であり、様々な場を通じて、関係職員に対する教育訓練を徹底しています。



経済的支援制度等の教示

注1：118頁参照

警察活動の最前線



迅速かつ的確な事案対処

京都府警察本部生活安全部人身安全対策課人身危機事案対処係

高原 逸己

ストーカー事案をはじめとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案は、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きいことから、被害者の安全を確保するとともにストーカー加害者への迅速かつ的確な対処が求められています。

現在私は、人身安全対策課人身危機事案対処係において、四交替制勤務により、各署で発生するストーカー事案をはじめとした人身安全関連事案の現場支援に従事しています。

各署への支援をする中で、ある女性が、警察から指導を受けたにもかかわらず、数日後には、元交際相手の男性に対し、自死する旨等のメッセージを連続して送信し、さらには同男性宅に押し掛けたストーカー事案が発生しました。

署員と共に迅速かつ的確に所要の捜査を実施し、押し掛けを認知した当日に女性をストーカー規制法違反で通常逮捕し、男性の安全を確保しました。

この事案を通じて、加害者の執着心は極めて強いものであり、必要に応じて加害者の検挙をはじめとした厳正な措置を執るなど、事案ごとに被害者の安全を確保するための最善の対策を講ずることが重要だと再認識しました。

これからも事案に応じて的確に判断した上、加害者に対し毅然とした姿勢を貫き、一人でも多くの被害者を救いたいと思います。



画像鑑定技術の発展に向けて

島根県警察本部刑事部科学捜査研究所物理科

濱野 聖也

私は、画像解析・火災・銃器・交通事故等に関する鑑定・検査業務に従事する傍ら、防犯カメラ等の映像に記録された事件や事故の状況をコンピュータで再現する鑑定法について研究を行っています。この鑑定法では、映像に記録された状況の再現を、実際の現場ではなく、コンピュータ上の仮想的な空間に3Dモデルを構築して行います。3Dモデルを用いる利点として、現場作業を要さないことや再現後に視点を変えて詳細に状況を確認できることが挙げられ、具体的には、長時間の交通規制や多大な労力が必要である交通事故や大規模労災事故の実況見分において、現場作業の負担を軽減しつつ、事故状況の把握や事故原因の究明に役立てることが期待されています。

現在は、3Dコンピュータグラフィックス分野で進展している最新技術を取り入れて、3Dモデルの構築手順の一部を自動化する手法の開発に取り組んでおり、鑑定人の熟練度等に左右されない鑑定法の確立を目指しています。

私が取り組んでいる画像分野の研究は進歩が著しく、最新技術の動向を追いつけることは大変ですが、新しい技術を理解して自身の研究に取り入れ、成果に結びついたときには大きなやりがいを感じます。今後も研究を継続しながら、鑑定技術の発展に貢献していきたいと思っています。

